

杵築市地域防災計画

資料編

令和6年3月

目 次

【資料 1】	杵築市防災会議条例	1
【資料 2-1】	杵築市災害対策本部条例	3
【資料 2-2】	杵築市災害対策本部規程	4
【資料 3】	大分県及び杵築市相互間の災害時応援協定書	11
【資料 4-1】	災害通信系統図	14
【資料 4-2】	防災関係機関連絡先一覧	15
【資料 5-1】	指定緊急避難場所一覧表	17
【資料 5-2】	指定避難所一覧表	25
【資料 5-3】	指定福祉避難所一覧表	25
【資料 6-1】	避難所生活用品の備蓄状況	26
【資料 6-2】	医療機関等	32
【資料 7-1】	土砂災害警戒区域等の公示区域一覧表	33
【資料 7-2】	土砂災害警戒区域等内に位置する要配慮者利用施設	65
【資料 7-3】	ため池台帳（防災重点ため池）	67
【資料 7-4】	杵築市山地災害危険地区（大分県森林保全課）	70
【資料 7-5】	杵築市のハザードマップ	70
【資料 8-1】	気象注意報・警報の種類及び発表基準	71
【資料 8-2】	気象及び災害の一般知識	73
【資料 8-3】	災害危険予想地域調査要領	81
【資料 9-1】	激甚災害指定基準	83
【資料 9-2】	局地激甚災害指定基準	86
【資料 10-1】	「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表	88
【資料 10-2】	災害弔慰金の支給等に関する条例	93
【資料 10-3】	杵築市災害支援金支給要綱	97
【資料 10-4】	被災者支援に関する各種制度（経済・生活面の支援）	99
【資料 10-5】	被災者支援に関する各種制度（住まいの確保・再建のための支援）	111
【資料 10-6】	被災者支援に関する各種制度（農林漁業・中小企業・自営業への支援）	120
【資料 11】	災害救助法関係様式	126
【資料 12】	自衛隊関係様式	146
【資料 13】	り災証明書等	149

【資料 14】避難所運営に関わる様式	157
--------------------------	-----

【資料1】杵築市防災会議条例

杵築市防災会議条例

平成17年10月1日条例第184号

改正

平成23年3月18日条例第9号
平成24年9月27日条例第28号
令和5年3月23日条例第2号

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、杵築市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）杵築市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）大分県知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （2）大分県警察官のうちから市長が委嘱する者
 - （3）市長部局の職員のうちから市長が指名する者
 - （4）杵築市教育委員会教育長
 - （5）杵築市消防団長
 - （6）杵築速見消防組合消防長
 - （7）指定公共機関の職員又は公共的団体の役員のうちから市長が委嘱する者
 - （8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （9）その他市長が特別に委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、24人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大分県の職員、杵築市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が選任する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(杵築市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 前項の規定の施行後最初に委嘱される改正後の第3条第5項第9号に規定する委員の任期は、平成26年7月31日までとする。

附 則 (令和5年3月23日条例第2号)

この条例は、令和5年4月26日から施行する。

【資料2-1】杵築市災害対策本部条例

杵築市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 185 号

改正

平成24年9月7日条例第29号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、杵築市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 2-2】杵築市災害対策本部規程

杵築市災害対策本部規程

平成17年10月 1日

訓令第29号

改正 令和3年3月31日訓令第7号

杵築市災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、杵築市災害対策本部条例（平成17年杵築市条例第185号）第5条の規定に基づき、杵築市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、杵築市で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたとときに設置する。

2 本部は、杵築市役所内に置く。

(本部の所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 災害情報及び被害報告を収集し、これに基づく適切な措置を関係機関に対して行うこと。

(2) 救助その他緊急措置に関する労務、施設、物資等に関する計画を樹立し、実施すること。

(3) 被害の防止及び応急復旧に必要な対策を樹立し、実施すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表第1に掲げる班を置く。

2 班に班長、副班長及び班員を置く。

(副本部長)

第5条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

(班長、副班長及び班員)

第6条 班長、副班長及び班員は、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 班長は、本部長の命を受け、別表第2に掲げる分掌事務を処理する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は欠けたときは、班長の職務を代理する。

4 班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

(連絡員)

第7条 班に連絡員を置く。

2 連絡員は、班長が指名する。

3 連絡員は、各班所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な事項の取りまとめ及び本部長の指令等を所属の班に伝達する事務に従事する。

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び班長をもって組織し、本部長が招集し、議長となる。

2 本部会議は、災害対策に関する重要事項について協議する。

(現地本部)

第9条 本部長は、一定の区域だけに災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該区域の庁舎又は現地に現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設けることができる。

2 現地本部の組織その他必要な事項は、その都度本部長が定める。
（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月12日訓令第11号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月15日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月1日訓令第14号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月19日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第21号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第7号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条、第 6 条関係)

班名	班長	副班長	班員
本部事務局	危機管理課長	総務課長 企画財政課長	危機管理課員、総務課員、企画財政課員
被災者対策班	税務課長	市民生活課長	税務課員、市民生活課員
産業対策班	農林水産課長	商工観光課長 財産管理活用課長	農林水産課員、商工観光課員、財産管理活用課員
土木対策班	建設課長	上下水道課長	建設課員、上下水道課員
保健・福祉対策班	福祉事務所長	協働のまちづくり課長 健康長寿あんしん課長 医療介護連携課長 農業委員会事務局長	協働のまちづくり課員、福祉事務所員、健康長寿あんしん課員、医療介護連携課員、農業委員会事務局員
文教対策班	教育総務課長	学校教育課長 社会教育課長 文化・スポーツ振興課長	教育総務課員、学校教育課員、社会教育課員、文化・スポーツ振興課員
山香地域対策班	山香振興課長		山香振興課員
大田地域対策班	大田振興課長		大田振興課員
応援対策班	議会事務局長	人権啓発・部落差別解消推進課長 会計課長 選管・監査事務局長	人権啓発・部落差別解消推進課員、会計課員、議会事務局員、選挙管理委員会事務局員、監査事務局員

別表第 2 (第 6 条関係)

班名その他	所掌事務
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者等の避難誘導及び安全確保に関すること。 2 被災職員及び家族の安否確認並びに職員の参集状況の把握に関すること。 3 所管施設等（公用車を含む。）の被害状況の把握に関すること。 4 指揮命令系統及び初動体制の確立に関すること。 5 参集時被害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震及び気象警報の収集及び伝達に関すること。 2 避難勧告等の発令に関すること。 3 災害対策本部の設置に関すること。 4 本部会議の運営に関すること。 5 各対策班との連絡調整に関すること。 6 通信手段の確保に関すること。 7 避難所の開設及び閉鎖に伴う連絡調整に関すること。 8 山香・大田地域対策班との連絡調整に関すること。

	<p>9 県及び関係機関への被害状況等の報告に関する事。</p> <p>10 自衛隊の派遣要請に関する事。</p> <p>11 県及び自治体への応援要請に関する事。</p> <p>12 杵築速見消防組合及び杵築市消防団との連絡調整に関する事。</p> <p>13 現地対策本部との連絡体制の確立に関する事。</p> <p>14 災害救助法申請に関する事。</p> <p>15 職員の被災状況の把握及び出勤状況の把握に関する事。</p> <p>16 職員の人員調整に関する事。</p> <p>17 職員の動員及び配置計画に関する事。</p> <p>18 職員の給食に関する事。</p> <p>19 情報管理機器の維持管理及び調達に関する事。</p> <p>20 派遣された自衛隊及び関係機関の職員の受入割当に関する事。</p> <p>21 公用令書に関する事。</p> <p>22 災害情報、救援物資及びボランティアの受け入れ等の広報及び報道機関の対応に関する事。</p> <p>23 その他災害対策全般に関する事。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

被災者対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種被害情報の収集・とりまとめに関する事。 2 災害写真等の収集・災害記録に関する事。 3 被災者の安否情報の集約及び問い合わせに関する事。 4 市民の個人情報管理並びに県及び自治体への提供に関する事。 5 市民からの各種相談に関する事。 6 死亡届の受理、埋火葬許可証、処理台帳等に関する事。 7 各種証明事務の窓口業務に関する事。 8 被災者台帳の作成に関する事。 9 し尿処理施設等の被害調査に関する事。 10 ごみ収集業者及びし尿処理業者の被災状況調査に関する事。 11 火葬事業者の被災状況調査に関する事。 12 仮設トイレ等の配備に関する事。 13 ごみ処理事業者及びし尿処理業者の動員に関する事。 14 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事。 15 被災地域の防疫及び消毒に関する事。 16 遺体の引き渡しに関する事。 17 災害廃棄物の処理に関する事。 18 災害廃棄物一時収集場所の確保に関する事。 19 家屋等の被災状況調査に関する事。 20 り災証明の発行に関する事。 21 その他被災者対策に関する事。
産業対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内量販店及び物品提供事業者の被災状況調査に関する事。 2 食糧（米、弁当、パン等）の調達に関する事。 3 生活必需品（衣料品、必要品等）の調達に関する事。 4 必要な資機材の調達に関する事。 5 炊き出しの食材（米、野菜等）の調達に関する事。 6 緊急輸送車両の確保に関する事。 7 食糧及び物資の緊急輸送に関する事。 8 物品提供協定事業者の物品調達に関する事。 9 調達物資及び備蓄物資の配布に関する事。 10 農業施設、林業施設、畜産業施設、漁業施設等の被害調査に関する事。 11 農業従事者、林業従事者、畜産業従事者、漁業従事者等に対する支援に関する事。 12 その他産業対策に関する事。
土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、公共土木施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 2 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 住宅被害調査に関する事。 5 応急仮設住宅建設に関する事。 6 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事。 7 被災建築物の応急措置の技術指導に関する事。 8 上下水道施設等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 9 上下水道に係る広報活動に関する事。 10 飲料水の確保及び応急給水活動に関する事。 11 排水対策に関する事。 12 内水対策に関する事。 13 その他土木対策に関する事。
保健・福祉対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び閉鎖に関する事。 2 避難所の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 3 避難所の運営（食糧及び物資の配布等）に関する事。 4 日赤奉仕団等の応援要請及び受入れに関する事。 5 ボランティアの受入れに関する事。 6 被災高齢者等（要援護者）の援護に関する事。 7 施設入所者の避難所及び仮設住宅の移動に関する事。 8 義援金及び救援物資の受理、管理及び配分に関する事。 9 災害時の応急保育に関する事。 10 ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 11 保健所及び医療機関との連絡調整に関する事。 12 避難所の医療救護所の設置に関する事。 13 感染症の予防に関する事。 14 衛生医薬品等の確保に関する事。 15 助産及び乳幼児の救護に関する事。 16 被災者の心身の健康に関する事。 17 被災者等の診察及び治療に関する事。 18 医師会、保健所、日本赤十字社等との連携に関する事。 19 負傷者の収容に関する事。 20 災害用備蓄薬品の確保及び被災後の確認に関する事。 21 避難所の巡回診察に関する事。 22 電車・バス等公共交通機関の被災状況調査に関する事。 23 自主防災組織との連絡調整に関する事。 24 その他保健・福祉対策に関する事。
文教対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難及び救護に関する事。 2 教育機関の広報活動に関する事。 3 児童及び生徒の被災状況調査に関する事。 4 応急教育に関する事。 5 学校給食対策に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 6 教育施設の応急復旧対策に関すること。 7 教育関係機関その他団体との連絡調整に関すること。 8 学校用品及び教科書の調達及び配分に関すること。 9 社会教育施設（公民館等）の応急復旧対策に関すること。 10 社会教育団体との連絡調整に関すること。 11 文化財施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 12 その他文教対策に関すること。
山香地域対策班 大田地域対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部への連絡調整に関すること。 2 その他現地対策全般に関すること。 3 消防団員との連絡調整に関すること。 4 避難措置等の周知に関すること。 5 山香・大田地域内の被害調査に関すること。 6 その他山香・大田地域対策に関すること。
応援対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 各対策班の応援に関すること。 2 その他応援対策に関すること。

【資料3】大分県及び杵築市相互間の災害時応援協定書

大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、大分県（以下「県」という。）及び大分県内の市町村（以下「市町村」という。）は、次のとおり「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、法第67条第1項及び第68条第1項の規定による応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定に基づく応援は、次により行うものとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- (6) ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- (7) 火葬場の提供
- (8) その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村の長は、知事及び他の市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援の期間
- (4) 応援の場所
- (5) その他必要な事項

2 被災市町村の長は、前項の規定により個別に要請するいとまがないときは、知事に対して一括して応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、知事は、速やかに応援要請先の市町村の長に対し、要請内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要請は、電話、FAX等（以下「電話等」という。）により行い、後日達やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた知事及び市町村の長は、被災市町村の長に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、知事に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、応援内容を取りまとめ、被災市町村の長に通知するものとする。

（自主応援）

第5条 知事及び市町村の長は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町村の長が第3条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、第2条の応援を実施することができるものとする。この場合には、同条の要請があったものとみなす。

(応援費用の負担区分)

第6条 応援に要した費用は、被災市町村が負担するものとする。

2 前項の費用は、被災市町村の長の求めがあったときは、応援を実施した県及び市町村が一時繰替え支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した県及び市町村の間で協議して定めるものとする。

(県の役割)

第7条 県は、県及び市町村の防災力その他の防災情報を収集し、市町村に提供するなど、応援体制の整備に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法及び消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、他の相互応援協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、県及び市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には大分県知事及び各市町村長が記名、押印して、本書59通を作成し、各1通を保有するものとする。

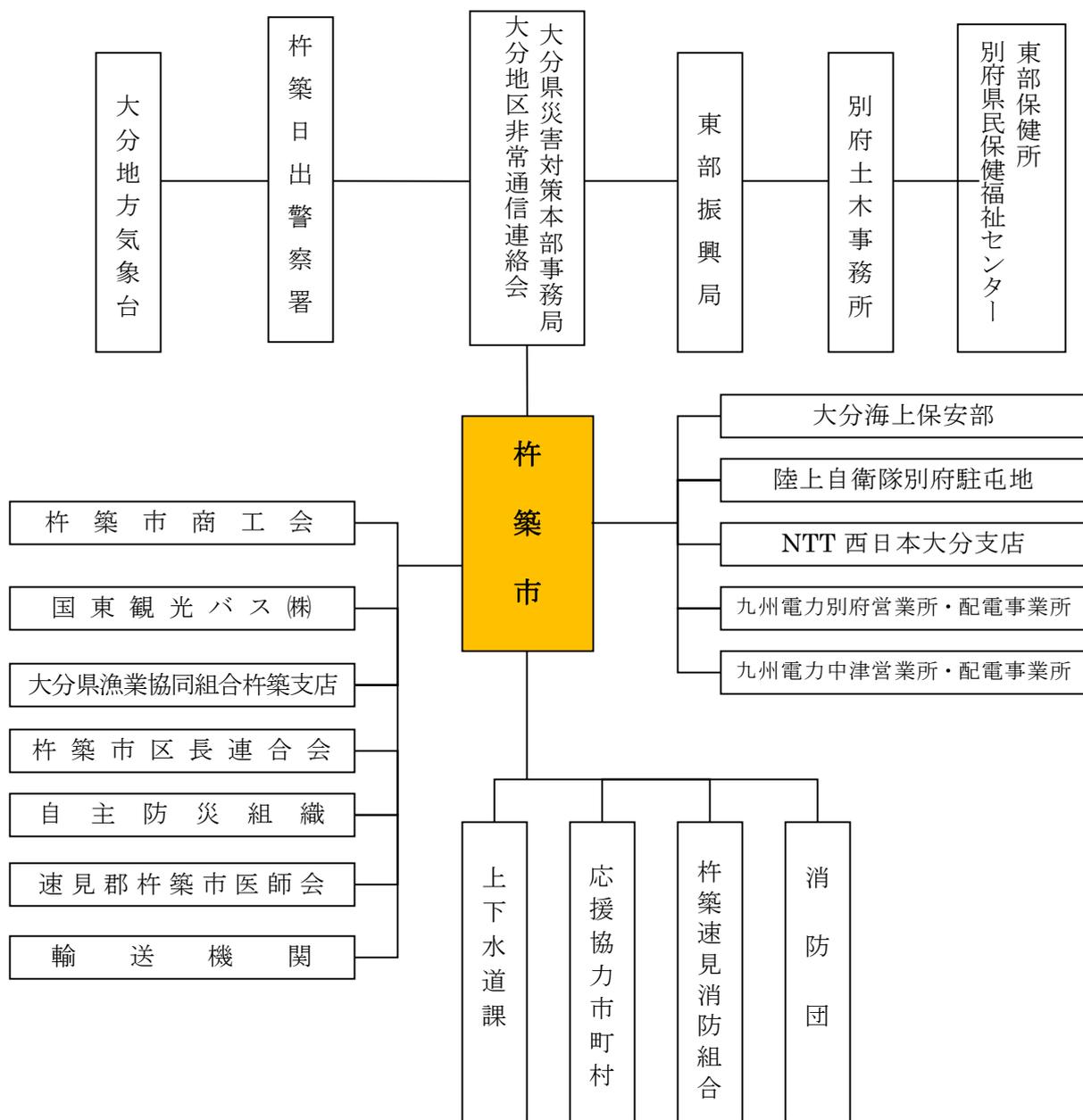
平成10年5月18日

大分県知事
杵築市長

応 援 要 請 内 容

項 目	内 容	
災害の状況	応援要請するに至った災害の原因（台風、地震など）、被害の概況等	
応援の内容	(1) 職員の派遣 (協定第2条 第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員の業務内容 ・職種 ・人数
	(2) 施設の提供 (協定第2条 第3号,6号,7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の目的 ・利用する被災者等の人数
	(3) その他 (協定第2条 第2号,4号,5号,6号,8号)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の目的及び実施する業務の具体的内容 ・品目（種類） ・数量
応援の期間	(1) 応援開始希望日時及び終了予定日時 (2) 災害時の混乱した状況下で応援の期間を客観的に確定することができない場合においては、「災害応急措置が終了するまでの間」として要請することができるものとする。	
応援の場所	(1) 職員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・集合場所 ・業務場所
	(2) 施設の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の位置
	(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送場所
その他必要な事項	情報提供 搬送ルート（派遣ルート） 搬送手段（派遣手段）	

【資料 4-1】 災害通信系統図



【資料 4-2】防災関係機関連絡先一覧

機 関 名		電話番号	備考
大分県防災局危機管理室（大分地区非常通信連絡会） （協定締結）大分県及び市町村相互間の災害時応援協定		097-536-1711 50-380 （防無FAX） 8-200-296	
大分地方气象台		097-532-0644	
大分海上保安部		097-521-0112	
九州運輸局大分運輸支局		097-558-2235	
九州地方整備局（大分河川国道事務所） （協定締結）大規模な災害時の応援に関する協定		097-544-4167	
九州財務局（大分財務事務所）		097-532-7107	
九州森林管理局（大分森林管理署）		096-328-3500	
九州農政局（大分県拠点）		096-211-9111	
九州総合通信局		096-326-7819	
大分労働局		097-536-3211	
県の機関	杵築日出警察署	0977-72-2131	
	杵築幹部交番	0978-62-2131	
	別府土木事務所	0977-67-0211	
	東部保健所	0977-67-2511	
	東部振興局	0977-67-3050	
	空港道路管理事務所	0978-63-3500	
陸上自衛隊	別府駐屯地	0977-22-4311	
消防機関	杵築速見消防組合杵築消防署	0978-62-4341	
	杵築速見消防組合山香出張所	0977-75-1090	
指定公共機関	九州旅客鉄道株式会社 大分支社	097-532-4079	
	九州旅客鉄道株式会社（杵築駅） （中山香駅）	0978-62-2048 0977-75-0035	
	日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）	097-537-3564	
	㈱NTT フィールドテクノ九州支店 大分営業所	097-513-0101	
	KDDI まとめてオフィス西日本株式会社 九州支社	092-577-3526	
	株式会社 NTT ドコモCS九州大分支店	097-532-1182	
	日本赤十字社（大分県支部）	097-534-2236	
	日本放送協会（大分放送局）	097-533-2800	
	日本通運株式会社（大分支社）	097-535-1113	
	九州電力株式会社大分支店 （別府営業所・配電事業所） （中津営業所・配電事業所）	0120-986-503 0120-986-501	
	（協定締結）電力設備災害復旧に関する覚書		
郵便局株式会社、郵政事業株式会社（大分東支店）	097-527-6051		
指定地方公共機関	株式会社大分放送	097-558-1111	
	株式会社テレビ大分	097-532-9111	
	大分朝日放送株式会社	097-538-6111	

	株式会社エフエム大分	097-534-8888	
	社団法人大分県トラック協会	097-558-6311	
	大分交通株式会社	097-532-6368	
	社団法人大分県医師会	097-532-9121	
	社団法人大分県LPガス協会	097-558-5483	
	社団法人大分県歯科医師会	097-545-3151	
	有限会社大分合同新聞社	097-536-2121	
	株式会社朝日新聞社大分支局	097-532-3191	
	社団法人共同通信社大分支局	097-536-2656	
	株式会社時事通信社大分支局	097-534-5500	
	株式会社西日本新聞社大分総局	097-536-0111	
	株式会社日刊工業新聞社大分支局	097-532-9452	
	株式会社日本経済新聞社大分支局	097-532-4932	
	株式会社毎日新聞社大分支局	097-532-4131	
	株式会社読売新聞社大分支局	097-534-1621	
	社団法人大分県看護協会	097-574-7117	
災害時協 定締結業 者	大分県電気工事業工業組合杵築支部 (協定締結) 災害時における緊急作業等についての協定	0978-67-0021	
	NPO 法人コメリ災害対策センター (協定締結) 災害時物資供給に関する協定	025-371-4185	
	川田建設株式会社九州支店 (協定締結) 災害時における避難場所提供に関する協定	0978-66-4020	
	大分県建設業協会杵築・日出支部 (協定締結) 災害時における緊急作業等についての協定	0978-62-2738	
	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 (協定締結) 災害における救援物資(飲料水)提供に関する協定	0977-72-4159	
	生活協同組合コープおおいた (協定締結) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	097-524-0111	
	一般社団法人大分県LPガス協会速杵地区LPガス協議会 (協定締結) 災害時におけるLPガスの供給に関する協定	0978-62-6152	
	NTT フィールドテクノ九州支店大分営業所 (協定締結) 特設公衆電話の設置利用に関する協定 (NTT西日本)	097-513-0101	
	株式会社 菅組 杵築出張所 (協定締結) 大規模災害時における緊急作業等に関する協定	0978-63-9216	
	速見杵築危険物安全協会(杵築速見消防組合消防本部内事務局) (協定締結) 災害時における石油類の供給等に関する協定	0978-62-4328	
株式会社 ナフコ 杵築店 (協定締結) 災害時における物資供給に関する協定	0978-64-0261		

【資料 5-1】 指定緊急避難場所一覧表

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
1	塩田	勤労者体育センター			城山公園	
2	城山	勤労者体育センター			城山公園	城山公園内宝生
3	錦城	勤労者体育センター	杵築小学校体育館		杵築小学校運動場	
4	北浜	杵築小学校体育館	杵築幼稚園		杵築小学校運動場	
5	北台	杵築小学校体育館	杵築幼稚園		杵築小学校運動場	
6	中央	勤労者体育センター	杵築小学校体育館		杵築小学校運動場	
7	魚町	杵築小学校体育館			杵築小学校運動場	
8	据場	妙徳寺			杵築小学校運動場	お茶坂上広場
9	錦江	長昌寺			天満児童公園	
10	杉山	安住寺			安住寺広場	
11	谷町	杵築小学校体育館			きつき城下町資料館 駐車場	
12	仲町	杵築小学校体育館				
13	西上	杵築小学校体育館	杵築幼稚園			
14	天満	玄昌寺				
15	弓町	杵築市商工会館	隣保館			
16	西新町	杵築小学校体育館	杵築コミュニティセン ター			
17	札ノ辻	杵築コミュニティセン ター	祇園神社			
18	北祇園	杵築コミュニティセン ター				
19	守末	守末公民館	宗近中学校体育館			
20	古野	古野区集会所				
21	南祇園	杵築コミュニティセン ター				
22	煙硝倉	杵築コミュニティセン ター	祇園神社			
23	南台東	養徳寺				
24	南台西	杵築カトリック教会				
25	西下司	西下司公民館	宗近中学校体育館		宗近中学校運動場	菊本公民館広場
26	東下司	東下司公民館	妙経寺		貴布弥神社境内	東下司区民広場
27	下原	隣保館				
28	宮司	宮司公民館	若宮八幡社社務所		若宮ゲートボール場	

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
29	宗近	宗近公民館	宗近中学校体育館			
30	中平	中平公民館	杵築高校体育館			
31	馬場尾	馬場尾公民館	杵築高校体育館			
32	中ノ原	中ノ原公民館	杵築高校体育館			
33	東大内山	東大内山地区集落センター			東大内山地区集落センター広場	高台4箇所
34	西大内山	杵築小学校体育館	高台2箇所		新興公民館広場	高台2箇所
35	藤ノ川	藤ノ川コミュニティセンター				
36	茅場	三楽園デイサービスセンター				
37	小狭間	小狭間公民館				
38	篠原	篠原公民館	篠原山神社			
39	菅尾	菅尾公民館			菅尾公民館広場	
40	草場	杵築小学校体育館			明見宮草場公民館広場	諸富氏宅西方高台
41	永代橋	杵築小学校体育館			山田氏宅横広場	東大内山地区集落センター広場
42	新興	新興公民館				
43	三光坊	三光坊集落センター				
44	三川	東小学校多目的ホール			高台3箇所	
45	猪尾	東小学校多目的ホール	猪尾住宅集会所		猪尾住宅集会所広場	八坂神社境内
46	片野	東小学校多目的ホール	東幼稚園		大阪ビル管理駐車場	
47	須崎	東小学校多目的ホール			大阪ビル管理駐車場	
48	西納屋	東小学校多目的ホール			東小学校3階	
49	東納屋	東小学校多目的ホール			東小学校3階	
50	高須	東小学校多目的ホール			高須御堂	夫婦池旧道入口
51	原北	原北活性化センター	心助園		原北活性化センター広場	
52	加貫	加貫公民館			高台2箇所	
53	梶ヶ浜	梶ヶ浜コミュニティセンター	心助園		高台3箇所	

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
54	原南	原南構造改善センター				
55	年田	原南構造改善センター	東小学校多目的ホール		真砂家(個人宅)	前畑家(個人宅)
56	下本庄	下本庄公民館	杵築高校体育館		下本庄公民館広場	杵築高校運動場
57	上本庄	上本庄構造改善センター	八坂小学校体育館		上本庄構造改善センター広場	
58	友清	友清区公民館	八坂小学校体育館		八坂小学校運動場	
59	熊丸	八坂小学校体育館			八坂小学校運動場	
60	野添	八坂地区コミュニティセンター				
61	生桑	八坂地区コミュニティセンター	八坂小学校体育館			
62	山中	山中公民館	大龍寺			
63	大左右	八坂地区コミュニティセンター				
64	鹿倉	鹿倉公民館				
65	相原	相原公民館	相原グラウンド集会所	相原集会所		
66	出原	出原公民館	八坂地区コミュニティセンター(中島の一部)	法林寺	法林寺広場	鹿倉公民館広場
					八坂地区コミュニティセンター広場(中島の一部)	
67	中	中区公民館			元宮八幡宮境内	
68	新庄	彦霊社	天神社	ライスセンター	産霊社前広場	天神社前広場
					新庄ライスセンター前広場	今宮新池広場
69	野田	特別養護老人ホーム 菩提樹	障がい者支援施設 白萩園			
70	平尾台	平尾台住宅集会所	八坂小学校体育館			
71	鴨川	鴨川コミュニティセンター	大鴨川公民館		五田吉田家跡地	
72	岩谷	中津屋公民館				
73	東溝井	北杵築小学校体育館	北杵築地区コミュニティセンター			
74	西溝井	西溝井地区集落センター				
75	船部	船部活性化センター	北杵築地区コミュニティセンター			
76	中津屋	中津屋公民館				

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
77	大片平	大片平区研修センター				
78	二ノ坂	二ノ坂公民館				
79	横城	尾弘公民館				
80	奈多	豊洋小学校体育館			市民の森	高台9箇所
81	狩宿	(北)狩宿北部上公民館	(北)山神社		(北)トアルソン前広場	(北)山神社境内
		(東)狩宿東部公民館			(東)狩宿東部公民館広場	
		(南)狩宿南部公民館	(南)美濃崎漁村センター		(南)狩宿南部公民館広場	
		(中)狩宿中部東公民館	(中)狩宿中部西公民館		(中)亀井電気工事前広場	
82	野辺	美濃山公民館	デンケン		丘野辺公民館広場	美濃山公民館広場
83	守江	池ノ頭公民館	デンケン		守江稲荷神社	高台3箇所
84	灘手	デンケン			松栄保育園駐車場	
85	北の原	市営東山香体育館	東山香地区コミュニティセンター			
86	田居	東山香地区コミュニティセンター	東山香こども園			
87	報国	報国自治公民館				
88	大久	大久公民館				
89	下村	下村公民館				
90	小重見	小重見公民館				
91	南部	南部公民館				
92	大和	大和公民館				
93	西鹿鳴越	西鹿鳴越公民館	名取家(個人宅)			
94	山口	山口自治公民館	市営東山香体育館			
95	西岳	市営東山香体育館				
96	小武	市営東山香体育館	小武公民館			
97	今畑	市営東山香体育館				
98	上畑	上畑公民館				
99	柚之迫	市営東山香体育館	東山香地区コミュニティセンター			
100	妙善坊	市営東山香体育館				
101	倉成	市営東山香体育館				

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
102	高中	市営東山香体育館	山香小学校体育館			
103	福林	(福林)福林自治公民館	(八幡森)八幡森自治公民館			
104	小野尾	小野尾公民館				
105	津山	津山自治公民館				
106	樋掛	樋掛公民館	(仲尾台)仲尾台公民館			
107	貫井	貫井自治公民館	山香中学校体育館			
108	住吉	山香中学校体育館				
109	野原	野原自治公民館	太陽の家 広寿苑			
110	竜船	山香農村環境改善センター	山香中学校体育館			
111	恒道	市営山香体育館	恒道公民館			
112	若宮	若宮自治公民館	太陽の家 広寿苑			
113	下市	山香小学校体育館	下市公民館			
114	上市	山香小学校体育館	上市公民館			
115	鶴成	山香小学校体育館				
116	内河野	山香小学校体育館				
117	小谷	小谷公民館				
118	又井	又井公民館	山香小学校体育館			
119	下日指	上村の郷				
120	日指	上村の郷				
121	上日指	上村の郷				
122	東畑部	園ノ木御堂館				
123	トキワ	上村の郷				
124	西畑部	上村の郷	西畑部公民館			
125	槍原	上村の郷				
126	蔭田	上村の郷				
127	上七区	上村の郷				
128	井手の上	上村の郷				
129	浄土寺・口の尾	上村の郷				
130	下切	上村の郷	目久保公民館			
131	南畑	上村の郷				

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
132	米子瀬	米子瀬公民館				
133	金水	下公民館(金水)	立石地区コミュニティセンター			
134	東部	下公民館(金水)	内田幹雄氏宅農業用倉庫			
135	西部	立石地区コミュニティセンター	市営立石体育館			
136	下四区	下四区集会所				
137	岡	市営立石体育館				
138	竜ヶ尾	市営立石体育館	立石地区コミュニティセンター			
139	長上	市営立石体育館	長上公民館			
140	駅通	市営立石体育館	駅通公民館			
141	鍛冶屋	市営立石体育館	立石地区コミュニティセンター			
142	六区	市営立石体育館	立石地区コミュニティセンター			
143	町上	市営立石体育館	立石地区コミュニティセンター			
144	町下	立石地区コミュニティセンター				
145	大月	市営立石体育館	立石地区コミュニティセンター			
146	船	立石地区コミュニティセンター				
147	影平	市営向野体育館	向野地区コミュニティセンター			
148	日野地	市営向野体育館	日野地公民館			
149	今原	市営向野体育館	向野地区コミュニティセンター			
150	浄土寺	市営向野体育館	向野地区コミュニティセンター			
151	平山	市営向野体育館	向野地区コミュニティセンター			
152	松尾	市営向野体育館	向野地区コミュニティセンター			
153	薫石	市営向野体育館	向野地区コミュニティセンター			
154	八丸	市営向野体育館	向野地区コミュニティセンター			
155	楠原	市営山浦体育館				
156	那留	市営山浦体育館				

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
157	出河内	東部公民館				
158	長田	市営山浦体育館	東部公民館			
159	吉野渡	市営山浦体育館	吉野渡公民館			
160	速内	市営山浦体育館				
161	荒平	市営山浦体育館				
162	谷	市営山浦体育館				
163	本篠	市営山浦体育館				
164	川床	上村の郷				
165	勢場	石河野公民館				
166	石河野	石河野公民館				
167	下山	下山八幡社				
168	芋恵良	市営山浦体育館				
169	定野尾	羽田ケイ子氏宅				
170	原	市営山浦体育館				
171	浦篠	浦篠集会所				
172	西谷	市営山浦体育館				
173	飛松	市営山浦体育館				
174	小野	小野営農組合倉庫	すずめの楽校			
175	岸奈	永松生活改善センター				
176	永松	永松生活改善センター				
177	上沓掛	上沓掛農業支援センター	市営田原体育館			
178	下沓掛	市営田原体育館				
179	石丸	市役所大田庁舎				
180	南俣水	市営朝田体育館				
181	東俣水	東俣水地区集会所				
182	西俣水	西俣水生活改善センター	市営朝田体育館			
183	北俣水	北俣水生活改善センター				
184	白木原	北俣水生活改善センター				
185	下波多方	下波多方公民館				

No.	行政区	風水害避難場所			津波避難場所	
186	波多方	鶴(たか)神社				
187	釜口	釜口老人憩いの家				

【資料 5-2】 指定避難所一覧表

No.	名 称	所在地
1	杵築小学校体育館	杵築市大字杵築 216 番地
2	勤労者体育センター	杵築市大字杵築 1 番地 4
3	生涯学習館	杵築市大字杵築 126 番地 1
4	宗近中学校体育館	杵築市大字南杵築 2063 番地
5	隣保館	杵築市大字南杵築 338 番地 1
6	JA いこいの村	杵築市大字大内 7707 番地 2
7	東小学校多目的ホール	杵築市大字片野 1129 番地 2
8	東小学校体育館	杵築市大字片野 1129 番地 2
9	東地区コミュニティセンター	杵築市大字片野 1150 番地 227
10	杵築市文化体育館	杵築市大字本庄 2005 番地
11	八坂小学校体育館	杵築市大字八坂 2782 番地 1
12	八坂地区コミュニティセンター	杵築市大字八坂 1941 番地 1
13	北杵築地区コミュニティセンター	杵築市大字北杵築 795 番地 1
14	北杵築小学校体育館	杵築市大字溝井 454 番地
15	(株)デンケン	杵築市大字守江 1300 番地
16	奈狩江地区コミュニティセンター	杵築市大字狩宿 2113 番地 1
17	豊洋小学校体育館	杵築市大字奈多 231 番地 1
18	東山香地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字広瀬 311 番地 8
19	市営東山香体育館	杵築市山香町大字広瀬 512 番地
20	山香小学校体育館	杵築市山香町大字内河野 2500 番地 1
21	山香中学校体育館	杵築市山香町大字野原 700 番地 5
22	山香中央公民館	杵築市山香町野原 1010 番地 2
23	上村の郷	杵築市山香町大字久木野尾 3792 番 1
24	立石地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字立石 2463 番地
25	市営立石体育館	杵築市山香町大字立石 2431 番地
26	向野地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字向野 2639 番地
27	市営向野体育館	杵築市山香町大字向野 2639 番地

No.	名 称	所在地
28	山浦地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字山浦 2508 番地
29	市営山浦体育館	杵築市山香町大字山浦 2508 番地
30	市営田原体育館	杵築市大田沓掛 10 番地
31	市役所大田庁舎	杵築市大田石丸 445 番地

【資料 5-3】 指定福祉避難所一覧表

名 称	所在地	対象者
三楽園デイサービスセンター	杵築市大字大内 1 2 1 - 2	高齢者（要介護 3 以上）
特別養護老人ホーム 心助園	杵築市大字熊野 1 4 2 7 - 1	高齢者（要介護 3 以上）
特別養護老人ホーム 菩提樹	杵築市大字日野 1 9 2 1	高齢者（要介護 3 以上）
特別養護老人ホーム 広寿苑	杵築市山香町大字野原 1 6 6 2 - 1	高齢者（要介護 3 以上）

※原則として、事前の受入調整を行い避難行動要支援者個別避難計画の作成を行った方を対象

【資料6-1】

避難所生活用品の備蓄状況

令和5年3月現在（抜粋）

地区	施設名	パック ご飯	高齢者 用 おかゆ	パン	おかず（レトルト）			
					カレー	肉じゃが	ハンバーグ	うま煮
杵 築 地 域	杵築市防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○	○	○
	宗近中学校体育館	○	○			○	○	
	杵築小学校体育館							
	杵築中学校							
	城山公園							
	きつき生涯学習館							
	JAいこいの村							
	西大内山防災倉庫							
	東小学校多目的ホール	○	○		○	○	○	
	東地区コミュニティセンター							
	八坂小学校体育館	○	○		○	○	○	
	北杵築小学校体育館	○	○		○	○	○	
	北杵築地区コミュニティセンター							
	豊洋小学校体育館	○	○		○	○	○	
	株式会社デンケン	○			○	○	○	
	奈多防災倉庫							
奈狩江地区コミュニティセンター								
山 香 地 域	東山香体育館	○	○		○	○	○	
	旧東山香小学校	○						
	東山香地区コミュニティセンター							
	山香小学校体育館							
	山香体育館							
	旧山香農業高校							
	杵築市役所山香庁舎		○	○	○	○	○	○
	山香中学校備蓄倉庫							
	上村の郷宿泊棟							
	上体育館	○	○		○	○	○	
	立石体育館	○	○		○	○	○	
	立石地区コミュニティセンター							
	向野体育館	○	○		○	○	○	
向野地区コミュニティセンター								
山浦体育館	○	○		○	○	○		
山浦地区コミュニティセンター								
大 田 地 域	杵築市役所大田庁舎	○	○	○	○	○	○	○
	石丸体育館倉庫							
	大田小学校	○				○		
	田原体育館	○	○		○	○	○	
	朝田体育館							

避難所生活用品の備蓄状況

令和5年3月現在（抜粋）

地区	施設名	保存水		栄養菓子	液体ミルク	哺乳瓶		
		ペットボトル 2ℓ	ペットボトル 500ml					
杵築地域	杵築市防災備蓄倉庫		○	○	○	○		
	宗近中学校体育館		○	○		○		
	杵築小学校体育館							
	杵築中学校							
	城山公園							
	きつき生涯学習館							
	JAいこいの村							
	西大内山防災倉庫							
	東小学校多目的ホール		○					
	東地区コミュニティセンター							
	八坂小学校体育館		○			○		
	北杵築小学校体育館		○			○		
	北杵築地区コミュニティセンター							
	豊洋小学校体育館		○			○		
	株式会社デンケン		○					
	奈多防災倉庫							
奈狩江地区コミュニティセンター								
山香地域	東山香体育館		○					
	旧東山香小学校		○			○		
	東山香地区コミュニティセンター							
	山香小学校体育館		○					
	山香体育館							
	旧山香農業高校							
	杵築市役所山香庁舎	○	○		○			
	山香中学校備蓄倉庫							
	上村の郷宿泊棟							
	上体育館		○					
	立石体育館		○					
	立石地区コミュニティセンター							
	向野体育館		○					
	向野地区コミュニティセンター							
	山浦体育館		○					
山浦地区コミュニティセンター								
大田地域	杵築市役所大田庁舎	○	○	○	○	○		
	石丸体育館倉庫							
	大田小学校		○					
	田原小学校		○					
	朝田体育館							

避難所生活用品の備蓄状況

令和5年3月現在（抜粋）

地区	施設名	生理用品	寝袋	段ボールベッド	敷マット	毛布	段ボール間仕切り	クイックパーテーション
杵築地域	杵築市防災備蓄倉庫	○	○		○	○		○
	宗近中学校体育館	○	○	○	○			
	杵築小学校体育館		○	○	○			○
	杵築中学校							
	城山公園							
	きつき生涯学習館		○	○	○			○
	JAいこいの村		○		○			
	西大内山防災倉庫							
	東小学校多目的ホール	○	○	○	○			
	東地区コミュニティセンター		○	○	○			○
	八坂小学校体育館	○	○		○			
	北杵築小学校体育館	○	○	○	○			
	北杵築地区コミュニティセンター		○	○	○			○
	豊洋小学校体育館	○	○		○			
	株式会社デンケン		○		○			○
	奈多防災倉庫							
奈狩江地区コミュニティセンター		○	○	○			○	
山香地域	東山香体育館	○	○		○			
	旧東山香小学校	○						
	東山香地区コミュニティセンター		○	○	○			○
	山香小学校体育館		○	○	○			
	山香体育館							
	旧山香農業高校			○			○	
	杵築市役所山香庁舎		○	○	○	○		○
	山香中学校備蓄倉庫							
	上村の郷宿泊棟							
	上体育館	○	○		○			
	立石体育館	○	○	○	○			○
	立石地区コミュニティセンター		○		○			
	向野体育館	○	○		○			
	向野地区コミュニティセンター		○	○	○			○
山浦体育館	○	○	○	○				
山浦地区コミュニティセンター		○		○				
大田地域	杵築市役所大田庁舎	○	○	○	○			
	石丸体育館倉庫					○		
	大田小学校		○		○			
	田原小学校		○		○			
	朝田体育館		○		○			

避難所生活用品の備蓄状況

令和5年3月現在（抜粋）

地区	施設名	パーテーション	簡易トイレ	マンホールトイレ	洋式便座	便座用手すり	マスク	手指消毒液
杵築地域	杵築市防災備蓄倉庫		○				○	○
	宗近中学校体育館	○	○		○	○		
	杵築小学校体育館	○	○		○	○		
	杵築中学校	○	○					
	城山公園							
	きつき生涯学習館							
	JAいこいの村							
	西大内山防災倉庫							
	東小学校多目的ホール	○			○	○		
	東地区コミュニティセンター							
	八坂小学校体育館	○	○		○	○		
	北杵築小学校体育館	○	○		○	○		
	北杵築地区コミュニティセンター							
	豊洋小学校体育館		○		○	○		
	株式会社デンケン							
	奈多防災倉庫							
奈狩江地区コミュニティセンター								
山香地域	東山香体育館	○	○		○	○		
	旧東山香小学校							
	東山香地区コミュニティセンター							
	山香小学校体育館	○	○					
	山香体育館				○	○		
	旧山香農業高校	○		○				
	杵築市役所山香庁舎		○				○	○
	山香中学校備蓄倉庫	○						
	上村の郷宿泊棟					○		
	上体育館		○					
	立石体育館	○	○		○	○		
	立石地区コミュニティセンター							
	向野体育館	○	○		○	○		
	向野地区コミュニティセンター							
山浦体育館	○	○		○	○			
山浦地区コミュニティセンター								
大田地域	杵築市役所大田庁舎	○						
	石丸体育館倉庫	○	○					
	大田小学校							
	田原小学校	○	○		○	○		
	朝田体育館		○		○	○		

避難所生活用品の備蓄状況

令和5年3月現在（抜粋）

地区	施設名	簡易 コンロ	やかん	鍋	テント	発電機	ハロゲン ライト	特設 公衆 電話
杵 築 地 域	杵築市防災備蓄倉庫	○	○		○	○	○	○
	宗近中学校体育館	○	○	○		○	○	○
	杵築小学校体育館	○	○	○	○	○		○
	杵築中学校					○	○	
	城山公園				○			
	きつき生涯学習館							
	JAいこいの村							
	西大内山防災倉庫				○			
	東小学校多目的ホール	○	○	○		○	○	○
	東地区コミュニティセンター							
	八坂小学校体育館	○	○	○		○	○	○
	北杵築小学校体育館	○	○	○		○	○	○
	北杵築地区コミュニティセンター							
	豊洋小学校体育館	○	○	○		○	○	○
	株式会社デンケン				○			
	奈多防災倉庫				○			
奈狩江地区コミュニティセンター								
山 香 地 域	東山香体育館					○	○	
	旧東山香小学校							
	東山香地区コミュニティセンター							
	山香小学校体育館	○	○	○		○	○	○
	山香体育館							
	旧山香農業高校							
	杵築市役所山香庁舎				○	○	○	
	山香中学校備蓄倉庫				○	○	○	
	上村の郷宿泊棟							
	上体育館					○	○	
	立石体育館					○	○	
	立石地区コミュニティセンター							
	向野体育館					○	○	
	向野地区コミュニティセンター							
山浦体育館					○	○		
山浦地区コミュニティセンター								
大 田 地 域	杵築市役所大田庁舎							
	石丸体育館倉庫				○	○	○	
	大田小学校							
	田原小学校					○	○	
	朝田体育館					○	○	

避難所生活用品の備蓄状況

令和5年3月現在（抜粋）

地区	施設名	アシスタント ストレッチャー	ゴミ バケツ	大人用 おむつ	小児用 おむつ			
杵 築 地 域	杵築市防災備蓄倉庫			○	○			
	宗近中学校体育館			○	○			
	杵築小学校体育館							
	杵築中学校							
	城山公園							
	きつき生涯学習館							
	JAいこいの村							
	西大内山防災倉庫							
	東小学校多目的ホール			○	○			
	東地区コミュニティセンター							
	八坂小学校体育館			○	○			
	北杵築小学校体育館			○	○			
	北杵築地区コミュニティセンター							
	豊洋小学校体育館			○				
	株式会社デンケン							
	奈多防災倉庫							
奈狩江地区コミュニティセンター								
山 香 地 域	東山香体育館			○	○			
	旧東山香小学校			○	○			
	東山香地区コミュニティセンター							
	山香小学校体育館							
	山香体育館							
	旧山香農業高校	○						
	杵築市役所山香庁舎							
	山香中学校備蓄倉庫							
	上村の郷宿泊棟							
	上体育館			○	○			
	立石体育館			○				
	立石地区コミュニティセンター							
	向野体育館			○				
	向野地区コミュニティセンター							
山浦体育館		○	○					
山浦地区コミュニティセンター								
大 田 地 域	杵築市役所大田庁舎			○	○			
	石丸体育館倉庫							
	大田小学校							
	田原小学校		○					
	朝田体育館		○					

【資料 6-2】医療機関等

医科

地区	医療機関	電話番号	所在地
杵 築	いちみや医院	0978-62-1233	杵築市大字杵築 665 番地 787
	伊藤小児科循環器科医院	0978-62-6311	杵築市大字杵築 665 番地 500
	伊藤皮膚科	0978-62-2073	杵築市大字南杵築 3-1
	岩下クリニック	0978-66-4055	杵築市杵築 665 番地 655
	衛藤外科	0978-63-6977	杵築市大字大内 7695 番地 1
	清和病院	0978-63-5560	杵築市大字船部 2167 番地 20
	きつき眼科	0978-63-3020	杵築市大字杵築 665 番地 150
	杵築中央病院	0978-62-3080	杵築市大字杵築 120 番地
	杵築泌尿器科クリニック	0978-63-3900	杵築市大字大内字塩浜 4526 番地 3
	くまもとココロクリニック	0978-68-8650	杵築市大字杵築字北浜 665 番地 432
	くりやまレディースクリニック	0978-66-1177	杵築市大字杵築字木田 861 番地 12
	しおはま診療所	0978-66-1220	杵築市大字大内字塩浜 7703 番地 4
	菅原内科杵築	0978-63-5588	杵築市大字南杵築字大手内 1947 番地 3
	田原医院	0978-62-2525	杵築市大字八坂 2730 番地 2
	みやうちウィメンズクリニック	0978-66-4103	杵築市大字杵築 665 番地 501
	渡辺内科医院	0978-62-2104	杵築市大字杵築 691 番地 1
大田	矢野医院	0978-52-2017	杵築市大田杵掛 13 番地 2
山香	杵築市立山香病院	0977-75-1234	杵築市山香町大字野原 1612 番地 1
	佐藤医院	0977-75-0217	杵築市山香町大字内河野 2761 番地 1
	友岡医院	0977-76-2310	杵築市山香町大字立石 1254 番地 2
	はやみクリニック	0977-75-1255	杵築市山香町大字内河野 3067 番地

歯科

地区	医療機関	電話番号	所在地
杵 築	歯科原田医院	0978-62-2460	杵築市大字南杵築 289 番地
	田川歯科医院	0978-62-2061	杵築市大字杵築 1217-1
	なんば歯科医院	0978-63-4182	杵築市大字杵築字北浜 665 番地 262
	宮本歯科医院	0978-63-3033	杵築市大字杵築 665 番地 569
	有永歯科医院	0978-63-2165	杵築市大字杵築 124
	久保歯科医院	0978-63-8241	杵築市大字奈多字志口 3496-10
山香	勝野歯科医院	0977-75-1566	杵築市山香町大字内河野 2767 - 2
	長野歯科医院	0977-75-0680	杵築市山香町大字内河野 2730-1

【資料 7-1】土砂災害警戒区域等の公示区域一覧表

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名・溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
1	急傾斜地の崩壊	白水	I-1-368	杵築市大字本庄	1	1
2	急傾斜地の崩壊	上本庄(A)	I-1-369	杵築市大字本庄	1	1
3	急傾斜地の崩壊	上本庄(B)	I-1-369	杵築市大字本庄	1	1
4	急傾斜地の崩壊	平田	I-1-376	杵築市大字八坂	1	1
5	急傾斜地の崩壊	上村下	I-1-377	杵築市大字大片平	1	1
6	急傾斜地の崩壊	二ノ坂 2	I-1-379	杵築市大字溝井	1	1
7	急傾斜地の崩壊	二ノ坂 1	I-1-380	杵築市大字溝井	1	1
8	急傾斜地の崩壊	西船部(A)	I-1-381	杵築市大字船部	1	1
9	急傾斜地の崩壊	西船部(B)	I-1-381	杵築市大字船部	1	1
10	急傾斜地の崩壊	船部	I-1-382	杵築市大字船部	1	1
11	急傾斜地の崩壊	三尾平	I-1-384	杵築市大字船部	1	1
12	急傾斜地の崩壊	中津屋(B)	I-1-391	杵築市大字船部	1	1
13	急傾斜地の崩壊	高平(B)	I-1-399	杵築市大字岩谷	1	1
14	急傾斜地の崩壊	西谷(A)	I-1-404	杵築市大字大内	1	1
15	急傾斜地の崩壊	西谷(B)	I-1-404	杵築市大字大内	1	1
16	急傾斜地の崩壊	西谷(C)	I-1-404	杵築市大字大内	1	1
17	急傾斜地の崩壊	考高石	I-1-405	杵築市大字大内	1	1
18	急傾斜地の崩壊	山ノ下	I-1-407	杵築市大字大内	1	1
19	急傾斜地の崩壊	山中北	I-1-415	杵築市大字守江	1	1
20	急傾斜地の崩壊	藤ノ川(A)	I-1-417	杵築市大字大内	1	1
21	急傾斜地の崩壊	藤ノ川(B)	I-1-417	杵築市大字大内	1	1
22	急傾斜地の崩壊	藤ノ川(C)	I-1-417	杵築市大字大内	1	1
23	急傾斜地の崩壊	中	I-1-418	杵築市大字大内	1	1
24	急傾斜地の崩壊	屋下	I-1-427	杵築市大字猪尾	1	1
25	急傾斜地の崩壊	唐戸西(A)	I-1-428	杵築市大字猪尾	1	1
26	急傾斜地の崩壊	唐戸西(B)	I-1-428	杵築市大字猪尾	1	1
27	急傾斜地の崩壊	小猪尾	I-1-429	杵築市大字猪尾	1	1
28	急傾斜地の崩壊	舟付(A)	I-1-430	杵築市大字猪尾	1	1
29	急傾斜地の崩壊	舟付(B)	I-1-430	杵築市大字猪尾	1	1
30	急傾斜地の崩壊	三ツ石(A)	I-1-431	杵築市大字猪尾	1	1
31	急傾斜地の崩壊	三ツ石(B)	I-1-431	杵築市大字猪尾	1	1
32	急傾斜地の崩壊	貴船(A)	I-1-432	杵築市大字熊野	1	1
33	急傾斜地の崩壊	貴船(B)	I-1-432	杵築市大字熊野	1	
34	急傾斜地の崩壊	貴船(C)	I-1-432	杵築市大字熊野	1	1
35	急傾斜地の崩壊	北迫	I-1-433	杵築市大字熊野	1	1
36	急傾斜地の崩壊	下阿ガ平	I-1-436	杵築市大字熊野	1	1
37	急傾斜地の崩壊	出原	I-1-3119	杵築市大字中	1	1
38	土石流	樋掛川①	02-342I-001	杵築市山香町大字野原	1	1
39	土石流	樋掛川②	02-342I-002	杵築市山香町大字野原	1	1
40	土石流	迫田川	02-342I-004	杵築市山香町大字日指	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
41	土石流	大内原川②	03-342I-007	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
42	土石流	内河野川①	03-342I-009	杵築市山香町大字内河野	1	1
43	土石流	内河野川②	03-342I-010	杵築市山香町大字内河野	1	1
44	土石流	鶴成川	03-342I-011	杵築市山香町大字内河野	1	1
45	土石流	源太郎川	03-342I-012	杵築市山香町大字内河野	1	
46	土石流	善満寺川	03-342I-013	杵築市山香町大字内河野	1	
47	土石流	米子瀬川(A)	03-342I-014	杵築市山香町大字下	1	1
48	土石流	米子瀬川(A)	03-342I-014	杵築市山香町大字下	1	1
49	土石流	金山川	03-342I-015	杵築市山香町大字下	1	1
50	土石流	長上川	03-342I-021	杵築市山香町大字立石	1	1
51	土石流	下尾崎川①(A)	03-342I-022	杵築市山香町大字立石	1	1
52	土石流	下尾崎川①(B)	03-342I-022	杵築市山香町大字立石	1	1
53	土石流	下尾崎川②	03-342I-023	杵築市山香町大字立石	1	
54	土石流	平野川	03-342I-025	杵築市山香町大字倉成	1	1
55	土石流	松尾川①(A)	03-342I-027	杵築市山香町大字向野	1	1
56	土石流	松尾川①(B)	03-342I-027	杵築市山香町大字向野	1	1
57	土石流	松尾川②	03-342I-028	杵築市山香町大字向野	1	1
58	土石流	日切川②(A)	03-342I-031	杵築市山香町大字向野	1	1
59	土石流	日切川②(B)	03-342I-031	杵築市山香町大字向野	1	1
60	土石流	日切川②(C)	03-342I-031	杵築市山香町大字向野	1	1
61	土石流	日切川①	03-342I-032	杵築市山香町大字向野	1	1
62	土石流	日切川③	03-342I-033	杵築市山香町大字向野	1	1
63	土石流	平原川(A)	03-342I-034	杵築市山香町大字向野	1	1
64	土石流	平原川(B)	03-342I-034	杵築市山香町大字向野	1	1
65	土石流	生桑川	03-210I-002	杵築市大字八坂	1	
66	土石流	筒木川①	03-210I-004	杵築市大字岩谷	1	1
67	土石流	岩谷川	03-210I-006	杵築市大字岩谷	1	1
68	土石流	大内山川①	03-210I-007	杵築市大字大内	1	
69	土石流	大内山川②	03-210I-008	杵築市大字大内	1	
70	土石流	灘手川	03-210I-009	杵築市大字守江	1	
71	土石流	迫川	03-210I-010	杵築市大字守江	1	1
72	土石流	神田川	03-210I-011	杵築市大字守江	1	1
73	土石流	狩宿川①	03-210I-012	杵築市大字狩宿	1	1
74	土石流	古町川②	03-210I-014	杵築市大字奈多	1	
75	土石流	古町川②	03-210I-015	杵築市大字横城	1	1
76	急傾斜地の崩壊	西大内山中	I-1-2547	杵築市大字大内	1	1
77	急傾斜地の崩壊	生桑中	I-1-2557	杵築市大字八坂	1	1
78	急傾斜地の崩壊	野添北	I-1-2558	杵築市大字八坂	1	1
79	急傾斜地の崩壊	熊丸中	I-1-2559	杵築市大字八坂	1	1
80	急傾斜地の崩壊	西大内山	I-1-3107	杵築市大字大内	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
81	急傾斜地の崩壊	灘手	I-1-3110	杵築市大字守江	1	1
82	急傾斜地の崩壊	野辺(A)	I-1-3115	杵築市大字守江	1	1
83	急傾斜地の崩壊	野辺(B)	I-1-3115	杵築市大字守江	1	
84	急傾斜地の崩壊	野辺	I-1-3116	杵築市大字守江	1	1
85	急傾斜地の崩壊	狩宿	I-1-3117	杵築市大字狩宿	1	1
86	急傾斜地の崩壊	平尾	I-1-371	杵築市大字八坂	1	1
87	急傾斜地の崩壊	五田(A)	I-1-387	杵築市大字鴨川	1	1
88	急傾斜地の崩壊	五田(B)	I-1-387	杵築市大字鴨川	1	1
89	急傾斜地の崩壊	鴨川①	I-1-388	杵築市大字鴨川	1	1
90	急傾斜地の崩壊	大鴨川	I-1-390	杵築市大字鴨川	1	1
91	急傾斜地の崩壊	筒木中(A)	I-1-393	杵築市大字岩谷	1	1
92	急傾斜地の崩壊	筒木中(B)	I-1-393	杵築市大字岩谷	1	1
93	急傾斜地の崩壊	上筒木(A)	I-1-394	杵築市大字岩谷	1	1
94	急傾斜地の崩壊	上筒木(B)	I-1-394	杵築市大字岩谷	1	1
95	急傾斜地の崩壊	岩屋北(A)	I-1-398	杵築市大字岩谷	1	1
96	急傾斜地の崩壊	岩屋北(B)	I-1-398	杵築市大字岩谷	1	1
97	急傾斜地の崩壊	岩屋北(C)	I-1-398	杵築市大字岩谷	1	1
98	急傾斜地の崩壊	中辰ヶ鼻	I-1-401	杵築市大字大内	1	1
99	急傾斜地の崩壊	大西	I-1-409	杵築市大字守江	1	1
100	急傾斜地の崩壊	神田川	I-1-412	杵築市大字守江	1	1
101	急傾斜地の崩壊	上間岩	I-1-419	杵築市大字守江	1	1
102	急傾斜地の崩壊	横城	I-1-422	杵築市大字横城	1	1
103	急傾斜地の崩壊	北高岩	I-1-423	杵築市大字横城	1	1
104	急傾斜地の崩壊	守江東	I-1-2543	杵築市大字守江	1	1
105	急傾斜地の崩壊	守江迫下	I-1-2544	杵築市大字守江	1	1
106	土石流	穴野谷 1	01-301I-002	杵築市大田沓掛	1	
107	土石流	岡谷	01-301I-003	杵築市大田沓掛	1	1
108	土石流	下村川 1	01-301I-004	杵築市大田永松	1	
109	土石流	下平原谷 2	01-301I-007	杵築市大田永松	1	1
110	土石流	中村谷 1	01-301I-008	杵築市大田永松	1	
111	土石流	下村川 2	01-301I-005	杵築市大田永松	1	1
112	土石流	峰山川	01-301I-014	杵築市大田沓掛	1	1
113	急傾斜地の崩壊	上貫井	I-1-469	杵築市山香町大字野原	1	1
114	急傾斜地の崩壊	五徳寺(A)	I-1-493	杵築市山香町大字立石	1	1
115	急傾斜地の崩壊	五徳寺(B)	I-1-493	杵築市山香町大字立石	1	1
116	急傾斜地の崩壊	芋恵良(A)	I-1-501	杵築市山香町大字山浦	1	1
117	急傾斜地の崩壊	芋恵良(B)	I-1-501	杵築市山香町大字山浦	1	1
118	急傾斜地の崩壊	芋恵良(C)	I-1-501	杵築市山香町大字山浦	1	1
119	急傾斜地の崩壊	芋恵良(D)	I-1-501	杵築市山香町大字山浦	1	1
120	急傾斜地の崩壊	倉園	I-1-2581	杵築市山香町大字野原	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
121	急傾斜地の崩壊	米子瀬(A)	I-1-2589	杵築市山香町大字下	1	1
122	急傾斜地の崩壊	米子瀬(B)	I-1-2589	杵築市山香町大字下	1	1
123	急傾斜地の崩壊	東平 2	I-1-58	杵築市大田沓掛	1	1
124	急傾斜地の崩壊	当ノ木	I-1-61	杵築市大田石丸	1	1
125	急傾斜地の崩壊	鮎埴(A)	I-1-67	杵築市大田波多方	1	1
126	急傾斜地の崩壊	鮎埴(B)	I-1-67	杵築市大田波多方	1	1
127	急傾斜地の崩壊	鮎埴(C)	I-1-67	杵築市大田波多方	1	1
128	急傾斜地の崩壊	畑中	I-1-73	杵築市大田白木原	1	1
129	急傾斜地の崩壊	迫(A)	I-1-76	杵築市大田俣水	1	1
130	急傾斜地の崩壊	迫(B)	I-1-76	杵築市大田俣水	1	1
131	急傾斜地の崩壊	迫(C)	I-1-76	杵築市大田俣水	1	1
132	急傾斜地の崩壊	東区	I-1-78	杵築市大田俣水	1	1
133	土石流	本村谷	01-301I-013	杵築市大田石丸	1	
134	土石流	中谷	01-301II-025	杵築市大田中野	1	
135	急傾斜地の崩壊	東平 1	I-1-0057	杵築市大田沓掛	1	1
136	急傾斜地の崩壊	中野 1	I-1-0059	杵築市大田沓掛	1	1
137	急傾斜地の崩壊	中野 2	I-1-0060	杵築市大田石丸	1	1
138	急傾斜地の崩壊	新町	I-1-0360	杵築市大字杵築	1	1
139	急傾斜地の崩壊	富坂(A)	I-1-0361_1	杵築市大字杵築	1	1
140	急傾斜地の崩壊	富坂(B)	I-1-0361_2	杵築市大字杵築	1	1
141	急傾斜地の崩壊	札ノ辻	I-1-0362	杵築市大字杵築	1	1
142	急傾斜地の崩壊	馬場町	I-1-0363	杵築市大字南杵築	1	1
143	急傾斜地の崩壊	弓町	I-1-0364	杵築市大字南杵築	1	1
144	急傾斜地の崩壊	殿屋敷(A)	I-1-0476_1	杵築市山香町大字久木野尾	1	
145	急傾斜地の崩壊	殿屋敷(B)	I-1-0476_2	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
146	急傾斜地の崩壊	殿屋敷(C)	I-1-0476_3	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
147	急傾斜地の崩壊	本村①	I-1-2967	杵築市大田石丸	1	1
148	急傾斜地の崩壊	本村②	II-1-0151	杵築市大田石丸	1	1
149	急傾斜地の崩壊	東平(A)	II-1-0152_1	杵築市大田沓掛	1	1
150	急傾斜地の崩壊	東平(B)	II-1-0152_2	杵築市大田沓掛	1	1
151	急傾斜地の崩壊	灘手	II-1-0858	杵築市大字守江	1	
152	急傾斜地の崩壊	守江①	II-1-860	杵築市大字守江	1	1
153	急傾斜地の崩壊	守江②	II-1-861	杵築市大字守江	1	1
154	急傾斜地の崩壊	守江③	II-2-52	杵築市大字守江	1	1
155	急傾斜地の崩壊	北浜西	I-1-355	杵築市大字杵築	1	1
156	急傾斜地の崩壊	北浜東	I-1-356	杵築市大字杵築	1	1
157	急傾斜地の崩壊	西殿(A)	I-1-357	杵築市大字杵築	1	1
158	急傾斜地の崩壊	西殿(B)	I-1-357	杵築市大字杵築	1	1
159	急傾斜地の崩壊	仲町(A)	I-1-359	杵築市大字杵築	1	1
160	急傾斜地の崩壊	仲町(B)	I-1-359	杵築市大字杵築	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
161	急傾斜地の崩壊	仲町(C)	I-1-359	杵築市大字杵築	1	1
162	急傾斜地の崩壊	魚町(A)	I-1-365	杵築市大字南杵築	1	1
163	急傾斜地の崩壊	魚町(B)	I-1-365	杵築市大字南杵築	1	1
164	急傾斜地の崩壊	下田平(A)	I-1-367	杵築市大字本庄	1	1
165	急傾斜地の崩壊	下田平(B)	I-1-367	杵築市大字本庄	1	1
166	急傾斜地の崩壊	高山(A)	I-1-386	杵築市大字大内	1	1
167	急傾斜地の崩壊	高山(B)	I-1-386	杵築市大字大内	1	1
168	急傾斜地の崩壊	下辰ヶ鼻	I-1-403	杵築市大字大内	1	1
169	急傾斜地の崩壊	灘手①	I-1-410	杵築市大字守江	1	
170	急傾斜地の崩壊	第2灘手	I-1-411	杵築市大字守江	1	1
171	急傾斜地の崩壊	瀬口(A)	I-1-474	杵築市山香町大字日指	1	1
172	急傾斜地の崩壊	瀬口(B)	I-1-474	杵築市山香町大字日指	1	1
173	急傾斜地の崩壊	瀬口(C)	I-1-474	杵築市山香町大字日指	1	1
174	急傾斜地の崩壊	瀬口(D)	I-1-474	杵築市山香町大字日指	1	1
175	急傾斜地の崩壊	西大内山東(A)	I-1-2546	杵築市大字大内	1	1
176	急傾斜地の崩壊	西大内山東(B)	I-1-2546	杵築市大字大内	1	1
177	急傾斜地の崩壊	西大内山東(C)	I-1-2546	杵築市大字大内	1	1
178	急傾斜地の崩壊	北台	I-1-2556	杵築市大字杵築	1	1
179	急傾斜地の崩壊	守江	I-1-3111	杵築市大字守江	1	1
180	急傾斜地の崩壊	後畑①	II-1-862	杵築市大字守江	1	1
181	急傾斜地の崩壊	鍋倉	II-1-862	杵築市大字守江	1	1
182	急傾斜地の崩壊	東大内山	II-1-862	杵築市大字守江	1	1
183	急傾斜地の崩壊	灘手②	II-1-862	杵築市大字守江	1	1
184	急傾斜地の崩壊	野添(A)	II-1-862	杵築市大字八坂	1	1
185	急傾斜地の崩壊	野添(B)	II-1-862	杵築市大字八坂	1	1
186	急傾斜地の崩壊	城山(A)	I-1-354	杵築市大字杵築	1	1
187	急傾斜地の崩壊	城山(B)	I-1-354	杵築市大字杵築	1	1
188	急傾斜地の崩壊	魚町2(A)	I-1-366	杵築市大字南杵築	1	1
189	急傾斜地の崩壊	魚町2(B)	I-1-366	杵築市大字杵築	1	1
190	急傾斜地の崩壊	竜船	I-1-465	杵築市山香町大字野原	1	1
191	急傾斜地の崩壊	龍頭	I-1-466	杵築市山香町大字野原	1	1
192	土石流	立平谷	01-301I-001	杵築市大田杵掛	1	1
193	土石流	内川野川(A)	01-301I-012	杵築市大田石丸	1	1
194	土石流	内川野川(B)	01-301I-012	杵築市大田石丸	1	1
195	土石流	内川野川(C)	01-301I-012	杵築市大田石丸	1	1
196	土石流	狩宿川②(A)	03-210I-013	杵築市大字狩宿	1	
197	土石流	狩宿川②(B)	03-210I-013	杵築市大字狩宿	1	1
198	土石流	鍛冶屋川(A)	03-342I-020	杵築市山香町大字立石	1	
199	土石流	鍛冶屋川(B)	03-342I-020	杵築市山香町大字立石	1	
200	土石流	鍛冶屋川(C)	03-342I-020	杵築市山香町大字立石	1	

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
201	土石流	平山川①	03-342I-038	杵築市山香町大字向野	1	1
202	土石流	平山川②	03-342I-039	杵築市山香町大字向野	1	
203	急傾斜地の崩壊	谷町北	I-1-0358	杵築市大字杵築	1	1
204	急傾斜地の崩壊	荒平中(A)	I-1-2550	杵築市大字溝井	1	1
205	急傾斜地の崩壊	荒平中(B)	I-1-2550	杵築市大字溝井	1	1
206	急傾斜地の崩壊	荒平中(C)	I-1-2550	杵築市大字溝井	1	1
207	急傾斜地の崩壊	荒平中(D)	I-1-2550	杵築市大字溝井	1	1
208	急傾斜地の崩壊	荒平中(E)	I-1-2550	杵築市大字溝井	1	1
209	急傾斜地の崩壊	荒平中(F)	I-1-2550	杵築市大字溝井	1	1
210	急傾斜地の崩壊	北山の首	I-1-0406	杵築市大字大内	1	1
211	急傾斜地の崩壊	袖田(A)	I-1-0408	杵築市大字大内	1	1
212	急傾斜地の崩壊	袖田(B)	I-1-0408	杵築市大字大内	1	1
213	急傾斜地の崩壊	袖田(C)	I-1-0408	杵築市大字大内	1	1
214	急傾斜地の崩壊	藤川東(A)	I-1-2545	杵築市大字大内	1	1
215	急傾斜地の崩壊	藤川東(B)	I-1-2545	杵築市大字大内	1	1
216	急傾斜地の崩壊	下本庄①	I-1-3112	杵築市大字本庄	1	1
217	急傾斜地の崩壊	下本庄②(A)	I-1-3114	杵築市大字本庄	1	1
218	急傾斜地の崩壊	下本庄②(B)	I-1-3114	杵築市大字南杵築	1	1
219	急傾斜地の崩壊	猪尾	I-1-3121	杵築市大字猪尾	1	1
220	急傾斜地の崩壊	倉田(A)	I-1-0373	杵築市大字日野	1	1
221	急傾斜地の崩壊	倉田(B)	I-1-0373	杵築市大字日野	1	1
222	急傾斜地の崩壊	新庄西	I-1-2561	杵築市大字日野	1	1
223	急傾斜地の崩壊	出原北	I-1-2560	杵築市大字中	1	1
224	急傾斜地の崩壊	中2	I-1-3113	杵築市大字中	1	1
225	急傾斜地の崩壊	鹿倉	I-1-3118	杵築市大字相原	1	1
226	土石流	山香道谷1	01-301I-010	杵築市大田波多方	1	1
227	土石流	山香道谷2	01-301I-011	杵築市大田波多方	1	1
228	土石流	ヒロノ川	01-301II-018	杵築市大田波多方	1	1
229	土石流	鮎婦第2	01-301II-021	杵築市大田波多方	1	1
230	土石流	柿元川	01-301II-022	杵築市大田波多方	1	1
231	土石流	山香道谷3	01-301II-023	杵築市大田波多方	1	1
232	土石流	赤松谷	01-301II-024	杵築市大田波多方	1	1
233	土石流	下沓掛谷1	01-301II-026	杵築市大田沓掛	1	1
234	土石流	下沓掛谷2	01-301II-027	杵築市大田沓掛	1	1
235	土石流	小ヶ倉谷	01-301II-028	杵築市大田沓掛	1	1
236	土石流	赤水川1	01-301I-018	杵築市大田俣水	1	1
237	土石流	赤水川2	01-301I-019	杵築市大田俣水	1	1
238	土石流	俣水谷1	01-301II-031	杵築市大田俣水	1	1
239	土石流	俣水谷2	01-301II-032	杵築市大田俣水	1	1
240	土石流	仏供川①(A)	03-342I-029	杵築市山香町大字向野	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
241	土石流	仏供川①(B)	03-342I-029	杵築市山香町大字向野	1	
242	土石流	仏供川②	03-342I-030	杵築市山香町大字向野	1	1
243	土石流	平原川(C)	03-342I-034	杵築市山香町大字向野	1	1
244	土石流	影平川①	03-342I-035	杵築市山香町大字向野	1	
245	土石流	影平川②	03-342I-036	杵築市山香町大字向野	1	1
246	土石流	今原川②(A)	03-342I-037	杵築市山香町大字向野	1	1
247	土石流	今原川②(B)	03-342I-037	杵築市山香町大字向野	1	1
248	土石流	今原川②(C)	03-342I-037	杵築市山香町大字向野	1	
249	土石流	仏供川③	03-342Ⅱ-038	杵築市山香町大字向野	1	1
250	土石流	仏供川④	03-342Ⅱ-039	杵築市山香町大字向野	1	1
251	土石流	薫石川	03-342Ⅱ-040	杵築市山香町大字向野	1	1
252	土石流	平原川①(A)	03-342Ⅱ-041	杵築市山香町大字向野	1	1
253	土石流	平原川①(B)	03-342Ⅱ-041	杵築市山香町大字向野	1	1
254	土石流	仏供川⑤(A)	03-342Ⅱ-042	杵築市山香町大字向野	1	1
255	土石流	仏供川⑤(B)	03-342Ⅱ-042	杵築市山香町大字向野	1	1
256	土石流	仏供川⑤(C)	03-342Ⅱ-042	杵築市山香町大字向野	1	1
257	土石流	松尾川③(A)	03-342Ⅱ-043	杵築市山香町大字向野	1	1
258	土石流	松尾川③(B)	03-342Ⅱ-043	杵築市山香町大字向野	1	1
259	土石流	大造司川	03-342Ⅱ-044	杵築市山香町大字向野	1	
260	土石流	影平川③(A)	03-342Ⅱ-045	杵築市山香町大字向野	1	1
261	土石流	影平川③(B)	03-342Ⅱ-045	杵築市山香町大字向野	1	
262	土石流	影平川④(A)	03-342Ⅱ-046	杵築市山香町大字向野	1	1
263	土石流	影平川④(B)	03-342Ⅱ-046	杵築市山香町大字向野	1	1
264	土石流	今原川①	03-342Ⅱ-047	杵築市山香町大字向野	1	1
265	土石流	今原川③	03-342Ⅱ-048	杵築市山香町大字向野	1	1
266	土石流	今原川④	03-342Ⅱ-049	杵築市山香町大字向野	1	
267	急傾斜地の崩壊	四郎五郎(A)	I-1-0495	杵築市山香町大字向野	1	1
268	急傾斜地の崩壊	四郎五郎(B)	I-1-0495	杵築市山香町大字向野	1	1
269	急傾斜地の崩壊	岡(A)	I-1-0496	杵築市山香町大字向野	1	1
270	急傾斜地の崩壊	岡(B)	I-1-0496	杵築市山香町大字向野	1	1
271	急傾斜地の崩壊	岡(C)	I-1-0496	杵築市山香町大字向野	1	1
272	急傾斜地の崩壊	松尾川①(A)	I-1-0497	杵築市山香町大字向野	1	1
273	急傾斜地の崩壊	松尾川①(B)	I-1-0497	杵築市山香町大字向野	1	1
274	急傾斜地の崩壊	浦篠①(A)	I-1-0500	杵築市山香町大字山浦	1	1
275	急傾斜地の崩壊	浦篠①(B)	I-1-0500	杵築市山香町大字山浦	1	1
276	急傾斜地の崩壊	影平①(A)	I-1-2596	杵築市山香町大字向野	1	1
277	急傾斜地の崩壊	影平①(B)	I-1-2596	杵築市山香町大字向野	1	1
278	急傾斜地の崩壊	影平①(C)	I-1-2596	杵築市山香町大字向野	1	1
279	急傾斜地の崩壊	影平①(D)	I-1-2596	杵築市山香町大字向野	1	1
280	急傾斜地の崩壊	日切①	I-1-2597	杵築市山香町大字向野	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
281	急傾斜地の崩壊	仏供 (A)	I-1-2598	杵築市山香町大字向野	1	
282	急傾斜地の崩壊	仏供 (B)	I-1-2598	杵築市山香町大字向野	1	1
283	急傾斜地の崩壊	仏供 (C)	I-1-2598	杵築市山香町大字向野	1	1
284	急傾斜地の崩壊	山口原	I-1-2599	杵築市山香町大字向野	1	
285	急傾斜地の崩壊	今原(A)	I-1-2600	杵築市山香町大字向野	1	1
286	急傾斜地の崩壊	今原(B)	I-1-2600	杵築市山香町大字向野	1	1
287	急傾斜地の崩壊	今原(C)	I-1-2600	杵築市山香町大字向野	1	1
288	急傾斜地の崩壊	浦篠八幡	I-1-2603	杵築市山香町大字山浦	1	
289	急傾斜地の崩壊	薫石(A)	I-1-3150	杵築市山香町大字向野	1	1
290	急傾斜地の崩壊	薫石(B)	I-1-3150	杵築市山香町大字向野	1	1
291	急傾斜地の崩壊	松尾②	II-1-1013	杵築市山香町大字向野	1	1
292	急傾斜地の崩壊	松尾③	II-1-1014	杵築市山香町大字向野	1	1
293	急傾斜地の崩壊	大造司①(A)	II-1-1015	杵築市山香町大字向野	1	1
294	急傾斜地の崩壊	大造司①(B)	II-1-1015	杵築市山香町大字向野	1	1
295	急傾斜地の崩壊	大造司②	II-1-1016	杵築市山香町大字向野	1	1
296	急傾斜地の崩壊	落合①	II-1-1017	杵築市山香町大字向野	1	1
297	急傾斜地の崩壊	落合②	II-1-1018	杵築市山香町大字向野	1	1
298	急傾斜地の崩壊	落合④(A)	II-1-1020	杵築市山香町大字向野	1	1
299	急傾斜地の崩壊	落合④(B)	II-1-1020	杵築市山香町大字向野	1	
300	急傾斜地の崩壊	下山①	II-1-1021	杵築市山香町大字向野	1	1
301	急傾斜地の崩壊	下山②	II-1-1022	杵築市山香町大字向野	1	
302	急傾斜地の崩壊	下山③(A)	II-1-1023	杵築市山香町大字向野	1	1
303	急傾斜地の崩壊	下山③(B)	II-1-1023	杵築市山香町大字向野	1	1
304	急傾斜地の崩壊	下山④(A)	II-1-1024	杵築市山香町大字向野	1	1
305	急傾斜地の崩壊	下山④(B)	II-1-1024	杵築市山香町大字向野	1	1
306	急傾斜地の崩壊	下山④(C)	II-1-1024	杵築市山香町大字向野	1	
307	急傾斜地の崩壊	下山⑤	II-1-1025	杵築市山香町大字向野	1	1
308	急傾斜地の崩壊	下山⑥(A)	II-1-1026	杵築市山香町大字向野	1	1
309	急傾斜地の崩壊	下山⑥(B)	II-1-1026	杵築市山香町大字向野	1	1
310	急傾斜地の崩壊	日切③	II-1-1028	杵築市山香町大字向野	1	1
311	急傾斜地の崩壊	平原①(A)	II-1-1029	杵築市山香町大字向野	1	1
312	急傾斜地の崩壊	平原①(B)	II-1-1029	杵築市山香町大字向野	1	1
313	急傾斜地の崩壊	平原①(C)	II-1-1029	杵築市山香町大字向野	1	1
314	急傾斜地の崩壊	平原②(A)	II-1-1030	杵築市山香町大字向野	1	1
315	急傾斜地の崩壊	平原②(B)	II-1-1030	杵築市山香町大字向野	1	1
316	急傾斜地の崩壊	平原②(C)	II-1-1030	杵築市山香町大字向野	1	1
317	急傾斜地の崩壊	平原③(A)	II-1-1031	杵築市山香町大字向野	1	1
318	急傾斜地の崩壊	平原③(B)	II-1-1031	杵築市山香町大字向野	1	1
319	急傾斜地の崩壊	平原④(A)	II-1-1032	杵築市山香町大字向野	1	1
320	急傾斜地の崩壊	平原④(B)	II-1-1032	杵築市山香町大字向野	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
321	急傾斜地の崩壊	平原⑤	Ⅱ-1-1033	杵築市山香町大字向野	1	1
322	急傾斜地の崩壊	影平②	Ⅱ-1-1036	杵築市山香町大字向野	1	1
323	急傾斜地の崩壊	影平③(A)	Ⅱ-1-1037	杵築市山香町大字向野	1	1
324	急傾斜地の崩壊	影平③(B)	Ⅱ-1-1037	杵築市山香町大字向野	1	1
325	急傾斜地の崩壊	落合⑤	Ⅱ-1-1043	杵築市山香町大字向野	1	1
326	急傾斜地の崩壊	山井口	Ⅱ-1-1086	杵築市山香町大字山浦	1	1
327	急傾斜地の崩壊	浦篠②	Ⅱ-1-1113	杵築市山香町大字山浦	1	1
328	急傾斜地の崩壊	浦篠③	Ⅱ-1-1114	杵築市山香町大字山浦	1	1
329	土石流	大池川	01-301Ⅱ-009	杵築市大田波多方	1	1
330	土石流	板山谷 1	01-301Ⅱ-016	杵築市大田波多方	1	1
331	土石流	板山谷 2	01-301Ⅱ-017	杵築市大田波多方	1	1
332	土石流	山口川	01-301Ⅱ-019	杵築市大田波多方	1	1
333	土石流	大山川	01-301Ⅱ-020	杵築市大田波多方	1	1
334	急傾斜地の崩壊	樋掛(A)	I-1-0463	杵築市山香町大字野原	1	1
335	急傾斜地の崩壊	樋掛(B)	I-1-0463	杵築市山香町大字野原	1	1
336	急傾斜地の崩壊	樋掛(C)	I-1-0463	杵築市山香町大字野原	1	1
337	急傾斜地の崩壊	樋掛(D)	I-1-0463	杵築市山香町大字野原	1	1
338	急傾斜地の崩壊	元河内①(A)	I-1-0464	杵築市山香町大字野原	1	1
339	急傾斜地の崩壊	元河内①(B)	I-1-0464	杵築市山香町大字野原	1	1
340	急傾斜地の崩壊	兼手(A)	I-1-0467	杵築市山香町大字野原	1	1
341	急傾斜地の崩壊	兼手(B)	I-1-0467	杵築市山香町大字野原	1	1
342	急傾斜地の崩壊	兼手(C)	I-1-0467	杵築市山香町大字野原	1	1
343	急傾斜地の崩壊	兼手(D)	I-1-0467	杵築市山香町大字野原	1	1
344	急傾斜地の崩壊	志手	I-1-0468	杵築市山香町大字野原	1	1
345	急傾斜地の崩壊	下仲尾(A)	I-1-0470	杵築市山香町大字野原	1	1
346	急傾斜地の崩壊	下仲尾(B)	I-1-0470	杵築市山香町大字野原	1	1
347	急傾斜地の崩壊	下仲尾(C)	I-1-0470	杵築市山香町大字野原	1	1
348	急傾斜地の崩壊	神塩	I-1-2577	杵築市山香町大字野原	1	1
349	急傾斜地の崩壊	八幡森	I-1-2579	杵築市山香町大字野原	1	1
350	急傾斜地の崩壊	八幡	I-1-2580	杵築市山香町大字野原	1	1
351	急傾斜地の崩壊	鰻穴	I-1-2582	杵築市山香町大字野原	1	1
352	急傾斜地の崩壊	高月(A)	I-1-2583	杵築市山香町大字野原	1	1
353	急傾斜地の崩壊	高月(B)	I-1-2583	杵築市山香町大字野原	1	1
354	急傾斜地の崩壊	高月(C)	I-1-2583	杵築市山香町大字野原	1	1
355	急傾斜地の崩壊	西仲尾①	Ⅱ-1-1211	杵築市山香町大字野原	1	1
356	急傾斜地の崩壊	西仲尾②(A)	Ⅱ-1-1212	杵築市山香町大字野原	1	1
357	急傾斜地の崩壊	西仲尾②(B)	Ⅱ-1-1212	杵築市山香町大字野原	1	1
358	急傾斜地の崩壊	西仲尾③(A)	Ⅱ-1-1213	杵築市山香町大字野原	1	1
359	急傾斜地の崩壊	西仲尾③(B)	Ⅱ-1-1213	杵築市山香町大字野原	1	1
360	急傾斜地の崩壊	元河内②	Ⅱ-1-1215	杵築市山香町大字野原	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
361	急傾斜地の崩壊	元河内③(A)	Ⅱ-1-1216	杵築市山香町大字野原	1	1
362	急傾斜地の崩壊	元河内③(B)	Ⅱ-1-1216	杵築市山香町大字野原	1	1
363	急傾斜地の崩壊	小野尾①(A)	Ⅱ-1-1217	杵築市山香町大字野原	1	1
364	急傾斜地の崩壊	小野尾①(B)	Ⅱ-1-1217	杵築市山香町大字野原	1	1
365	急傾斜地の崩壊	小野尾②	Ⅱ-1-1218	杵築市山香町大字野原	1	1
366	急傾斜地の崩壊	徳田	Ⅱ-1-1276	杵築市山香町大字野原	1	1
367	急傾斜地の崩壊	尾花	I-1-0471	杵築市山香町大字日指	1	1
368	急傾斜地の崩壊	長田①	I-1-2605	杵築市山香町大字日指	1	1
369	急傾斜地の崩壊	梅田①	I-1-2606	杵築市山香町大字日指	1	1
370	急傾斜地の崩壊	梅田②	Ⅱ-1-1199	杵築市山香町大字日指	1	1
371	急傾斜地の崩壊	小杉①	Ⅱ-1-1200	杵築市山香町大字日指	1	1
372	急傾斜地の崩壊	小杉②(A)	Ⅱ-1-1201	杵築市山香町大字日指	1	1
373	急傾斜地の崩壊	小杉②(B)	Ⅱ-1-1201	杵築市山香町大字日指	1	1
374	急傾斜地の崩壊	上市	I-1-0488	杵築市山香町大字内河野	1	1
375	急傾斜地の崩壊	城迫	I-1-0489	杵築市山香町大字内河野	1	1
376	急傾斜地の崩壊	下市①	I-1-2578	杵築市山香町大字内河野	1	1
377	急傾斜地の崩壊	小谷(A)	I-1-2584	杵築市山香町大字内河野	1	1
378	急傾斜地の崩壊	小谷(B)	I-1-2584	杵築市山香町大字内河野	1	1
379	急傾斜地の崩壊	小谷(C)	I-1-2584	杵築市山香町大字内河野	1	1
380	急傾斜地の崩壊	方照寺(A)	I-1-2585	杵築市山香町大字内河野	1	1
381	急傾斜地の崩壊	方照寺(B)	I-1-2585	杵築市山香町大字内河野	1	1
382	急傾斜地の崩壊	方照寺(C)	I-1-2585	杵築市山香町大字内河野	1	1
383	急傾斜地の崩壊	方照寺(D)	I-1-2585	杵築市山香町大字内河野	1	1
384	急傾斜地の崩壊	方照寺(E)	I-1-2585	杵築市山香町大字内河野	1	1
385	急傾斜地の崩壊	中村①	I-1-2587	杵築市山香町大字内河野	1	1
386	急傾斜地の崩壊	鶴成①	I-1-2588	杵築市山香町大字内河野	1	1
387	急傾斜地の崩壊	板山(A)	I-1-0062	杵築市大田波多方	1	1
388	急傾斜地の崩壊	板山(B)	I-1-0062	杵築市大田波多方	1	1
389	急傾斜地の崩壊	大池②	I-1-0064	杵築市大田波多方	1	1
390	急傾斜地の崩壊	山口①(A)	I-1-0065	杵築市大田波多方	1	1
391	急傾斜地の崩壊	山口①(B)	I-1-0065	杵築市大田波多方	1	1
392	急傾斜地の崩壊	山口①(C)	I-1-0065	杵築市大田波多方	1	1
393	急傾斜地の崩壊	山香道①	I-1-0068	杵築市大田波多方	1	1
394	急傾斜地の崩壊	釜口①	Ⅱ-1-0154	杵築市大田波多方	1	1
395	急傾斜地の崩壊	釜口②	Ⅱ-1-0155	杵築市大田波多方	1	1
396	急傾斜地の崩壊	釜口③	Ⅱ-1-0156	杵築市大田波多方	1	1
397	急傾斜地の崩壊	東平③	Ⅱ-1-0157	杵築市大田波多方	1	1
398	急傾斜地の崩壊	鮎埴①	Ⅱ-1-0170	杵築市大田波多方	1	1
399	急傾斜地の崩壊	大山	Ⅱ-1-0171	杵築市大田波多方	1	1
400	急傾斜地の崩壊	池田	Ⅱ-1-017200	杵築市大田波多方	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
401	急傾斜地の崩壊	大池③(A)	Ⅱ-1-0173	杵築市大田波多方	1	1
402	急傾斜地の崩壊	大池③(B)	Ⅱ-1-0173	杵築市大田波多方	1	1
403	急傾斜地の崩壊	大池③(C)	Ⅱ-1-0173	杵築市大田波多方	1	1
404	急傾斜地の崩壊	中畑	Ⅱ-1-0176	杵築市大田波多方	1	1
405	急傾斜地の崩壊	本村①	Ⅱ-1-0174	杵築市大田石丸	1	1
406	急傾斜地の崩壊	本村②	Ⅱ-1-0175	杵築市大田石丸	1	1
407	急傾斜地の崩壊	赤水①	I-1-2968	杵築市大田俣水	1	1
408	急傾斜地の崩壊	西谷①	Ⅱ-1-1044	杵築市山香町大字山浦	1	1
409	急傾斜地の崩壊	原①	Ⅱ-1-1085	杵築市山香町大字山浦	1	1
410	急傾斜地の崩壊	飛松①	Ⅱ-1-1115	杵築市山香町大字山浦	1	1
411	急傾斜地の崩壊	飛松②	Ⅱ-1-1116	杵築市山香町大字山浦	1	1
412	急傾斜地の崩壊	飛松③(A)	Ⅱ-1-1117	杵築市山香町大字山浦	1	1
413	急傾斜地の崩壊	飛松③(B)	Ⅱ-1-1117	杵築市山香町大字山浦	1	1
414	急傾斜地の崩壊	原②	Ⅱ-1-1118	杵築市山香町大字山浦	1	1
415	急傾斜地の崩壊	原③	Ⅱ-1-1119	杵築市山香町大字山浦	1	1
416	土石流	市場谷	01-301Ⅱ-016	杵築市大田俣水	1	1
417	土石流	木ノ下谷	01-301Ⅱ-001	杵築市大田沓掛	1	1
418	土石流	赤松谷①(A)	01-301Ⅱ-002	杵築市大田沓掛	1	1
419	土石流	赤松谷①(B)	01-301Ⅱ-002	杵築市大田沓掛	1	1
420	土石流	宍野谷 2	01-301Ⅱ-003	杵築市大田沓掛	1	1
421	土石流	宍野谷 3	01-301Ⅱ-004	杵築市大田沓掛	1	1
422	土石流	南俣水第 1(A)	01-301Ⅱ-029	杵築市大田俣水	1	1
423	土石流	南俣水第 1(B)	01-301Ⅱ-029	杵築市大田俣水	1	1
424	土石流	南俣水第 2	01-301Ⅱ-030	杵築市大田俣水	1	1
425	土石流	カジヤ川	01-301Ⅱ-033	杵築市大田俣水	1	1
426	土石流	南台川	01-301Ⅱ-034	杵築市大田俣水	1	1
427	土石流	猪尾川(A)	03-210Ⅱ-001	杵築市大字猪尾	1	1
428	土石流	猪尾川(B)	03-210Ⅱ-001	杵築市大字猪尾	1	1
429	土石流	今畑川①	03-210Ⅱ-034	杵築市山香町大字小武	1	1
430	土石流	今畑川②	03-210Ⅱ-035	杵築市山香町大字小武	1	1
431	土石流	今畑川③	03-210Ⅱ-036	杵築市山香町大字小武	1	1
432	急傾斜地の崩壊	三塚	Ⅱ-1-0886	杵築市大字狩宿	1	1
433	急傾斜地の崩壊	狩宿②	Ⅱ-1-0905	杵築市大字狩宿	1	1
434	急傾斜地の崩壊	美濃崎①	Ⅱ-1-0887	杵築市大字狩宿	1	1
435	急傾斜地の崩壊	美濃崎②	Ⅱ-1-0888	杵築市大字狩宿	1	1
436	急傾斜地の崩壊	小浜③	Ⅱ-1-0062	杵築市大字熊野	1	1
437	急傾斜地の崩壊	小浜②	Ⅱ-1-0928	杵築市大字熊野	1	1
438	急傾斜地の崩壊	年田③(A)	Ⅱ-1-0909	杵築市大字熊野	1	1
439	急傾斜地の崩壊	年田③(B)	Ⅱ-1-0909	杵築市大字熊野	1	1
440	急傾斜地の崩壊	年田④	Ⅱ-1-0914	杵築市大字熊野	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
441	急傾斜地の崩壊	年田⑤(A)	Ⅱ-1-0915	杵築市大字熊野	1	1
442	急傾斜地の崩壊	年田⑤(B)	Ⅱ-1-0915	杵築市大字熊野	1	1
443	急傾斜地の崩壊	年田⑥	Ⅱ-1-0916	杵築市大字熊野	1	1
444	急傾斜地の崩壊	年田⑦	Ⅱ-1-0917	杵築市大字熊野	1	1
445	急傾斜地の崩壊	年田⑧	Ⅱ-1-0918	杵築市大字熊野	1	1
446	急傾斜地の崩壊	年田⑨	Ⅱ-1-0919	杵築市大字熊野	1	1
447	急傾斜地の崩壊	年田⑩	Ⅱ-1-0920	杵築市大字熊野	1	1
448	急傾斜地の崩壊	年田⑫(A)	Ⅱ-1-0927	杵築市大字熊野	1	1
449	急傾斜地の崩壊	年田⑫(B)	Ⅱ-1-0927	杵築市大字熊野	1	1
450	急傾斜地の崩壊	年田⑬	Ⅱ-2-0063	杵築市大字熊野	1	1
451	急傾斜地の崩壊	年田南(A)	I-1-2564	杵築市大字熊野	1	1
452	急傾斜地の崩壊	年田南(B)	I-1-2564	杵築市大字熊野	1	1
453	急傾斜地の崩壊	年田南(C)	I-1-2564	杵築市大字熊野	1	1
454	急傾斜地の崩壊	塩谷崎	I-1-0402	杵築市大字大内	1	1
455	急傾斜地の崩壊	永徳①	I-1-3120	杵築市大字猪尾	1	1
456	急傾斜地の崩壊	永徳②	Ⅲ-1-0110	杵築市大字猪尾	1	1
457	急傾斜地の崩壊	下尾迫(A)	I-1-0396	杵築市大字岩谷	1	1
458	急傾斜地の崩壊	下尾迫(B)	I-1-0396	杵築市大字岩谷	1	1
459	急傾斜地の崩壊	下尾迫(C)	I-1-0396	杵築市大字岩谷	1	1
460	急傾斜地の崩壊	下尾迫(D)	I-1-0396	杵築市大字岩谷	1	1
461	急傾斜地の崩壊	下尾迫(E)	I-1-0396	杵築市大字岩谷	1	1
462	急傾斜地の崩壊	下尾迫(F)	I-1-0396	杵築市大字岩谷	1	1
463	急傾斜地の崩壊	岩屋南(A)	I-1-0397	杵築市大字岩谷	1	1
464	急傾斜地の崩壊	岩屋南(B)	I-1-0397	杵築市大字岩谷	1	1
465	急傾斜地の崩壊	岩谷①	I-2-0132	杵築市大字岩谷	1	1
466	急傾斜地の崩壊	岩谷②(A)	Ⅱ-1-0820	杵築市大字岩谷	1	1
467	急傾斜地の崩壊	岩谷②(B)	Ⅱ-1-0820	杵築市大字岩谷	1	1
468	急傾斜地の崩壊	岩谷③	Ⅱ-1-0825	杵築市大字岩谷	1	1
469	急傾斜地の崩壊	川平①(A)	I-1-0395	杵築市大字岩谷	1	1
470	急傾斜地の崩壊	川平①(B)	I-1-0395	杵築市大字岩谷	1	1
471	急傾斜地の崩壊	川平②	Ⅱ-1-0819	杵築市大字岩谷	1	1
472	急傾斜地の崩壊	尾迫①(A)	Ⅱ-1-0817	杵築市大字岩谷	1	1
473	急傾斜地の崩壊	尾迫①(B)	Ⅱ-1-0817	杵築市大字岩谷	1	1
474	急傾斜地の崩壊	尾迫①(C)	Ⅱ-1-0817	杵築市大字岩谷	1	1
475	急傾斜地の崩壊	尾迫①(D)	Ⅱ-1-0817	杵築市大字岩谷	1	1
476	急傾斜地の崩壊	古町①	Ⅱ-1-0843	杵築市大字奈多	1	1
477	急傾斜地の崩壊	古町②	Ⅱ-1-0844	杵築市大字奈多	1	1
478	急傾斜地の崩壊	志口②(A)	Ⅲ-1-0058	杵築市大字奈多	1	1
479	急傾斜地の崩壊	志口②(B)	Ⅲ-1-0058	杵築市大字奈多	1	1
480	急傾斜地の崩壊	徳永	I-1-0424	杵築市大字奈多	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
481	急傾斜地の崩壊	奈多	Ⅱ-1-0871	杵築市大字奈多	1	1
482	急傾斜地の崩壊	山中(A)	I-1-0414	杵築市大字守江	1	1
483	急傾斜地の崩壊	山中(B)	I-1-0414	杵築市大字守江	1	1
484	急傾斜地の崩壊	守江④	Ⅲ-1-0075	杵築市大字守江	1	1
485	急傾斜地の崩壊	東大内山①	Ⅱ-1-0854	杵築市大字大内	1	1
486	急傾斜地の崩壊	東大内山③	Ⅱ-1-0856	杵築市大字大内	1	1
487	急傾斜地の崩壊	東大内山⑤(A)	I-1-3109	杵築市大字大内	1	1
488	急傾斜地の崩壊	東大内山⑤(B)	I-1-3109	杵築市大字大内	1	1
489	急傾斜地の崩壊	越井(A)	Ⅱ-1-1179	杵築市山香町大字小武	1	1
490	急傾斜地の崩壊	越井(B)	Ⅱ-1-1179	杵築市山香町大字小武	1	1
491	急傾斜地の崩壊	越井(C)	Ⅱ-1-1179	杵築市山香町大字小武	1	1
492	急傾斜地の崩壊	上畑①	Ⅱ-1-1175	杵築市山香町大字小武	1	1
493	急傾斜地の崩壊	上畑②	Ⅱ-1-1176	杵築市山香町大字小武	1	
494	急傾斜地の崩壊	上畑③	Ⅱ-1-1177	杵築市山香町大字小武	1	1
495	急傾斜地の崩壊	上畑④	Ⅱ-1-1178	杵築市山香町大字小武	1	1
496	急傾斜地の崩壊	上畑⑤	Ⅱ-1-1184	杵築市山香町大字小武	1	1
497	急傾斜地の崩壊	壺町田	I-1-2574	杵築市山香町大字倉成	1	1
498	急傾斜地の崩壊	下高取	I-1-2575	杵築市山香町大字倉成	1	1
499	急傾斜地の崩壊	今畑⑩	Ⅱ-1-1189	杵築市山香町大字小武	1	1
500	急傾斜地の崩壊	今畑⑪	Ⅱ-1-1190	杵築市山香町大字小武	1	1
501	急傾斜地の崩壊	今畑①(A)	I-1-0503	杵築市山香町大字小武	1	1
502	急傾斜地の崩壊	今畑①(B)	I-1-0503	杵築市山香町大字小武	1	1
503	急傾斜地の崩壊	今畑①(C)	I-1-0503	杵築市山香町大字小武	1	1
504	急傾斜地の崩壊	今畑①(D)	I-1-0503	杵築市山香町大字小武	1	1
505	急傾斜地の崩壊	今畑②(A)	I-1-3157	杵築市山香町大字小武	1	1
506	急傾斜地の崩壊	今畑②(B)	I-1-3157	杵築市山香町大字小武	1	1
507	急傾斜地の崩壊	今畑③	Ⅱ-1-1172	杵築市山香町大字小武	1	1
508	急傾斜地の崩壊	今畑④(A)	Ⅱ-1-1173	杵築市山香町大字小武	1	1
509	急傾斜地の崩壊	今畑④(B)	Ⅱ-1-1173	杵築市山香町大字小武	1	1
510	急傾斜地の崩壊	今畑⑤	Ⅱ-1-1174	杵築市山香町大字小武	1	1
511	急傾斜地の崩壊	今畑⑥(A)	Ⅱ-1-1185	杵築市山香町大字小武	1	1
512	急傾斜地の崩壊	今畑⑥(B)	Ⅱ-1-1185	杵築市山香町大字小武	1	1
513	急傾斜地の崩壊	今畑⑦(A)	Ⅱ-1-1186	杵築市山香町大字小武	1	1
514	急傾斜地の崩壊	今畑⑦(B)	Ⅱ-1-1186	杵築市山香町大字小武	1	1
515	急傾斜地の崩壊	今畑⑧	Ⅱ-1-1187	杵築市山香町大字小武	1	1
516	急傾斜地の崩壊	今畑⑨(A)	Ⅱ-1-1188	杵築市山香町大字小武	1	1
517	急傾斜地の崩壊	今畑⑨(B)	Ⅱ-1-1188	杵築市山香町大字小武	1	1
518	急傾斜地の崩壊	沓掛	I-1-9002	杵築市大田沓掛	1	1
519	急傾斜地の崩壊	小ヶ倉(A)	I-1-0072	杵築市大田沓掛	1	1
520	急傾斜地の崩壊	小ヶ倉(B)	I-1-0072	杵築市大田沓掛	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
521	急傾斜地の崩壊	赤松(A)	Ⅱ-1-0148	杵築市大田沓掛	1	1
522	急傾斜地の崩壊	赤松(B)	Ⅱ-1-0148	杵築市大田沓掛	1	1
523	急傾斜地の崩壊	峯	I-1-0071	杵築市大田沓掛	1	1
524	急傾斜地の崩壊	木ノ下①(A)	Ⅱ-1-0149	杵築市大田沓掛	1	1
525	急傾斜地の崩壊	木ノ下①(B)	Ⅱ-1-0149	杵築市大田沓掛	1	1
526	急傾斜地の崩壊	木ノ下②	Ⅱ-1-0150	杵築市大田沓掛	1	1
527	急傾斜地の崩壊	西俣水	Ⅱ-1-0163	杵築市大田俣水	1	1
528	急傾斜地の崩壊	天下駄(A)	I-1-0075	杵築市大田俣水	1	1
529	急傾斜地の崩壊	天下駄(B)	I-1-0075	杵築市大田俣水	1	1
530	急傾斜地の崩壊	天堤①	Ⅱ-1-0185	杵築市大田俣水	1	1
531	急傾斜地の崩壊	南台(A)	Ⅱ-1-0161	杵築市大田俣水	1	1
532	急傾斜地の崩壊	南台(B)	Ⅱ-1-0161	杵築市大田俣水	1	1
533	急傾斜地の崩壊	南渡	I-1-0079	杵築市大田俣水	1	
534	急傾斜地の崩壊	南俣水(A)	Ⅱ-1-0184	杵築市大田俣水	1	1
535	急傾斜地の崩壊	南俣水(B)	Ⅱ-1-0184	杵築市大田俣水	1	1
536	急傾斜地の崩壊	南俣水(C)	Ⅱ-1-0184	杵築市大田俣水	1	1
537	急傾斜地の崩壊	畑	I-1-0080	杵築市大田俣水	1	1
538	急傾斜地の崩壊	俣水	Ⅱ-1-0183	杵築市大田俣水	1	1
539	急傾斜地の崩壊	上ノ原(A)	I-1-0074	杵築市大田白木原	1	1
540	急傾斜地の崩壊	上ノ原(B)	I-1-0074	杵築市大田白木原	1	1
541	急傾斜地の崩壊	上ノ原(C)	I-1-0074	杵築市大田白木原	1	1
542	急傾斜地の崩壊	岡①(A)	I-1-0048	杵築市大田沓掛	1	1
543	急傾斜地の崩壊	岡①(B)	I-1-0048	杵築市大田沓掛	1	1
544	急傾斜地の崩壊	宍野①	I-1-0047	杵築市大田沓掛	1	1
545	急傾斜地の崩壊	後野	Ⅱ-1-0147	杵築市大田沓掛	1	1
546	急傾斜地の崩壊	浄土寺①(A)	I-1-0477	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
547	急傾斜地の崩壊	浄土寺①(B)	I-1-0477	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
548	急傾斜地の崩壊	影ノ木(A)	I-1-2592	杵築市山香町大字立石	1	1
549	急傾斜地の崩壊	影ノ木(B)	I-1-2592	杵築市山香町大字立石	1	1
550	急傾斜地の崩壊	影ノ木(C)	I-1-2592	杵築市山香町大字立石	1	
551	急傾斜地の崩壊	下鍛冶屋①	I-1-2593	杵築市山香町大字立石	1	1
552	急傾斜地の崩壊	舟(A)	I-1-2594	杵築市山香町大字立石	1	1
553	急傾斜地の崩壊	舟(B)	I-1-2594	杵築市山香町大字立石	1	1
554	急傾斜地の崩壊	大月①	I-1-2595	杵築市山香町大字立石	1	1
555	急傾斜地の崩壊	宮ノ下(A)	I-1-2614	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
556	急傾斜地の崩壊	宮ノ下(B)	I-1-2614	杵築市山香町大字久木野尾	1	
557	急傾斜地の崩壊	宮ノ下(C)	I-1-2614	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
558	急傾斜地の崩壊	宮ノ下(D)	I-1-2614	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
559	急傾斜地の崩壊	下鍛冶屋②	I-1-3152	杵築市山香町大字立石	1	1
560	急傾斜地の崩壊	船②(A)	Ⅱ-1-1038	杵築市山香町大字立石	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
561	急傾斜地の崩壊	船②(B)	Ⅱ-1-1038	杵築市山香町大字立石	1	1
562	急傾斜地の崩壊	船③(A)	Ⅱ-1-1039	杵築市山香町大字立石	1	1
563	急傾斜地の崩壊	船③(B)	Ⅱ-1-1039	杵築市山香町大字立石	1	
564	急傾斜地の崩壊	船③(C)	Ⅱ-1-1039	杵築市山香町大字立石	1	1
565	急傾斜地の崩壊	船③(D)	Ⅱ-1-1039	杵築市山香町大字立石	1	1
566	急傾斜地の崩壊	大月⑥(A)	Ⅱ-1-1057	杵築市山香町大字立石	1	1
567	急傾斜地の崩壊	大月⑥(B)	Ⅱ-1-1057	杵築市山香町大字立石	1	1
568	急傾斜地の崩壊	大月②	Ⅱ-1-1058	杵築市山香町大字立石	1	1
569	急傾斜地の崩壊	大月③	Ⅱ-1-1059	杵築市山香町大字立石	1	1
570	急傾斜地の崩壊	大月④(A)	Ⅱ-1-1060	杵築市山香町大字立石	1	1
571	急傾斜地の崩壊	大月④(B)	Ⅱ-1-1060	杵築市山香町大字立石	1	1
572	急傾斜地の崩壊	大月⑤	Ⅱ-1-1061	杵築市山香町大字立石	1	1
573	急傾斜地の崩壊	浄土寺②(A)	Ⅱ-1-1195	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
574	急傾斜地の崩壊	浄土寺②(B)	Ⅱ-1-1195	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
575	急傾斜地の崩壊	野辺②	Ⅱ-1-0883	杵築市大字守江	1	1
576	急傾斜地の崩壊	奈多①(A)	I-2-0134	杵築市大字狩宿	1	1
577	急傾斜地の崩壊	奈多①(B)	I-2-0134	杵築市大字狩宿	1	1
578	急傾斜地の崩壊	白土①	Ⅱ-1-0867	杵築市大字狩宿	1	1
579	急傾斜地の崩壊	白土③(A)	Ⅱ-1-0869	杵築市大字狩宿	1	1
580	急傾斜地の崩壊	白土③(B)	Ⅱ-1-0869	杵築市大字狩宿	1	1
581	急傾斜地の崩壊	白土④(A)	Ⅱ-1-0870	杵築市大字狩宿	1	1
582	急傾斜地の崩壊	白土④(B)	Ⅱ-1-0870	杵築市大字狩宿	1	1
583	急傾斜地の崩壊	狩宿①(A)	Ⅱ-1-0884	杵築市大字狩宿	1	1
584	急傾斜地の崩壊	狩宿①(B)	Ⅱ-1-0884	杵築市大字狩宿	1	1
585	急傾斜地の崩壊	山ノ後①(A)	I-1-0438	杵築市大字熊野	1	1
586	急傾斜地の崩壊	山ノ後①(B)	I-1-0438	杵築市大字熊野	1	1
587	急傾斜地の崩壊	年田②	Ⅱ-1-0908	杵築市大字熊野	1	1
588	急傾斜地の崩壊	山田①(A)	Ⅱ-1-0910	杵築市大字熊野	1	1
589	急傾斜地の崩壊	山田①(B)	Ⅱ-1-0910	杵築市大字熊野	1	1
590	急傾斜地の崩壊	山田①(C)	Ⅱ-1-0910	杵築市大字熊野	1	1
591	土石流	芋尾川	01-301Ⅱ-017	杵築市大田俣水	1	1
592	土石流	芋尾川	01-301Ⅱ-017	杵築市大田俣水	1	1
593	土石流	下平原谷	01-301Ⅱ-008	杵築市大田小野	1	1
594	土石流	中村谷 2	01-301Ⅱ-009	杵築市大田小野	1	1
595	土石流	中村谷 3	01-301Ⅱ-010	杵築市大田小野	1	
596	土石流	田原河内	01-301Ⅱ-011	杵築市大田小野	1	1
597	土石流	中河内谷	01-301Ⅱ-012	杵築市大田小野	1	1
598	土石流	下小野谷	01-301Ⅱ-013	杵築市大田小野	1	1
599	土石流	権坊川	01-301Ⅱ-015	杵築市大田永松	1	1
600	土石流	立岩川	03-342Ⅱ-003	杵築市山香町大字日指	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
601	土石流	水ヶ迫川	03-342 I-024	杵築市山香町大字立石	1	1
602	土石流	立岩川②	03-342 II-004	杵築市山香町大字日指	1	1
603	土石流	立岩川①	03-342 II-005	杵築市山香町大字日指	1	1
604	土石流	弘安寺川	03-342 II-028	杵築市山香町大字倉成	1	1
605	急傾斜地の崩壊	本明	I-1-0049	杵築市大田小野	1	1
606	急傾斜地の崩壊	大内山	I-1-0050	杵築市大田小野	1	1
607	急傾斜地の崩壊	尾迫	I-1-0051	杵築市大田小野	1	1
608	急傾斜地の崩壊	藤ヶ花(A)	I-1-0052	杵築市大田永松	1	1
609	急傾斜地の崩壊	藤ヶ花(B)	I-1-0052	杵築市大田永松	1	1
610	急傾斜地の崩壊	平床(A)	I-1-0053	杵築市大田永松	1	1
611	急傾斜地の崩壊	平床(B)	I-1-0053	杵築市大田永松	1	1
612	急傾斜地の崩壊	権坊 1	I-1-0055	杵築市大田永松	1	1
613	急傾斜地の崩壊	権坊 2	I-1-0056	杵築市大田永松	1	1
614	急傾斜地の崩壊	芋尾(A)	I-1-0082	杵築市大田俣水	1	1
615	急傾斜地の崩壊	芋尾(B)	I-1-0082	杵築市大田俣水	1	1
616	急傾斜地の崩壊	高岸	I-1-0085	杵築市大田俣水	1	1
617	急傾斜地の崩壊	檜ヶ原	I-1-0475	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
618	急傾斜地の崩壊	三六	I-1-0482	杵築市山香町大字南畑	1	1
619	急傾斜地の崩壊	南畑(A)	I-1-0483	杵築市山香町大字南畑	1	1
620	急傾斜地の崩壊	南畑(B)	I-1-0483	杵築市山香町大字南畑	1	1
621	急傾斜地の崩壊	南畑(C)	I-1-0483	杵築市山香町大字南畑	1	1
622	急傾斜地の崩壊	水の口(A)	I-1-0484	杵築市山香町大字南畑	1	1
623	急傾斜地の崩壊	水の口(B)	I-1-0484	杵築市山香町大字南畑	1	1
624	急傾斜地の崩壊	水の口(C)	I-1-0484	杵築市山香町大字南畑	1	1
625	急傾斜地の崩壊	水の口(D)	I-1-0484	杵築市山香町大字南畑	1	1
626	急傾斜地の崩壊	水の口(E)	I-1-0484	杵築市山香町大字南畑	1	1
627	急傾斜地の崩壊	水の口(F)	I-1-0484	杵築市山香町大字南畑	1	1
628	急傾斜地の崩壊	徳常(A)	I-1-0486	杵築市山香町大字日指	1	1
629	急傾斜地の崩壊	徳常(B)	I-1-0486	杵築市山香町大字日指	1	1
630	急傾斜地の崩壊	長流寺①(A)	I-1-0492	杵築市山香町大字立石	1	1
631	急傾斜地の崩壊	長流寺①(B)	I-1-0492	杵築市山香町大字立石	1	1
632	急傾斜地の崩壊	平野①(A)	I-1-2576	杵築市山香町大字倉成	1	1
633	急傾斜地の崩壊	平野①(B)	I-1-2576	杵築市山香町大字倉成	1	1
634	急傾斜地の崩壊	平野①(C)	I-1-2576	杵築市山香町大字倉成	1	1
635	急傾斜地の崩壊	平野①(D)	I-1-2576	杵築市山香町大字倉成	1	1
636	急傾斜地の崩壊	龍ヶ尾(B)	I-1-2590	杵築市山香町大字立石	1	1
637	急傾斜地の崩壊	太郎丸(A)	I-1-2591	杵築市山香町大字立石	1	1
638	急傾斜地の崩壊	太郎丸(B)	I-1-2591	杵築市山香町大字立石	1	1
639	急傾斜地の崩壊	太郎丸(C)	I-1-2591	杵築市山香町大字立石	1	
640	急傾斜地の崩壊	板垣	I-1-2608	杵築市山香町大字日指	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
641	急傾斜地の崩壊	迫田(A)	I-1-2609	杵築市山香町大字日指	1	1
642	急傾斜地の崩壊	迫田(B)	I-1-2609	杵築市山香町大字日指	1	1
643	急傾斜地の崩壊	赤水②	II-1-0177	杵築市大田俣水	1	1
644	急傾斜地の崩壊	赤水④(A)	II-1-0179	杵築市大田俣水	1	1
645	急傾斜地の崩壊	赤水④(B)	II-1-0179	杵築市大田俣水	1	1
646	急傾斜地の崩壊	赤水⑤(A)	II-1-0180	杵築市大田俣水	1	1
647	急傾斜地の崩壊	赤水⑤(B)	II-1-0180	杵築市大田俣水	1	1
648	急傾斜地の崩壊	赤水⑤(C)	II-1-0180	杵築市大田俣水	1	1
649	急傾斜地の崩壊	赤水⑥	II-1-0182	杵築市大田俣水	1	1
650	急傾斜地の崩壊	長流寺②	II-1-1048	杵築市山香町大字立石	1	1
651	急傾斜地の崩壊	長流寺③(A)	II-1-1049	杵築市山香町大字立石	1	1
652	急傾斜地の崩壊	長流寺③(B)	II-1-1049	杵築市山香町大字立石	1	1
653	急傾斜地の崩壊	長流寺③(C)	II-1-1049	杵築市山香町大字立石	1	1
654	急傾斜地の崩壊	長流寺④	II-1-1050	杵築市山香町大字立石	1	1
655	急傾斜地の崩壊	上尾崎(A)	II-1-1089	杵築市山香町大字立石	1	1
656	急傾斜地の崩壊	上尾崎(B)	II-1-1089	杵築市山香町大字立石	1	1
657	急傾斜地の崩壊	下尾崎	II-1-1090	杵築市山香町大字立石	1	1
658	急傾斜地の崩壊	竜ヶ尾①	II-1-1091	杵築市山香町大字立石	1	1
659	急傾斜地の崩壊	竜ヶ尾②(A)	II-1-1093	杵築市山香町大字立石	1	1
660	急傾斜地の崩壊	竜ヶ尾②(B)	II-1-1093	杵築市山香町大字立石	1	1
661	急傾斜地の崩壊	弘安寺①	II-1-1143	杵築市山香町大字倉成	1	1
662	急傾斜地の崩壊	弘安寺②	II-1-1144	杵築市山香町大字倉成	1	1
663	急傾斜地の崩壊	弘安寺③(A)	II-1-1145	杵築市山香町大字倉成	1	1
664	急傾斜地の崩壊	弘安寺③(B)	II-1-1145	杵築市山香町大字倉成	1	1
665	急傾斜地の崩壊	立岩①	II-1-1204	杵築市山香町大字日指	1	1
666	急傾斜地の崩壊	立岩②	II-1-1205	杵築市山香町大字日指	1	1
667	急傾斜地の崩壊	立岩③(A)	II-1-1206	杵築市山香町大字日指	1	1
668	急傾斜地の崩壊	立岩③(B)	II-1-1206	杵築市山香町大字日指	1	1
669	急傾斜地の崩壊	立岩④	II-1-1207	杵築市山香町大字日指	1	1
670	急傾斜地の崩壊	上河内①	II-1-1270	杵築市山香町大字南畑	1	1
671	急傾斜地の崩壊	上河内②	II-1-1271	杵築市山香町大字南畑	1	1
672	急傾斜地の崩壊	上河内③(A)	II-1-1272	杵築市山香町大字南畑	1	1
673	急傾斜地の崩壊	上河内③(B)	II-1-1272	杵築市山香町大字南畑	1	1
674	急傾斜地の崩壊	上河内⑤	II-1-1274	杵築市山香町大字南畑	1	1
675	急傾斜地の崩壊	見常寺①(A)	I-1-0440	杵築市大字熊野	1	1
676	急傾斜地の崩壊	見常寺①(B)	I-1-0440	杵築市大字熊野	1	1
677	急傾斜地の崩壊	尾上東①(A)	I-1-2551	杵築市大字船部	1	1
678	急傾斜地の崩壊	尾上東①(B)	I-1-2551	杵築市大字船部	1	1
679	急傾斜地の崩壊	北祇園①(A)	II-1-0851	杵築市大字杵築	1	1
680	急傾斜地の崩壊	北祇園①(B)	II-1-0851	杵築市大字杵築	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
681	急傾斜地の崩壊	松川①	Ⅱ-1-0925	杵築市大字熊野	1	1
682	急傾斜地の崩壊	加貫①(A)	Ⅱ-1-0929	杵築市大字熊野	1	1
683	急傾斜地の崩壊	加貫①(B)	Ⅱ-1-0929	杵築市大字熊野	1	1
684	急傾斜地の崩壊	古野①	Ⅱ-2-0057	杵築市大字杵築	1	1
685	急傾斜地の崩壊	加貫②	Ⅱ-2-0064	杵築市大字熊野	1	1
686	急傾斜地の崩壊	三尾平①(B)	I-1-0384	杵築市大字船部	1	1
687	土石流	柚之迫川(A)	03-342I-026	杵築市山香町大字倉成	1	1
688	土石流	柚之迫川(B)	03-342I-026	杵築市山香町大字倉成	1	
689	土石流	瀬口川	03-342Ⅱ-003	杵築市山香町大字日指	1	1
690	土石流	山志手川	03-342Ⅱ-016	杵築市山香町大字下	1	1
691	土石流	杖ヶ迫川(A)	03-342Ⅱ-017	杵築市山香町大字立石	1	1
692	土石流	杖ヶ迫川(B)	03-342Ⅱ-017	杵築市山香町大字立石	1	1
693	土石流	稲積川	03-342Ⅱ-018	杵築市山香町大字立石	1	1
694	土石流	吉野渡川②	03-342Ⅱ-021	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
695	土石流	吉野渡川①	03-342Ⅱ-022	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
696	土石流	立平川	03-342Ⅱ-023	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
697	急傾斜地の崩壊	中尾平②(A)	I-1-0480	杵築市山香町大字日指	1	1
698	急傾斜地の崩壊	中尾平②(B)	I-1-0480	杵築市山香町大字日指	1	1
699	急傾斜地の崩壊	上河内⑥(A)	I-1-0481	杵築市山香町大字南畑	1	
700	急傾斜地の崩壊	上河内⑥(B)	I-1-0481	杵築市山香町大字南畑	1	
701	急傾斜地の崩壊	藪田(A)	I-1-0487	杵築市山香町大字倉成	1	1
702	急傾斜地の崩壊	藪田(B)	I-1-0487	杵築市山香町大字倉成	1	1
703	急傾斜地の崩壊	藤田	I-1-0490	杵築市山香町大字下	1	1
704	急傾斜地の崩壊	町上(A)	I-1-0494	杵築市山香町大字立石	1	1
705	急傾斜地の崩壊	町上(B)	I-1-0494	杵築市山香町大字立石	1	1
706	急傾斜地の崩壊	鳥ノ江(A)	I-1-0498	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
707	急傾斜地の崩壊	鳥ノ江(B)	I-1-0498	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
708	急傾斜地の崩壊	吉野渡①	I-1-2601	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
709	急傾斜地の崩壊	西福寺(A)	I-1-2607	杵築市山香町大字日指	1	1
710	急傾斜地の崩壊	西福寺(B)	I-1-2607	杵築市山香町大字日指	1	1
711	急傾斜地の崩壊	下河内①(A)	I-1-2610	杵築市山香町大字日指	1	
712	急傾斜地の崩壊	下河内①(B)	I-1-2610	杵築市山香町大字日指	1	
713	急傾斜地の崩壊	下河内①(C)	I-1-2610	杵築市山香町大字日指	1	1
714	急傾斜地の崩壊	下河内①(D)	I-1-2610	杵築市山香町大字日指	1	1
715	急傾斜地の崩壊	御屋敷②	Ⅱ-1-1052	杵築市山香町大字立石	1	1
716	急傾斜地の崩壊	立石駅通①	Ⅱ-1-1053	杵築市山香町大字立石	1	1
717	急傾斜地の崩壊	立石駅通②	Ⅱ-1-1054	杵築市山香町大字立石	1	1
718	急傾斜地の崩壊	立石駅通③(A)	Ⅱ-1-1055	杵築市山香町大字立石	1	1
719	急傾斜地の崩壊	立石駅通③(B)	Ⅱ-1-1055	杵築市山香町大字立石	1	1
720	急傾斜地の崩壊	堂ヶ迫(A)	Ⅱ-1-1094	杵築市山香町大字下	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
721	急傾斜地の崩壊	堂ヶ迫(B)	Ⅱ-1-1094	杵築市山香町大字下	1	1
722	急傾斜地の崩壊	杖ヶ迫	Ⅱ-1-1104	杵築市山香町大字立石	1	1
723	急傾斜地の崩壊	山志手	Ⅱ-1-1105	杵築市山香町大字下	1	1
724	急傾斜地の崩壊	柚之迫①(A)	Ⅱ-1-1110	杵築市山香町大字倉成	1	1
725	急傾斜地の崩壊	柚之迫①(B)	Ⅱ-1-1110	杵築市山香町大字倉成	1	1
726	急傾斜地の崩壊	柚之迫①(C)	Ⅱ-1-1110	杵築市山香町大字倉成	1	1
727	急傾斜地の崩壊	横畑②	Ⅱ-1-1112	杵築市山香町大字小武	1	1
728	急傾斜地の崩壊	吉野渡③	Ⅱ-1-1126	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
729	急傾斜地の崩壊	吉野渡④	Ⅱ-1-1127	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
730	急傾斜地の崩壊	高平②	Ⅱ-1-1147	杵築市山香町大字倉成	1	1
731	急傾斜地の崩壊	柚之迫②(A)	Ⅱ-1-1148	杵築市山香町大字倉成	1	1
732	急傾斜地の崩壊	柚之迫②(B)	Ⅱ-1-1148	杵築市山香町大字倉成	1	1
733	急傾斜地の崩壊	柚之迫②(C)	Ⅱ-1-1148	杵築市山香町大字倉成	1	1
734	急傾斜地の崩壊	柚之迫②(D)	Ⅱ-1-1148	杵築市山香町大字倉成	1	1
735	急傾斜地の崩壊	柚之迫②(E)	Ⅱ-1-1148	杵築市山香町大字倉成	1	1
736	急傾斜地の崩壊	刈屋(A)	Ⅱ-1-1180	杵築市山香町大字小武	1	1
737	急傾斜地の崩壊	刈屋(B)	Ⅱ-1-1180	杵築市山香町大字小武	1	1
738	急傾斜地の崩壊	刈屋(C)	Ⅱ-1-1180	杵築市山香町大字小武	1	1
739	急傾斜地の崩壊	堀切	Ⅱ-1-1181	杵築市山香町大字小武	1	1
740	急傾斜地の崩壊	上畑⑦(A)	Ⅱ-1-1183	杵築市山香町大字小武	1	1
741	急傾斜地の崩壊	上畑⑦(B)	Ⅱ-1-1183	杵築市山香町大字小武	1	1
742	急傾斜地の崩壊	中尾平③	Ⅱ-1-1202	杵築市山香町大字日指	1	1
743	急傾斜地の崩壊	下河内②(A)	Ⅱ-1-1208	杵築市山香町大字日指	1	1
744	急傾斜地の崩壊	下河内②(B)	Ⅱ-1-1208	杵築市山香町大字日指	1	1
745	急傾斜地の崩壊	下河内③(A)	Ⅱ-1-1209	杵築市山香町大字日指	1	1
746	急傾斜地の崩壊	下河内③(B)	Ⅱ-1-1209	杵築市山香町大字日指	1	1
747	急傾斜地の崩壊	下河内④	Ⅱ-1-1210	杵築市山香町大字日指	1	1
748	急傾斜地の崩壊	上河内⑧(A)	Ⅱ-1-1261	杵築市山香町大字南畑	1	1
749	急傾斜地の崩壊	上河内⑧(B)	Ⅱ-1-1261	杵築市山香町大字南畑	1	1
750	急傾斜地の崩壊	上河内⑩	Ⅱ-1-1263	杵築市山香町大字南畑	1	1
751	急傾斜地の崩壊	守江⑤	Ⅲ-1-0077	杵築市大字守江	1	1
752	急傾斜地の崩壊	守江⑥	Ⅲ-1-0078	杵築市大字守江	1	1
753	急傾斜地の崩壊	狩宿④	Ⅱ-1-0882	杵築市大字狩宿	1	1
754	急傾斜地の崩壊	狩宿⑤	Ⅱ-1-0885	杵築市大字狩宿	1	1
755	急傾斜地の崩壊	狩宿③	Ⅲ-1-0097	杵築市大字狩宿	1	1
756	急傾斜地の崩壊	筒木②	Ⅱ-2-0035	杵築市大字岩谷	1	1
757	急傾斜地の崩壊	船部②	Ⅱ-2-0037	杵築市大字岩谷	1	1
758	土石流	船川①	03-342I-018	杵築市山香町大字立石	1	
759	土石流	船川②	03-342I-019	杵築市山香町大字立石	1	
760	土石流	大月川①	03-342I-016	杵築市山香町大字立石	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
761	土石流	大月川②	03-342I-017	杵築市山香町大字立石	1	
762	土石流	今畑川④	03-342II-037	杵築市山香町大字小武	1	1
763	土石流	宮平川	03-342II-010	杵築市山香町大字日指	1	1
764	土石流	定野尾川②	03-342I-041	杵築市山香町大字山浦	1	
765	土石流	定野尾川①	03-342II-050	杵築市山香町大字山浦	1	1
766	土石流	川床川	03-342I-040	杵築市山香町大字山浦	1	1
767	土石流	西岳川①	03-342II-031	杵築市山香町大字小武	1	1
768	土石流	西岳川②	03-342II-032	杵築市山香町大字小武	1	1
769	土石流	西岳川③	03-342II-033	杵築市山香町大字小武	1	1
770	土石流	那留川	03-342II-024	杵築市山香町大字山浦	1	1
771	土石流	山口川②	03-342II-030	杵築市山香町大字小武	1	1
772	土石流	棚田川①	03-342II-014	杵築市山香町大字下	1	1
773	土石流	棚田川②	03-342II-015	杵築市山香町大字下	1	1
774	土石流	速内川①	03-342II-019	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
775	土石流	速内川②	03-342II-020	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
776	土石流	山口川①	03-342II-011	杵築市山香町大字内河野	1	1
777	土石流	平野川②	03-342II-012	杵築市山香町大字内河野	1	1
778	土石流	平野川①	03-342II-013	杵築市山香町大字内河野	1	
779	土石流	五徳寺川①	03-342II-025	杵築市山香町大字立石	1	1
780	土石流	五徳寺川②	03-342II-026	杵築市山香町大字立石	1	1
781	土石流	牛屋敷川	03-342II-027	杵築市山香町大字下	1	1
782	土石流	妙善坊川(A)	03-342II-029	杵築市山香町大字倉成	1	1
783	土石流	妙善坊川(B)	03-342II-029	杵築市山香町大字倉成	1	1
784	土石流	小重見川	03-342II-001	杵築市山香町大字広瀬	1	
785	土石流	浦篠川	03-342II-051	杵築市山香町大字山浦	1	1
786	土石流	富田川支流	03-342I-005	杵築市山香町大字南畑	1	
787	土石流	富田川	03-342I-006	杵築市山香町大字久木野尾	1	
788	土石流	井手ノ上川①	03-342II-006	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
789	土石流	井手の上川②	03-342II-007	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
790	土石流	大内原川①	03-342II-008	杵築市山香町大字久木野尾	1	
791	土石流	大内原川③	03-342II-009	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
792	急傾斜地の崩壊	歳ノ神(A)	I-1-0479	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
793	急傾斜地の崩壊	歳ノ神(B)	I-1-0479	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
794	急傾斜地の崩壊	歳ノ神(C)	I-1-0479	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
795	急傾斜地の崩壊	唐川①	II-1-1232	杵築市山香町大字久木野尾	1	
796	急傾斜地の崩壊	唐川②(A)	II-1-1233	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
797	急傾斜地の崩壊	唐川②(B)	II-1-1233	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
798	急傾斜地の崩壊	唐川③	II-1-1235	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
799	急傾斜地の崩壊	唐川④(A)	II-1-1236	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
800	急傾斜地の崩壊	唐川④(B)	II-1-1236	杵築市山香町大字久木野尾	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
801	急傾斜地の崩壊	唐川⑤(A)	Ⅱ-1-1237	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
802	急傾斜地の崩壊	唐川⑤(B)	Ⅱ-1-1237	杵築市山香町大字久木野尾	1	
803	急傾斜地の崩壊	後田①	Ⅱ-1-1257	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
804	急傾斜地の崩壊	宮平(A)	I-1-0473	杵築市山香町大字日指	1	
805	急傾斜地の崩壊	宮平(B)	I-1-0473	杵築市山香町大字日指	1	1
806	急傾斜地の崩壊	宮平(C)	I-1-0473	杵築市山香町大字日指	1	
807	急傾斜地の崩壊	宮平(D)	I-1-0473	杵築市山香町大字日指	1	1
808	急傾斜地の崩壊	定野尾①	Ⅱ-1-1087	杵築市山香町大字山浦	1	1
809	急傾斜地の崩壊	定野尾②	Ⅱ-1-1088	杵築市山香町大字山浦	1	1
810	急傾斜地の崩壊	定野尾③	I-1-2604	杵築市山香町大字山浦	1	1
811	急傾斜地の崩壊	蔣田(A)	I-1-2612	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
812	急傾斜地の崩壊	蔣田(B)	I-1-2612	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
813	急傾斜地の崩壊	蔣田(C)	I-1-2612	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
814	急傾斜地の崩壊	園ノ木	I-1-2611	杵築市山香町大字日指	1	1
815	急傾斜地の崩壊	楠原(A)	I-1-3153	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
816	急傾斜地の崩壊	楠原(B)	I-1-3153	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
817	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋①	Ⅱ-1-1041	杵築市山香町大字立石	1	1
818	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋②	Ⅱ-1-1047	杵築市山香町大字立石	1	
819	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋③	Ⅱ-1-1040	杵築市山香町大字立石	1	1
820	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋④	Ⅱ-1-1042	杵築市山香町大字立石	1	1
821	急傾斜地の崩壊	川床①	Ⅱ-1-1131	杵築市山香町大字山浦	1	1
822	急傾斜地の崩壊	川床②	Ⅱ-1-1132	杵築市山香町大字山浦	1	1
823	急傾斜地の崩壊	川床③	Ⅱ-1-1133	杵築市山香町大字山浦	1	1
824	急傾斜地の崩壊	川床④	Ⅱ-1-1134	杵築市山香町大字山浦	1	1
825	急傾斜地の崩壊	川床⑤	Ⅱ-1-1135	杵築市山香町大字山浦	1	1
826	急傾斜地の崩壊	西岳①(A)	I-1-0502	杵築市山香町大字小武	1	1
827	急傾斜地の崩壊	西岳①(B)	I-1-0502	杵築市山香町大字小武	1	1
828	急傾斜地の崩壊	西岳③(A)	Ⅱ-1-1162	杵築市山香町大字小武	1	1
829	急傾斜地の崩壊	西岳③(B)	Ⅱ-1-1162	杵築市山香町大字小武	1	1
830	急傾斜地の崩壊	西岳⑤	Ⅱ-1-1164	杵築市山香町大字小武	1	1
831	急傾斜地の崩壊	那留③	I-1-2602	杵築市山香町大字山浦	1	
832	急傾斜地の崩壊	長田①(A)	I-1-3154	杵築市山香町大字山浦	1	1
833	急傾斜地の崩壊	長田①(B)	I-1-3154	杵築市山香町大字山浦	1	1
834	急傾斜地の崩壊	那留⑤	Ⅱ-1-1121	杵築市山香町大字山浦	1	1
835	急傾斜地の崩壊	山口①(A)	Ⅱ-1-1150	杵築市山香町大字小武	1	1
836	急傾斜地の崩壊	山口①(B)	Ⅱ-1-1150	杵築市山香町大字小武	1	1
837	急傾斜地の崩壊	山口②	Ⅱ-1-1151	杵築市山香町大字小武	1	1
838	急傾斜地の崩壊	山口③(A)	Ⅱ-1-1152	杵築市山香町大字小武	1	1
839	急傾斜地の崩壊	山口③(B)	Ⅱ-1-1152	杵築市山香町大字小武	1	1
840	急傾斜地の崩壊	山口⑤	Ⅱ-1-1153	杵築市山香町大字小武	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
841	急傾斜地の崩壊	山口⑥	Ⅱ-1-1154	杵築市山香町大字小武	1	1
842	急傾斜地の崩壊	牛屋敷①	Ⅱ-1-1095	杵築市山香町大字下	1	1
843	急傾斜地の崩壊	牛屋敷②	Ⅱ-1-1097	杵築市山香町大字下	1	1
844	急傾斜地の崩壊	牛屋敷③(A)	Ⅱ-1-1099	杵築市山香町大字下	1	1
845	急傾斜地の崩壊	牛屋敷③(B)	Ⅱ-1-1099	杵築市山香町大字下	1	1
846	急傾斜地の崩壊	棚田①	Ⅱ-1-1106	杵築市山香町大字下	1	1
847	急傾斜地の崩壊	棚田②	Ⅱ-1-1107	杵築市山香町大字下	1	1
848	急傾斜地の崩壊	棚田③	Ⅱ-1-1108	杵築市山香町大字下	1	1
849	急傾斜地の崩壊	牛屋敷⑤	Ⅱ-1-1098	杵築市山香町大字下	1	1
850	急傾斜地の崩壊	報国	I-1-0461	杵築市山香町大字広瀬	1	1
851	急傾斜地の崩壊	竹尾③	Ⅱ-1-1192	杵築市山香町大字広瀬	1	1
852	急傾斜地の崩壊	瀬口①	Ⅱ-1-1225	杵築市山香町大字広瀬	1	1
853	急傾斜地の崩壊	瀬口②(A)	Ⅱ-1-1226	杵築市山香町大字広瀬	1	1
854	急傾斜地の崩壊	瀬口②(B)	Ⅱ-1-1226	杵築市山香町大字広瀬	1	1
855	急傾斜地の崩壊	小武①	I-1-3156	杵築市山香町大字小武	1	1
856	急傾斜地の崩壊	小武③	Ⅱ-1-1166	杵築市山香町大字小武	1	1
857	急傾斜地の崩壊	小武⑥	Ⅱ-1-1170	杵築市山香町大字小武	1	1
858	急傾斜地の崩壊	口ノ尾①	I-1-3161	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
859	急傾斜地の崩壊	口ノ尾②(A)	Ⅱ-1-1255	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
860	急傾斜地の崩壊	口ノ尾②(B)	Ⅱ-1-1255	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
861	急傾斜地の崩壊	口ノ尾③	Ⅱ-1-1256	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
862	急傾斜地の崩壊	浄土寺③(A)	Ⅱ-1-1259	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
863	急傾斜地の崩壊	浄土寺③(B)	Ⅱ-1-1259	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
864	急傾斜地の崩壊	口ノ尾④	Ⅱ-1-1254	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
865	急傾斜地の崩壊	下切①	I-1-3159	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
866	急傾斜地の崩壊	下切②	Ⅱ-1-1251	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
867	急傾斜地の崩壊	下切③	Ⅱ-1-1252	杵築市山香町大字久木野尾	1	
868	急傾斜地の崩壊	目久保(A)	Ⅱ-1-1253	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
869	急傾斜地の崩壊	目久保(B)	Ⅱ-1-1253	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
870	急傾斜地の崩壊	目久保(C)	Ⅱ-1-1253	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
871	急傾斜地の崩壊	速内①	Ⅱ-1-1064	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
872	急傾斜地の崩壊	速内②	Ⅱ-1-1065	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
873	急傾斜地の崩壊	速内③	Ⅱ-1-1066	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
874	急傾斜地の崩壊	速内④	Ⅱ-1-1067	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
875	急傾斜地の崩壊	速内⑤	Ⅱ-1-1068	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
876	急傾斜地の崩壊	平野①	Ⅱ-1-1157	杵築市山香町大字内河野	1	
877	急傾斜地の崩壊	平野②	Ⅱ-1-1158	杵築市山香町大字内河野	1	1
878	急傾斜地の崩壊	上瀬口	Ⅱ-1-1196	杵築市山香町大字日指	1	1
879	急傾斜地の崩壊	瀬口①(A)	Ⅱ-1-1197	杵築市山香町大字日指	1	1
880	急傾斜地の崩壊	瀬口①(B)	Ⅱ-1-1197	杵築市山香町大字日指	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
881	急傾斜地の崩壊	瀬口②	Ⅱ-1-1198	杵築市山香町大字日指	1	1
882	急傾斜地の崩壊	杉ヶ谷	I-1-0478	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
883	急傾斜地の崩壊	亀ノ尾	I-1-2613	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
884	急傾斜地の崩壊	秋山	Ⅱ-1-1194	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
885	急傾斜地の崩壊	源①(A)	Ⅱ-1-1045	杵築市山香町大字立石	1	1
886	急傾斜地の崩壊	源①(B)	Ⅱ-1-1045	杵築市山香町大字立石	1	1
887	急傾斜地の崩壊	源②	Ⅱ-1-1046	杵築市山香町大字立石	1	1
888	急傾斜地の崩壊	下市②	I-1-3155	杵築市山香町大字内河野	1	1
889	急傾斜地の崩壊	階廻り	Ⅱ-1-1139	杵築市山香町大字内河野	1	1
890	急傾斜地の崩壊	下市③	Ⅱ-1-1142	杵築市山香町大字内河野	1	1
891	急傾斜地の崩壊	大久①(A)	I-1-0504	杵築市山香町大字広瀬	1	1
892	急傾斜地の崩壊	大久①(B)	I-1-0504	杵築市山香町大字広瀬	1	
893	急傾斜地の崩壊	大久①(C)	I-1-0504	杵築市山香町大字広瀬	1	
894	急傾斜地の崩壊	大久②	Ⅱ-1-1231	杵築市山香町大字広瀬	1	1
895	急傾斜地の崩壊	中野尾	Ⅱ-1-1250	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
896	急傾斜地の崩壊	小内原①(A)	Ⅱ-1-1280	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
897	急傾斜地の崩壊	小内原①(B)	Ⅱ-1-1280	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
898	急傾斜地の崩壊	小内原②	Ⅱ-1-1281	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
899	急傾斜地の崩壊	小内原③(A)	Ⅱ-1-1282	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
900	急傾斜地の崩壊	小内原③(B)	Ⅱ-1-1282	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
901	急傾斜地の崩壊	松尾④(A)	Ⅱ-1-1221	杵築市山香町大字広瀬	1	1
902	急傾斜地の崩壊	松尾④(B)	Ⅱ-1-1221	杵築市山香町大字広瀬	1	1
903	急傾斜地の崩壊	松尾④(C)	Ⅱ-1-1221	杵築市山香町大字広瀬	1	1
904	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋坊	Ⅱ-1-1222	杵築市山香町大字広瀬	1	1
905	急傾斜地の崩壊	轟①	Ⅱ-1-1223	杵築市山香町大字広瀬	1	1
906	急傾斜地の崩壊	轟②(A)	Ⅱ-1-1224	杵築市山香町大字広瀬	1	1
907	急傾斜地の崩壊	轟②(B)	Ⅱ-1-1224	杵築市山香町大字広瀬	1	1
908	急傾斜地の崩壊	大川司①	Ⅱ-1-1228	杵築市山香町大字広瀬	1	1
909	急傾斜地の崩壊	大川司②	Ⅱ-1-1229	杵築市山香町大字広瀬	1	1
910	急傾斜地の崩壊	龍門寺	Ⅱ-1-1230	杵築市山香町大字広瀬	1	1
911	急傾斜地の崩壊	棚田④	Ⅱ-1-1109	杵築市山香町大字下	1	1
912	急傾斜地の崩壊	荒平①(A)	Ⅱ-1-1062	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
913	急傾斜地の崩壊	荒平①(B)	Ⅱ-1-1062	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
914	急傾斜地の崩壊	荒平②	Ⅱ-1-1063	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
915	急傾斜地の崩壊	辻①(A)	Ⅱ-1-1155	杵築市山香町大字広瀬	1	1
916	急傾斜地の崩壊	辻①(B)	Ⅱ-1-1155	杵築市山香町大字広瀬	1	1
917	急傾斜地の崩壊	辻②	Ⅱ-1-1156	杵築市山香町大字広瀬	1	1
918	急傾斜地の崩壊	妙善坊①	Ⅱ-1-1101	杵築市山香町大字倉成	1	1
919	急傾斜地の崩壊	長田②	I-1-0499	杵築市山香町大字山浦	1	1
920	急傾斜地の崩壊	松尾②(A)	I-1-0462	杵築市山香町大字広瀬	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
921	急傾斜地の崩壊	松尾②(B)	I-1-0462	杵築市山香町大字広瀬	1	1
922	急傾斜地の崩壊	松尾②(C)	I-1-0462	杵築市山香町大字広瀬	1	
923	急傾斜地の崩壊	松尾⑤	II-1-1220	杵築市山香町大字広瀬	1	1
924	急傾斜地の崩壊	平原(A)	I-1-0491	杵築市山香町大字下	1	1
925	急傾斜地の崩壊	平原(B)	I-1-0491	杵築市山香町大字下	1	1
926	急傾斜地の崩壊	平原(C)	I-1-0491	杵築市山香町大字下	1	1
927	急傾斜地の崩壊	平原(D)	I-1-0491	杵築市山香町大字下	1	1
928	急傾斜地の崩壊	平原(E)	I-1-0491	杵築市山香町大字下	1	1
929	急傾斜地の崩壊	鶴成②	II-1-1136	杵築市山香町大字内河野	1	1
930	急傾斜地の崩壊	鶴成③	II-1-1137	杵築市山香町大字内河野	1	1
931	急傾斜地の崩壊	鹿鳴越(A)	II-1-1275	杵築市山香町大字広瀬	1	1
932	急傾斜地の崩壊	鹿鳴越(B)	II-1-1275	杵築市山香町大字広瀬	1	1
933	急傾斜地の崩壊	広瀬(A)	II-1-1277	杵築市山香町大字広瀬	1	1
934	急傾斜地の崩壊	広瀬(B)	II-1-1277	杵築市山香町大字広瀬	1	1
935	急傾斜地の崩壊	又井①	II-1-1140	杵築市山香町大字倉成	1	1
936	急傾斜地の崩壊	山分(A)	II-1-1092	杵築市山香町大字下	1	1
937	急傾斜地の崩壊	山分(B)	II-1-1092	杵築市山香町大字下	1	1
938	急傾斜地の崩壊	山分(C)	II-1-1092	杵築市山香町大字下	1	1
939	急傾斜地の崩壊	小垣	II-1-1138	杵築市山香町大字内河野	1	1
940	急傾斜地の崩壊	下本庄③(A)	II-1-0872	杵築市大字本庄	1	1
941	急傾斜地の崩壊	下本庄③(B)	II-1-0872	杵築市大字本庄	1	1
942	急傾斜地の崩壊	下本庄④	II-1-0873	杵築市大字本庄	1	1
943	急傾斜地の崩壊	下本庄⑥	II-1-0876	杵築市大字本庄	1	1
944	急傾斜地の崩壊	宗近	II-1-0877	杵築市大字南杵築	1	1
945	急傾斜地の崩壊	台	I-1-0370	杵築市大字本庄	1	1
946	急傾斜地の崩壊	白山(中)	I-1-0372	杵築市大字中	1	
947	急傾斜地の崩壊	中①(A)	II-1-0875	杵築市大字中	1	1
948	急傾斜地の崩壊	中①(B)	II-1-0875	杵築市大字中	1	1
949	急傾斜地の崩壊	野田②	II-2-0060	杵築市大字日野	1	1
950	急傾斜地の崩壊	片野中	I-1-2562	杵築市大字片野	1	1
951	急傾斜地の崩壊	片野	II-1-0901	杵築市大字片野	1	1
952	急傾斜地の崩壊	高須東	I-1-2563	杵築市大字片野	1	1
953	急傾斜地の崩壊	カズヤ①	I-1-0439	杵築市大字熊野	1	1
954	急傾斜地の崩壊	原北②	II-1-0902	杵築市大字熊野	1	1
955	急傾斜地の崩壊	尾本①	II-1-0903	杵築市大字熊野	1	1
956	急傾斜地の崩壊	原北③	II-1-0904	杵築市大字熊野	1	1
957	急傾斜地の崩壊	原北④(A)	II-1-0912	杵築市大字熊野	1	
958	急傾斜地の崩壊	原北④(B)	II-1-0912	杵築市大字熊野	1	1
959	急傾斜地の崩壊	原北⑤(A)	II-1-0922	杵築市大字熊野	1	1
960	急傾斜地の崩壊	原北⑤(B)	II-1-0922	杵築市大字熊野	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
961	急傾斜地の崩壊	尾本②	Ⅱ-1-0924	杵築市大字熊野	1	1
962	急傾斜地の崩壊	原北⑥	Ⅱ-2-0061	杵築市大字熊野	1	1
963	急傾斜地の崩壊	原南①	Ⅱ-1-0923	杵築市大字熊野	1	1
964	急傾斜地の崩壊	熊野①	I-2-9003	杵築市大字熊野	1	
965	急傾斜地の崩壊	出河内④	Ⅱ-1-1083	杵築市山香町大字山浦	1	1
966	急傾斜地の崩壊	北祇園③	Ⅱ-1-0850	杵築市大字杵築	1	1
967	急傾斜地の崩壊	南祇園①	Ⅱ-1-0878	杵築市大字杵築	1	1
968	急傾斜地の崩壊	富田①(A)	I-1-0485	杵築市山香町大字南畑	1	1
969	急傾斜地の崩壊	富田①(B)	I-1-0485	杵築市山香町大字南畑	1	1
970	急傾斜地の崩壊	富田②	Ⅱ-1-1264	杵築市山香町大字南畑	1	1
971	急傾斜地の崩壊	富田③	Ⅱ-1-1265	杵築市山香町大字南畑	1	1
972	急傾斜地の崩壊	富田④	Ⅱ-1-1266	杵築市山香町大字南畑	1	1
973	急傾斜地の崩壊	富田⑤(A)	Ⅱ-1-1267	杵築市山香町大字南畑	1	1
974	急傾斜地の崩壊	富田⑤(B)	Ⅱ-1-1267	杵築市山香町大字南畑	1	1
975	急傾斜地の崩壊	富田⑥(A)	Ⅱ-1-1268	杵築市山香町大字南畑	1	1
976	急傾斜地の崩壊	富田⑥(B)	Ⅱ-1-1268	杵築市山香町大字南畑	1	1
977	急傾斜地の崩壊	富田⑦	Ⅱ-1-1269	杵築市山香町大字南畑	1	1
978	急傾斜地の崩壊	井手ノ上①	Ⅱ-1-1239	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
979	急傾斜地の崩壊	井手ノ上②	Ⅱ-1-1240	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
980	急傾斜地の崩壊	井手ノ上③	Ⅱ-1-1241	杵築市山香町大字久木野尾	1	
981	急傾斜地の崩壊	井手ノ上④	Ⅱ-1-1242	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
982	急傾斜地の崩壊	井手ノ上⑥	Ⅱ-1-1244	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
983	急傾斜地の崩壊	井手ノ上⑦	Ⅱ-1-1245	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
984	急傾斜地の崩壊	井手ノ上⑧	Ⅱ-1-1246	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
985	急傾斜地の崩壊	井手ノ上⑨	Ⅱ-1-1247	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
986	急傾斜地の崩壊	井手ノ上⑩	Ⅱ-1-1248	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
987	急傾斜地の崩壊	大内原①	Ⅱ-1-1249	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
988	急傾斜地の崩壊	大内原②	Ⅱ-1-1278	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
989	急傾斜地の崩壊	大内原③	Ⅱ-2-1279	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
990	急傾斜地の崩壊	出河内①(A)	Ⅱ-2-1080	杵築市山香町大字山浦	1	1
991	急傾斜地の崩壊	出河内①(B)	Ⅱ-1-1080	杵築市山香町大字山浦	1	1
992	急傾斜地の崩壊	出河内②(A)	Ⅱ-1-1081	杵築市山香町大字山浦	1	1
993	急傾斜地の崩壊	出河内②(B)	Ⅱ-1-1081	杵築市山香町大字山浦	1	1
994	急傾斜地の崩壊	出河内③	Ⅱ-1-1082	杵築市山香町大字山浦	1	1
995	急傾斜地の崩壊	出河内⑤(A)	Ⅱ-1-1084	杵築市山香町大字山浦	1	1
996	急傾斜地の崩壊	出河内⑤(B)	Ⅱ-1-1084	杵築市山香町大字山浦	1	1
997	急傾斜地の崩壊	那留②(A)	Ⅱ-1-1123	杵築市山香町大字山浦	1	1
998	急傾斜地の崩壊	那留②(B)	Ⅱ-1-1123	杵築市山香町大字山浦	1	1
999	急傾斜地の崩壊	大片平上村	I-1-2553	杵築市大字大片平	1	1
1000	急傾斜地の崩壊	下村	Ⅱ-1-0145	杵築市大田永松	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
1001	急傾斜地の崩壊	畑中	Ⅱ-1-0159	杵築市大田俣水	1	1
1002	急傾斜地の崩壊	本河内①	Ⅱ-1-0164	杵築市大田俣水	1	1
1003	急傾斜地の崩壊	本河内②	Ⅱ-1-0165	杵築市大田俣水	1	1
1004	急傾斜地の崩壊	下ノ台	Ⅱ-1-0166	杵築市大田白木原	1	1
1005	急傾斜地の崩壊	東俣水(A)	Ⅱ-1-0167	杵築市大田俣水	1	1
1006	急傾斜地の崩壊	東俣水(B)	Ⅱ-1-0167	杵築市大田俣水	1	1
1007	急傾斜地の崩壊	松村②	Ⅱ-1-0821	杵築市大字大片平	1	1
1008	急傾斜地の崩壊	尾藤	Ⅱ-1-0830	杵築市大字大片平	1	1
1009	急傾斜地の崩壊	上村①	Ⅱ-1-0831	杵築市大字大片平	1	1
1010	急傾斜地の崩壊	峠①	Ⅱ-1-1070	杵築市山香町大字内河野	1	1
1011	急傾斜地の崩壊	峠②	Ⅱ-1-1071	杵築市山香町大字内河野	1	1
1012	急傾斜地の崩壊	峠③	Ⅱ-1-1072	杵築市山香町大字内河野	1	1
1013	急傾斜地の崩壊	峠⑤	Ⅱ-1-1074	杵築市山香町大字内河野	1	1
1014	急傾斜地の崩壊	峠⑥	Ⅱ-1-1075	杵築市山香町大字内河野	1	1
1015	急傾斜地の崩壊	峠⑦	Ⅱ-1-1076	杵築市山香町大字内河野	1	1
1016	急傾斜地の崩壊	峠⑧	Ⅱ-1-1077	杵築市山香町大字内河野	1	1
1017	急傾斜地の崩壊	峠⑩(A)	Ⅱ-1-1079	杵築市山香町大字内河野	1	1
1018	急傾斜地の崩壊	峠⑩(B)	Ⅱ-1-1079	杵築市山香町大字内河野	1	1
1019	急傾斜地の崩壊	峠⑪	Ⅱ-1-1128	杵築市山香町大字内河野	1	1
1020	急傾斜地の崩壊	峠⑫	Ⅱ-1-1129	杵築市山香町大字内河野	1	1
1021	急傾斜地の崩壊	峠⑬	Ⅱ-1-1130	杵築市山香町大字内河野	1	1
1022	急傾斜地の崩壊	平野	Ⅱ-1-1159	杵築市山香町大字内河野	1	1
1023	地滑り	苅屋	56	杵築市山香町大字小武	1	
1024	地滑り	守江	57	杵築市大字守江	1	
1025	地滑り	迫	58	杵築市大字守江	1	
1026	地滑り	池ノ頭	59	杵築市大字守江	1	
1027	地滑り	畑(大田)	146	杵築市大田俣水	1	
1028	地滑り	波多方	147	杵築市大田波多方	1	
1029	地滑り	石丸	149	杵築市大田石丸	1	
1030	地滑り	山中	233	杵築市大字守江	1	
1031	急傾斜地の崩壊	出原②	Ⅱ-2-0058	杵築市大字中	1	1
1032	急傾斜地の崩壊	野田⑥	Ⅱ-1-0894	杵築市大字日野	1	1
1033	急傾斜地の崩壊	二の坂	Ⅱ-1-0895	杵築市大字溝井	1	1
1034	急傾斜地の崩壊	久保畑上	I-1-2554	杵築市大字溝井	1	1
1035	急傾斜地の崩壊	荒平	Ⅱ-2-0041	杵築市大字溝井	1	1
1036	急傾斜地の崩壊	大鴨川①	Ⅱ-1-0834	杵築市大字鴨川	1	
1037	急傾斜地の崩壊	大鴨川②	Ⅱ-2-0040	杵築市大字鴨川	1	1
1038	急傾斜地の崩壊	中筋②	Ⅱ-2-0042	杵築市大字鴨川	1	1
1039	急傾斜地の崩壊	篠原①	Ⅱ-1-0835	杵築市大字大内	1	1
1040	急傾斜地の崩壊	篠原②	Ⅱ-2-0043	杵築市大字大内	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
1041	急傾斜地の崩壊	篠原③	Ⅱ-2-0044	杵築市大字大内	1	1
1042	急傾斜地の崩壊	西大内山③	Ⅱ-1-0853	杵築市大字大内	1	1
1043	急傾斜地の崩壊	東大内山①	Ⅱ-2-0049	杵築市大字大内	1	1
1044	急傾斜地の崩壊	灘手①	Ⅲ-1-0091	杵築市大字守江	1	1
1045	急傾斜地の崩壊	西屋下①(A)	I-1-0425	杵築市大字猪尾	1	1
1046	急傾斜地の崩壊	西屋下①(B)	I-1-0425	杵築市大字猪尾	1	1
1047	急傾斜地の崩壊	東屋下①	I-1-0426	杵築市大字猪尾	1	1
1048	急傾斜地の崩壊	永代橋北	I-1-2549	杵築市大字大内	1	1
1049	急傾斜地の崩壊	三川①	Ⅱ-1-0896	杵築市大字猪尾	1	1
1050	急傾斜地の崩壊	三川②	Ⅱ-1-0897	杵築市大字猪尾	1	1
1051	急傾斜地の崩壊	三井①	Ⅱ-1-0899	杵築市大字猪尾	1	1
1052	急傾斜地の崩壊	三井②	Ⅱ-1-0900	杵築市大字猪尾	1	1
1053	急傾斜地の崩壊	小狭間②	Ⅱ-2-0038	杵築市大字大内	1	1
1054	急傾斜地の崩壊	小狭間⑤	Ⅱ-2-0011	杵築市大字大内	1	1
1055	土石流	下平原谷 1	01-301Ⅰ-006	杵築市大田下平原	1	1
1056	土石流	中村川 1(A)	01-301Ⅱ-005	杵築市大田永松	1	1
1057	土石流	中村川 1(B)	01-301Ⅱ-005	杵築市大田永松	1	1
1058	土石流	中村川 2	01-301Ⅱ-006	杵築市大田永松	1	1
1059	土石流	上園谷	01-301Ⅱ-007	杵築市大田永松	1	
1060	土石流	上ノ原第 1	01-301Ⅰ-020	杵築市大田白木原	1	1
1061	土石流	畑中谷	01-301Ⅱ-037	杵築市大田白木原	1	
1062	土石流	上ノ原第 3	01-301Ⅱ-039	杵築市大田白木原	1	1
1063	土石流	上ノ原第 4	01-301Ⅱ-040	杵築市大田白木原	1	1
1064	土石流	下ノ台川	01-301Ⅱ-041	杵築市大田白木原	1	1
1065	土石流	上ノ原第 2	01-301Ⅱ-038	杵築市大田白木原	1	1
1066	土石流	宮ノ下谷	01-301Ⅱ-035	杵築市大田俣水	1	
1067	土石流	入端谷	01-301Ⅱ-036	杵築市大田俣水	1	1
1068	土石流	迫谷	01-301Ⅰ-021	杵築市大田俣水	1	1
1069	急傾斜地の崩壊	横城①	I-1-3106	杵築市大字横城 国東市安岐町下山	1	1
1070	急傾斜地の崩壊	馬場尾①	I-2-0133	杵築市大字馬場尾	1	
1071	急傾斜地の崩壊	横城②	Ⅱ-1-0827	杵築市大字横城	1	1
1072	急傾斜地の崩壊	横城③(A)	Ⅱ-1-0841	杵築市大字横城	1	1
1073	急傾斜地の崩壊	横城③(B)	Ⅱ-1-0841	杵築市大字横城	1	1
1074	急傾斜地の崩壊	中	Ⅱ-1-0842	杵築市大字奈多	1	1
1075	急傾斜地の崩壊	馬場尾②	Ⅱ-1-0847	杵築市大字鴨川	1	1
1076	急傾斜地の崩壊	草場①(A)	Ⅱ-1-0848	杵築市大字大内	1	1
1077	急傾斜地の崩壊	草場①(B)	Ⅱ-2-0848	杵築市大字大内	1	1
1078	急傾斜地の崩壊	杉山	Ⅱ-2-0880	杵築市大字南杵築	1	1
1079	急傾斜地の崩壊	峠(A)	Ⅱ-1-1078	杵築市山香町大字内河野	1	1
1080	急傾斜地の崩壊	峠(B)	Ⅱ-1-1078	杵築市山香町大字内河野	1	1

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
1081	急傾斜地の崩壊	横城④(A)	Ⅱ-2-0045	杵築市大字横城	1	1
1082	急傾斜地の崩壊	横城④(B)	Ⅱ-2-0045	杵築市大字横城	1	1
1083	急傾斜地の崩壊	横城④(C)	Ⅱ-2-0045	杵築市大字横城	1	1
1084	急傾斜地の崩壊	横城④(D)	Ⅱ-2-0045	杵築市大字横城	1	1
1085	急傾斜地の崩壊	横城⑥(A)	Ⅱ-2-0047	杵築市大字横城	1	1
1086	急傾斜地の崩壊	横城⑥(B)	Ⅱ-2-0047	杵築市大字横城	1	1
1087	急傾斜地の崩壊	西下司①	Ⅱ-2-0055	杵築市大字南杵築	1	1
1088	急傾斜地の崩壊	西下司②	Ⅱ-2-0056	杵築市大字南杵築	1	1
1089	急傾斜地の崩壊	宮司	Ⅲ-1-0067	杵築市大字宮司	1	1
1090	急傾斜地の崩壊	馬場尾④	Ⅲ-1-0070	杵築市大字馬場尾 杵築市大字宮司	1	1
1091	急傾斜地の崩壊	西下司③	Ⅲ-1-0089	杵築市大字南杵築	1	1
1092	急傾斜地の崩壊	野添②	s-210-11-1	杵築市大字八坂	1	1
1093	急傾斜地の崩壊	唐川⑥	s-342-26-3	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
1094	急傾斜地の崩壊	和田①	s-342-47-3	杵築市山香町大字広瀬	1	1
1095	急傾斜地の崩壊	下切④(A)	s-342-49-3	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
1096	急傾斜地の崩壊	下切④(B)	s-342-49-3	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
1097	急傾斜地の崩壊	下切④(C)	s-342-49-3	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
1098	急傾斜地の崩壊	薄原①	s-342-54-3	杵築市山香町大字日指	1	1
1099	地滑り	三尾平	j-210-1-1	杵築市大字船部	1	
1100	地滑り	ナカタニ	j-210-2-1	杵築市大字横城	1	
1101	地滑り	芋恵良	j-342-1-1	杵築市山香町大字山浦	1	
1102	地滑り	灘手	N-4	杵築市大字守江	1	
1103	地滑り	中畑	N-11	杵築市大田波多方	1	
1104	急傾斜地の崩壊	乗越(A)	s-301-5-3_1	杵築市大田波多方	1	1
1105	急傾斜地の崩壊	乗越(B)	s-301-5-3_2	杵築市大田波多方	1	1
1106	急傾斜地の崩壊	乗越(C)	s-301-5-3_3	杵築市大田波多方	1	1
1107	急傾斜地の崩壊	東畑(A)	s-301-9-2_1	杵築市大田白木原	1	1
1108	急傾斜地の崩壊	東畑(B)	s-301-9-2_2	杵築市大田白木原	1	1
1109	急傾斜地の崩壊	櫛屋(A)	s-342-39-3_1	杵築市山香町大字立石	1	1
1110	急傾斜地の崩壊	櫛屋(B)	s-342-39-3_2	杵築市山香町大字立石	1	1
1111	急傾斜地の崩壊	鳥越(A)	s-342-43-3_1	杵築市山香町大字倉成	1	1

1112	急傾斜地の崩壊	鳥越(B)	s-342-43-3_2	杵築市山香町大字倉成	1	1
1113	急傾斜地の崩壊	中田居(A)	s-342-44-3_1	杵築市山香町大字広瀬	1	1
1114	急傾斜地の崩壊	中田居(B)	s-342-44-3_2	杵築市山香町大字広瀬	1	1
1115	急傾斜地の崩壊	上貫井②(A)	s-342-55-3_1	杵築市山香町大字野原	1	1
1116	急傾斜地の崩壊	上貫井②(B)	s-342-55-3_2	杵築市山香町大字野原	1	1
1117	急傾斜地の崩壊	上貫井②(C)	s-342-55-3_3	杵築市山香町大字野原	1	1
1118	急傾斜地の崩壊	神田平	s-342-56-3	杵築市山香町大字小武	1	1
1119	急傾斜地の崩壊	小谷②	s-342-61	杵築市山香町大字内河野	1	1
1120	急傾斜地の崩壊	田居	s-342-63	杵築市山香町大字広瀬	1	1
1121	土石流	筒木	h-210-2-1	杵築市大座岩谷	1	1
1122	土石流	城ヶ谷	h-301-4-1	杵築市大田波多方	1	1
1123	土石流	赤水 2	h-301-7-1	杵築市大田俣水	1	1
1124	土石流	芋尾	h-301-16-1	杵築市大田俣水	1	1
1125	土石流	坂田	h-301-18-1	杵築市大田俣水	1	1
1126	土石流	エンペイ	h-342-22-2	杵築市山香町大字小武	1	1
1127	土石流	向野	h-342-35-2	杵築市山香町大字小武	1	1
1128	土石流	イノコ尻	h-342-38-3	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
1129	土石流	瀬口	h-342-42-1	杵築市山香町大字日指	1	1
1130	土石流	立岩	H342-47-1	杵築市山香町大字日指	1	1
1131	土石流	中尾	h-342-52-3	杵築市山香町大字広瀬	1	1
1132	土石流	上畑	h-342-55-1	杵築市山香町大字小武	1	1
1133	土石流	中野田川	03-210I-001	杵築市大字中野田	1	
1134	土石流	熊丸川	03-210I-003	杵築市大字熊丸	1	
1135	急傾斜地の崩壊	山神	I-1-0413	杵築市大字守江	1	
1136	急傾斜地の崩壊	西大内山②	I-1-3108	杵築市大字西大内山	1	
1137	急傾斜地の崩壊	熊野②(B)	A-1-20039	杵築市山香町大字下	1	1
1138	急傾斜地の崩壊	山口原②	C-1-20001	杵築市大字山香町大字向野 ・宇佐市大字西屋敷	1	1
1139	急傾斜地の崩壊	山口原②	C-1-20002	杵築市山香町大字向野	1	
1140	急傾斜地の崩壊	今原③	C-1-20003	杵築市山香町大字向野	1	1
1141	急傾斜地の崩壊	仏供②	C-1-20004	杵築市山香町大字向野	1	1
1142	急傾斜地の崩壊	舟②	C-1-20005	杵築市山香町大字立石	1	
1143	急傾斜地の崩壊	下鍛冶屋③	C-1-20006	杵築市山香町大字立石	1	1
1144	急傾斜地の崩壊	下尾崎②	C-1-20007	杵築市山香町大字立石	1	1

1145	急傾斜地の崩壊	棚田⑥	C-1-200011	杵築市山香町大字下	1	1
1146	急傾斜地の崩壊	棚田⑦	C-1-200012	杵築市山香町大字下	1	1
1147	急傾斜地の崩壊	藪田②	C-1-200013	杵築市山香町大字下倉成	1	1
1148	急傾斜地の崩壊	堀切②	C-1-200015	杵築市山香町大字小武	1	1
1149	急傾斜地の崩壊	原④	C-1-200018	杵築市山香町大字山浦	1	1
1150	急傾斜地の崩壊	楠原②	C-1-200019	杵築市山香町大字吉野渡	1	1
1151	急傾斜地の崩壊	峠⑭	C-1-200021	杵築市山香町大字内河野	1	1
1152	急傾斜地の崩壊	平野③	C-1-200022	杵築市山香町大字内河野	1	1
1153	急傾斜地の崩壊	平野④	C-1-200023	杵築市山香町大字内河野	1	1
1154	急傾斜地の崩壊	高月②	C-1-200025	杵築市山香町大字野原	1	1
1155	急傾斜地の崩壊	鹿鳴越②	C-1-200028	杵築市山香町大字広瀬	1	1
1156	急傾斜地の崩壊	槍ヶ原②	C-1-200030	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
1157	急傾斜地の崩壊	富田⑧	C-1-200032	杵築市山香町大字南畑	1	1
1158	急傾斜地の崩壊	富田⑨	C-1-200033	杵築市山香町大字南畑	1	1
1159	急傾斜地の崩壊	大内原④	C-1-200034	杵築市山香町大字久木野尾	1	1
1160	急傾斜地の崩壊	穴野(B)	C-1-200041	杵築市大田沓掛	1	1
1161	急傾斜地の崩壊	板山(C)	C-1-200042	杵築市大田波多方	1	1
1162	急傾斜地の崩壊	小ヶ倉(C)	C-1-200043	杵築市大田沓掛	1	1
1163	急傾斜地の崩壊	本村⑥	C-1-200054	杵築市大田石丸	1	1
1164	急傾斜地の崩壊	杉ノ本	C-1-21001	杵築市大字山香町大字内河野	1	1
1165	急傾斜地の崩壊	芦刈	C-1-21002	杵築市大字溝井	1	1
1166	急傾斜地の崩壊	上浅田	C-1-21007	杵築市大字横城	1	1
1167	急傾斜地の崩壊	亀山	C-1-21009	杵築市大字奈多	1	1
1168	急傾斜地の崩壊	神場	C-1-210010	杵築市大字守江	1	1
1169	急傾斜地の崩壊	浜平	C-1-210011	杵築市大字守江	1	1
1170	急傾斜地の崩壊	池の頭	C-1-210013	杵築市大字守江	1	1
1171	急傾斜地の崩壊	西大内山④	C-1-210014	杵築市大字大内	1	1
1172	急傾斜地の崩壊	西下司④	C-1-210015	杵築市大字南杵築	1	1
1173	急傾斜地の崩壊	宮ノ前	C-1-210016	杵築市大字片野	1	1
1174	急傾斜地の崩壊	松ヶ尾	C-1-210018	杵築市大字中	1	1
1175	急傾斜地の崩壊	梶ヶ浜②	C-1-210021	杵築市大字熊野	1	1
1176	急傾斜地の崩壊	生常	C-1-210024	杵築市大字熊野	1	1
1177	急傾斜地の崩壊	馬場尾⑤	C-1-210039	杵築市大字馬場尾	1	1

【令和5年追加分】

通し 番号	土砂災害の現象	箇所名溪流名	番号	住所	警戒 区域	特別警 戒区域
1	土石流	立平谷	01-301 I -001	杵築市大田沓掛	1	
2	急傾斜地の崩壊	生桑中	I -1-2557	杵築市大字八坂	1	1
3	急傾斜地の崩壊	野添北	I -1-2558	杵築市大字八坂	1	1
4	急傾斜地の崩壊	野添 (B)	II -2-0054	杵築市大字八坂	1	1
5	土石流	横城川①	03-210 I -2201	杵築市大字横城 杵築市大字奈多	1	1
6	土石流	守江川②	03-210 I -2202	杵築市大字守江	1	1
7	急傾斜地の崩壊	丸尾	C-2-22001	杵築市大字大内	1	
8	急傾斜地の崩壊	山迫	C-2-22002	杵築市大字鴨川	1	1
9	急傾斜地の崩壊	尾上東② (A)	C-2-22005	杵築市大字船部	1	1
10	急傾斜地の崩壊	尾上東② (B)	C-2-22005	杵築市大字船部	1	1
11	急傾斜地の崩壊	西船部②	C-2-22006	杵築市大字船部	1	1
12	急傾斜地の崩壊	大片平	C-2-22007	杵築市大字大片平	1	1
13	急傾斜地の崩壊	大片平上村②	C-2-22008	杵築市大字大片平	1	1
14	急傾斜地の崩壊	小野⑪	C-2-22009	杵築市大田小野	1	1
15	急傾斜地の崩壊	小野⑫	C-2-22010	杵築市大田小野		1
16	急傾斜地の崩壊	白木原① (A)	C-1-22011	杵築市大田白木原	1	1
17	急傾斜地の崩壊	白木原① (B)	C-1-22011	杵築市大田白木原	1	1
18	急傾斜地の崩壊	上沓掛①	C-1-22012	杵築市大田沓掛	1	1
19	急傾斜地の崩壊	上沓掛②	C-1-22013	杵築市大田沓掛	1	1
20	急傾斜地の崩壊	石丸②	C-1-22014	杵築市大田石丸	1	1
21	急傾斜地の崩壊	釜口④	C-1-22015	杵築市大字波多方	1	1
22	急傾斜地の崩壊	釜口⑤	C-1-22016	杵築市大字波多方	1	1
23	急傾斜地の崩壊	北俣水① (A)	C-1-22017	杵築市大田俣水	1	1
24	急傾斜地の崩壊	北俣水① (B)	C-1-22017	杵築市大田俣水	1	1
25	急傾斜地の崩壊	北俣水②	C-2-22018	杵築市大田俣水	1	1
26	急傾斜地の崩壊	東俣水②	C-2-22020	杵築市大田俣水	1	1
27	急傾斜地の崩壊	西俣水②	C-2-22021	杵築市大田俣水	1	1
28	急傾斜地の崩壊	東俣水③	C-2-22022	杵築市大田俣水	1	1
29	急傾斜地の崩壊	西俣水③	C-2-22023	杵築市大田俣水	1	1
30	急傾斜地の崩壊	西俣水④	C-2-22024	杵築市大田俣水	1	1

31	急傾斜地の崩壊	南俣水②	C-2-22025	杵築市大田俣水	1	1
32	急傾斜地の崩壊	南俣水③	C-2-22026	杵築市大田俣水	1	1
33	急傾斜地の崩壊	南俣水④	C-2-22027	杵築市大田俣水	1	1
34	急傾斜地の崩壊	南俣水⑤(A)	C-2-22028	杵築市大田俣水	1	1
35	急傾斜地の崩壊	南俣水⑤(B)	C-2-22028	杵築市大田俣水	1	1
36	急傾斜地の崩壊	小武⑦	C-2-22029	杵築市山香町大字小武	1	1
37	急傾斜地の崩壊	小武⑧	C-2-22030	杵築市山香町大字小武	1	1
38	急傾斜地の崩壊	小武⑨	C-2-22031	杵築市山香町大字小武	1	1

【資料 7-2】土砂災害警戒区域等内に位置する要配慮者利用施設

分類	施設名	災害種別				住所 (大字)	連絡先
		土砂	洪水	津浪	高潮		
社会 福祉 施設	杵築市社会福祉協議会 デイサービスセンター杵築	●	●	●	●	猪尾 941	0978-62-2649
	看護小規模多機能型居宅介 護施設 ひまわりハウス	-	●	●	●	大内 7701-1	0978-66-4455
	介護付有料老人ホーム にじの森	-	●	●	●	大内 4798-10	0978-62-0231
	介護老人保健施設 梅桃 (ゆすら)	-	●	●	●	大内 7695-1	0978-66-1133
	グループホームおおたの郷	●	-	-	-	大田石丸 1392	0978-52-2160
	介護付有料老人ホーム おおたの郷	●	-	-	-	大田石丸 1392	0978-52-2190
	小規模多機能型施設 ひまわり荘	-	●	-	-	大田沓掛 2380	0978-52-3300
	社会福祉法人ひまわり 特別養護老人ホーム瑞雲荘	-	●	-	-	大田沓掛 2373	0978-52-2233
	松栄保育園	●	-	-	-	守江 3570	0978-62-2461
	浄願寺こども園	●	●	-	●	猪尾 1132-1	0978-62-2855
	中央こども園	-	●	●	-	南杵築 972	0978-62-3366
	山香こども園山浦分園	●	-	-	-	山香町山浦 2493-3	0977-78-0020
	大田こども園	●	●	-	-	大田石丸 1433-1	0978-52-2078
	大内児童クラブ	●	●	●	●	大内 4353-2	—
風ん子ハウス	-	●	●	●	片野 83	0978-63-0080	

分類	施設名	災害種別				住所	連絡先
		土砂	洪水	津波	高潮		
学校	護江小学校	●	-	●	●	守江 1911	0978-63-9319
	守江幼稚園	●	-	●	●	守江 1824-65	0978-63-9008
	大内小学校	●	●	●	●	大内 4353-2	0978-62-2218
	大内幼稚園	●	●	●	●	大内 4342	0978-62-2415
	杵築中学校	-	●	●	●	杵築 1	0978-62-2070
	立石小学校	●	-	-	-	山香町立石 208	0977-76-2309
	大田小学校	●	-	-	-	大田石丸 1412-1	0978-52-2009
医療機関	きつき眼科	-	●	●	●	杵築 665-150	0978-63-3020
	みやうちウィメンズ クリニック	-	●	●	●	杵築 665-501	0978-66-4103
	杵築中央病院	●	●	●	●	杵築 120	0978-62-3080
	衛藤外科	-	●	●	●	大内 7695-1	0978-63-6977
	杵築市立山香病院	●	-	-	-	山香町野原 1612-1	0977-75-1234

※参照：【風水害・各種災害対策編】

第2部 災害予防

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

【資料 7-3】ため池台帳（防災重点ため池）

令和 3 年 3 月末時点

No.	地域名	名称	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)
1	杵築	遠西溜池	13.8	46.0	9,000
2	杵築	山迫溜池	6.1	61.0	28,000
3	杵築	白水溜池	7.1	271.0	127,000
4	杵築	スネコスリ溜池	10.3	88.0	84,000
5	杵築	夫婦溜池	14.3	82.0	60,000
6	杵築	蛇池	8.3	65.0	14,800
7	杵築	ドウメン溜池	14.0	50.0	12,000
8	杵築	上の原溜池	7.4	84.0	20,000
9	杵築	山の神溜池	9.7	82.0	24,000
10	杵築	払川溜池	17.2	75.0	42,000
11	杵築	猿池溜池	11.2	75.0	35,000
12	杵築	轟溜池	6.9	128.0	35,000
13	杵築	中尾溜池	7.0	60.4	7,500
14	杵築	寺溜池	5.5	45.0	4,000
15	杵築	迫大池	7.0	73.0	7,600
16	杵築	五ツ石溜池	9.4	70.0	13,000
17	杵築	甌岩溜池	11.6	123.0	12,000
18	杵築	弁天溜池	7.7	125.0	60,000
19	杵築	口の池	5.0	60.0	5,000
20	杵築	中ノ池溜池	9.6	82.0	10,500
21	杵築	立尻溜池	10.1	114.0	58,500
22	杵築	夏繁溜池	4.9	71.0	7,500
23	杵築	山中大池	10.2	90.0	40,000
24	杵築	申川溜池	11.6	61.0	28,000
25	杵築	野狐谷溜池	12.4	71.0	40,000
26	杵築	大台溜池	9.1	73.0	26,000
27	杵築	青柳溜池	7.0	60.0	3,000
28	杵築	本庄新池	8.5	130.0	25,000
29	杵築	七双子溜池	7.0	110.0	45,000
30	杵築	西下司溜池	9.6	70.0	20,000
31	杵築	東下司溜池	7.1	68.0	10,000
32	杵築	尾原溜池	8.4	97.0	13,000
33	杵築	明戸石溜池	10.3	49.0	10,474
34	杵築	菰迫溜池	4.7	48.0	6,000
35	杵築	地藏寺溜池	3.0	67.0	7,000
36	杵築	平ヶ原溜池	7.5	102.0	40,000
37	杵築	尾払溜池	7.4	105.0	100,000
38	杵築	野边上池	9.8	111.0	33,000
39	杵築	奈多新池	7.3	80.0	24,000
40	杵築	野辺下池	10.1	60.0	20,000
41	杵築	トラフ溜池	11.2	50.0	9,200
42	杵築	中部大池	5.1	74.0	7,000

No.	地域名	名称	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)
43	杵築	神場大池	5.5	45.0	5,000
44	杵築	長谷溜池	8.5	74.0	15,800
45	杵築	彦部溜池	8.7	89.0	14,000
46	杵築	狐平溜池	12.0	142.0	53,000
47	杵築	琵琶田溜池	5.0	50.0	12,300
48	杵築	上新溜池	6.4	39.0	15,000
49	杵築	下新溜池	11.9	68.0	22,000
50	杵築	西ヶ迫溜池	12.0	54.0	3,000
51	杵築	神田溜池	4.5	38.0	7,000
52	杵築	丸尾溜池 (大内)	5.4	69.7	4,500
53	杵築	黒田溜池	4.0	63.0	4,000
54	杵築	平原大溜池	8.7	55.0	16,000
55	杵築	天神溜池	4.4	37.0	2,500
56	杵築	東谷溜池	9.6	47.0	15,000
57	杵築	黒岩上池	14.8	94.2	73,000
58	杵築	黒岩溜池	12.2	81.0	24,000
59	杵築	篠原大池	4.0	90.0	20,000
60	杵築	高平宮ヶ谷池	12.3	100.0	18,000
61	杵築	鴨川新池	11.0	106.0	30,000
62	杵築	鴨川溜池	11.8	146.0	45,000
63	杵築	菅尾上池	8.0	80.0	15,000
64	杵築	菅尾中池	10.0	98.0	33,000
65	杵築	菅尾下池	13.0	120.0	40,000
66	杵築	富松溜池	5.0	73.0	6,000
67	杵築	西又池	6.6	100.0	14,000
68	杵築	松ヶ尾溜池	6.3	41.0	2,000
69	杵築	丸尾溜池 (中)	4.2	51.0	3,600
70	杵築	潰ノ口溜池	6.2	66.0	8,000
71	杵築	稗迫溜池	7.7	64.0	18,000
72	杵築	今宮下溜池	9.9	86.0	7,000
73	杵築	今宮上溜池	8.7	43.0	4,000
74	杵築	新宮溜池	11.5	93.0	30,000
75	杵築	山田溜池	8.9	47.0	9,500
76	杵築	梶ヶ浜溜池	7.2	42.0	2,300
77	杵築	井の山溜池	5.9	41.0	8,000
78	大田	高松溜池	9.3	81.0	44,000
79	大田	穴野新池	14.9	118.0	92,400
80	大田	深迫池	9.0	51.0	9,700
81	大田	大久保溜池	9.0	60.0	5,000
82	大田	杳掛新池	11.2	85.0	18,400
83	大田	芳蓋溜池・大田	9.1	64.0	25,000
84	大田	八郎坊溜池	8.8	70.0	12,000
85	大田	内川野池	7.0	76.0	12,000

No.	地域名	名称	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)
86	大田	中畑池	7.4	160.0	12,650
87	大田	ワイラガ谷池	8.0	28.0	1,200
88	大田	石生谷池	5.8	59.0	7,000
89	大田	イリスミ池	6.5	30.0	1,300
90	大田	尾迫池	7.0	40.0	2,300
91	大田	堂ノ迫池	6.0	30.0	2,300
92	大田	鮎婦溜池	14.9	116.0	46,510
93	大田	チダラ池	10.5	77.0	29,400
94	大田	板山池	6.7	67.0	10,100
95	大田	大河内溜池	12.9	89.0	92,000
96	大田	赤水池	10.0	56.0	2,946
97	山香	目久保溜池	8.2	45.0	6,500
98	山香	目久保新池	12.4	80.0	47,600
99	山香	中野尾溜池	9.0	43.0	10,000
100	山香	畑池	5.9	42.0	1,800
101	山香	中の谷溜池	7.8	47.0	1,700
102	山香	西仲尾池	7.7	50.0	14,000
103	山香	新池(小谷新池)	3.6	25.0	700
104	山香	城溜池	5.4	43.0	6,300
105	山香	源太郎溜池	10.8	46.0	20,000
106	山香	狐平池	9.0	43.0	4,000
107	山香	広瀬大池	5.5	45.0	10,000
108	山香	石仏溜池	10.5	81.0	51,500
109	山香	述の池溜池	6.0	35.0	5,000
110	山香	小谷溜池(法照寺)	5.1	33.0	1,500
111	山香	不動様溜池	5.1	16.0	1,700
112	山香	半蔵溜池	3.8	44.0	4,700
113	山香	堂の池溜池	7.1	63.0	15,000
114	山香	弘安寺溜池	8.4	85.0	24,000
115	山香	上の池溜池(小武山口)	8.7	45.0	7,500
116	山香	久保の谷溜池	10.0	75.0	14,000
117	山香	小武溜池	11.7	38.0	8,500
118	山香	越原溜池	9.3	64.0	13,000
119	山香	今原溜池(椎ヶ迫)	7.0	38.0	7,800
120	山香	除溝ため池	7.7	68.0	8,000
121	山香	大ヶ倉溜池	9.2	123.0	8,000
122	山香	浄土寺溜池	4.0	106.0	2,100
123	山香	昭和溜池	5.9	54.0	4,900
124	山香	山田溜池	2.3	83.0	2,900
125	山香	西畑溜池	7.4	49.0	9,500
126	山香	中の迫溜池	11.5	44.0	5,400
127	山香	カジヤ新池(勘子尾)	10.0	35.0	3,700
128	山香	カジヤ池	7.8	30.0	9,000

No.	地域名	名称	堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(m ³)
129	山香	上池	8.1	37.0	3,000
130	山香	長流寺ため池	6.0	40.0	2,500
131	山香	相ヶ迫溜池	5.3	50.0	1,500
132	山香	丸尾溜池	9.0	36.0	8,000
133	山香	水ヶ迫溜池	6.6	63.0	9,000
134	山香	仏ヶ迫溜池	4.6	68.0	4,200
135	山香	床並溜池	6.4	98.0	26,000
136	山香	仏供溜池	3.8	26.0	8,300
137	山香	瀬戸池（向野）	9.3	42.0	7,200
138	山香	仁田尾溜池	14.7	87.0	9,000
139	山香	早馬溜池	4.8	67.0	6,000
140	山香	大久保溜池	9.8	29.0	10,000
141	山香	塔ヶ迫溜池	10.8	43.0	6,500
142	山香	中ノ迫溜池	11.5	38.0	11,800
143	山香	報恩溜池	7.9	44.0	5,500
144	山香	瀬戸池（山浦）	7.0	48.0	14,500
145	山香	楠留池	8.7	80.0	124,000
146	山香	小谷大池	6.5	115.0	31,600
147	山香	定野尾溜池	8.6	100.0	29,000
148	山香	孫池	3.3	24.0	700
149	山香	身内ヶ平池（水ヶ迫中池）	13.0	41.0	4,200

【資料 7-4】 杵築市山地災害危険地区（大分県森林保全課）

山地災害危険区域	参 照 先
① 山腹崩壊危険地区 ② 地すべり危険地区 ③ 崩壊土砂流出危険地区	大分県地域防災計画に記載されている 「大分県 山地災害危険地区情報」を参照する。

【資料 7-5】 杵築市のハザードマップ

「ハザードマップ」とは、一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされています。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれるものもあります。ハザードマップを作成するためには、その地域の土地の成り立ちや災害の素因となる地形・地盤の特性、過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が必要となります。

杵築市のハザードマップ	参 照 先
土砂災害ハザードマップ 津波ハザードマップ 高潮ハザードマップ 洪水ハザードマップ 内水ハザードマップ ため池ハザードマップ	杵築市 web サイト キーワードで探す 「杵築市ハザードマップ」 URL : https://gis.chklab.com/hazardkitsuki

【資料 8-1】 気象注意報・警報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準

大分地方気象台

R5.6.8 現在

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	1 5		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 1 6		
	洪水		流域雨量指数基準	桂川流域=12.1, 高山川流域=14.9, 石丸川流域=7.9, 立石川流域=13.3, 溝井川流域=6.6, 八坂川流域=24		
			複合基準	石丸川流域= (7, 7.1), 立石川流域= (7, 9.4), 八坂川流域= (13, 14.5)		
			指定河川洪水予報	—		
	暴風		平均風速	陸上	2 0 m / s	
				海上	2 0 m / s	
	暴風雪		平均風速	陸上	2 0 m / s 雪を伴う	
				海上	2 0 m / s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	1 2 時間降雪の深さ 1 0 c m	
山地				1 2 時間降雪の深さ 2 0 c m		
波浪		有義波高	3 . 0 m			
高潮		潮位	2 . 1 m			
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	9		
			土壌雨量指数基準	7 4		
	洪水		流域雨量指数基準	桂川流域=9.6, 高山川流域=11.9, 石丸川流域=4.3, 立石川流域=10.6, 溝井川流域=5.2, 八坂川流域=12.2		
			複合基準	高山川流域= (7, 9.5), 石丸川流域= (5, 3.9), 立石川流域= (5, 8.5), 溝井川流域= (5, 5.2), 八坂川流域= (7, 12.2)		
			指定河川洪水予報	—		
	強風		平均風速	陸上	1 2 m / s	
				海上	1 2 m / s	
風雪		平均風速	陸上	1 2 m / s 雪を伴う		
			海上	1 2 m / s 雪を伴う		

大雪	降雪の深さ	平地	1 2 時間降雪の深さ 3 c m
		山地	1 2 時間降雪の深さ 5 c m
波浪	有義波高	1 . 5 m	
高潮	潮位	1 . 4 m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	陸上	1 0 0 m
		海上	5 0 0 m
乾燥	最小湿度 4 5 % で、実効湿度 6 5 %		
注意報	なだれ	積雪の深さ 1 0 0 c m 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃ 以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 3 0 c m 以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が 3℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：沿岸部で最低気温 - 4℃ 以下、内陸部で最低気温 - 8℃ 以下	
	霜	11 月 20 日までの早霜 3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃ 以下	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温 - 2℃ ~ 2℃、湿度 9 0 % 以上	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	1 1 0 m m	

- ※ 1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- ※ 2 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ※ 3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ※ 4 複 合 基 準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。
- ※ 5 有 義 波 高：引き続いて観測された N 個の波の中から、高い順に選び出された N / 3 個の波の平均波高をいう。

【資料 8-2】 気象及び災害の一般知識

1 災害の特性

台 風

(1) 台風はどうして起こるのか

熱帯地方の海上で強い日射を受けて温められ、しかも十分に水分を含んだ空気が周囲より軽くなって上昇気流となり、その空気の塊は周囲から熱を受けずに体積を増し冷えてくる。水分が余って分離し、雲ができ雨を降らせる。上空に昇れば昇るほど気温の降下するのが通例であるが、この場合水蒸気の凝結によりはき出せられる潜熱のため温度が下がるのを防ぎ浮力が保たれている。軽くなって上昇した空気の塊のあとには、そのままになっている周囲の空気との間に気圧の差を生じて稀薄となり、大気は平均を求めようとしてまわりの高い気圧のところから低いところを埋めるため空気が移動する。これが風である。そして、これが渦巻きとなり（低気圧や台風の卵）、更に太陽から多量の熱と周囲の海からの莫大な水分の補給を受けてその渦巻きはますます発達してたくさんのエネルギーを蓄積しつつ、中緯度高圧帯の西側を北西に進み、台湾や沖縄に近づく頃には台風に成長する。

(2) 台風の風の向き

台風の原因は、地形の影響をあまり受けないところで風を背に受け、左手を横にあげた方向にある。

台風が北に向かって進んだ場合は、東側では南寄りの風、西側では北寄りの風が吹く。台風を押し流す方向は南風となるので、東側では渦巻の風と渦巻きを流している方向が一緒になるため風が強くなる。西側では、渦巻を流してくる方向と吹き込む方向とが逆のため、お互いに力を消しあい弱くなる。このため、台風が自分のいるところより西側を通る方が東側を通るより一層風が強くなり危険となる。南側の開いた湾などは、海水が風により湾の奥に吹き込まれたり、気圧の減少で海水が吸い上げられたりして沿岸に高潮を起こし、更にその時間が満潮時に重なると被害が大きくなる。

東寄りの風から北へ回ると中心は、自分より東を通り、東寄りの風から南へ回ると中心は自分より西を通り、東寄りの風のままで急に止んだ時は台風の眼の中にある。風向きが西寄りとなれば台風は過ぎ去って行く

(3) 台風の風速と被害

台風の風による被害は、家屋自体の構造上の欠陥というより開口部や屋根の手当の仕方が悪いため、その部分から破壊され、そこから風が吹き込み、その風圧のために家が壊れる場合が多い。

風速と被害の関係は、およそ次ぎに掲げる通りである。

風速と被害状況

風速(m/s)	風圧(kg/m ²)	被害内容
10	12	雨傘が壊れる。傘の面に約 10 k g の圧力がかかる。
15	27	取り付けの悪い看板やトタンが飛ぶ。
20	48	上体を 30 度傾けないと風に向かって歩けない。子供は飛ばされそうになる。
25	75	屋根瓦が飛んだり煙突が倒れる。
30	108	雨戸がはずれ、しっかりしていない家は倒れる。
40	192	自動車（客車）が倒れる。小石が飛ぶ。歩けないので移動するときは這って動く。
50	300	たいていの木造家屋は倒れ、樹木は根こそぎになり被害は甚大となる。

(4) 台風の大きさと強さの基準

台風の勢力を示す目安として、気象庁は台風を「大きさ」と「強さ」で分類しています。

① 台風の「大きさ」

風速 15 m/s 以上の半径で決めています。台風の被害が及ぶ強風域の広がりによって「大きさ」を表現しています。

② 台風の「強さ」

中心付近の最大風速で決めています。台風の被害の程度に関係する最大風速によって「強さ」を表現しています。

「台風の大きさ、強さの階級」

大きさの階級分け		強さ階級分け	
階 級	風速 15m/s 以上の半径	階 級	最大風速
ごく小さい	200 km未満	弱い	17m/s 以上～25m/s 未満
小型(小さい)	200 km以上～300 km未満	並の強さ	25m/s 以上～33m/s 未満
中型(波の大きさ)	300 km以上～500 km未満	強い	33m/s 以上～44m/s 未満
大型(大きい)	500 km以上～800 km未満	非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
超大型(非常に大きい)	800 km以上	猛烈に強い	54m/s 以上

集中豪雨

(1) 集中豪雨とは

現在のところ集中豪雨のはっきりした定義はないが、観念的には①狭い土地に②わずかの時間内に③多量の雨が降ることを指している。

(2) どんな気象条件のときに起こりやすいか

集中豪雨は、主に梅雨の終り頃に起こっている。おとろえかかった梅雨前線が日本本土に停滞して、雨を降らせているとき南方洋上から豊富な水分と、たくさん熱を含んだ空気の塊（湿舌）が細長い帯状の流れとなって太平洋高気圧の西側の周辺に沿いながら北上し、梅雨前線につき当たったときに起こるもので、その前線の北側にある冷たい乾いた空気に急激に冷され、いままでおとろえかかっていた梅雨前線の刺激剤として十分な水と熱を補給して急に活動を開始させ、前線付近の狭い地域に多量の雨を降らせる。

(3) 降雨量の記録（1983年気象年鑑による）

- ・ 1時間最大降雨量 長崎県長与町 187mm
昭和57年7月23日（19時～20時）
- ・ 1日最大降雨量 徳島県日和佐町 1,114mm
昭和51年9月11日

地すべり

(1) 地すべりはなぜ起こるか

地すべり地帯は、地質的に脆弱である上に風化作用によって粘土が生成され、これに豊富な地下水が作用して水のとおりにくい異なった堅い地盤の上で地すべりが誘発される。その自然的な原因として降水、地下水、地震などで人為的な原因は、道路の盛土、切り取りなどがあげられるが、この中で大きな影響を与えるものは降水や地下水の作用である。

(2) 地すべりの予知

地すべりの起こる前には、地すべりに対する心得に示してあるような現象がよく起こるので、このような現象を発見したときは、地すべりが近いと考えなくてはならない。したがって地すべり、山崩れ等の危険のあるところに住んでいる人は、豪雨、地震の際は特に注意を怠ってはならない。地すべりや山崩れが発生したときは土砂の流れる方向に対し直角の方向で安全なところに速やかに避難できるように普段から準備しておく必要がある。

地震

(1) 地震はどのように起こるのか。

地震とは、地球の地殻又はマントル上層部の岩石になんらかの原因で力が加えられてひずみを増していき、そのひずみがついにある限界をこえたときに起こる急激な破壊現象で、この破壊によって生じた弾性波（地震波）が地表まで伝わり地盤を振動させる。

(2) 震度

震度は地震の強さのことであり地震による地面の揺れ方の激しさを表わす量である。震度は、震源からの距離の他にその土地の地盤の状態によっても違ってくる。我が国では、気象庁の定めた7階級の震度階級が使われている。

地震の心得十か条

- 1 グラツときたら火の始末
家族みんなが「火を消せ」と声を出し、使用中のガス器具などは、すばやく火を消す。
- 2 テーブルなどの下に身をふせよ
テーブルや机の下、安全な位置に身をよせる。座布団が身近にあれば頭部を保護。
- 3 戸を開けてまず出口を確保せよ
中高層の住宅では鉄製のドアを開け放ち、非常出入口を確保。余震に備えそのままに。
- 4 火が出たらすばやく消火
万一出火したら消火器、バケツなどの消火用水でボヤのうちに消し止める。また、大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力し合って初期消火に努める。
- 5 室内のガラスに気をつけよう
割れ散ったガラス片などでけがをして動けなくならないように注意する。
- 6 あわてて外に飛び出すな
瓦や窓ガラス、看板などの落下があるので危ない。周囲の状況を確認、落ち着いて行動。
- 7 狭い路地や塀には近寄るな
戸外では、狭い路地や堀ぎわは、危険があるので近付かない。
- 8 必要な避難はすばやく
山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすい。速やかに避難して様子を見る。
- 9 協力し合って応急救護
災害が大きいと消防機関などの救急活動が間に合わないこともある。軽いケガなど協力しあって応急救護をする。
- 10 正しい情報に耳をかせ
相当の被害がでて混乱している時は、誤った情報が流れやすい。市役所、警察、消防の広報や指示に従い、冷静に行動し、テレビ・ラジオの報道にも注意しデマに惑わされないようにする。

2 災害時における防災上の心得

台風等に対する心得

(1) 台風等が近づく前の準備

- ア ラジオ、テレビで気象予警報、情報並びに防災上の注意事項をよく聴視し、その内容に応じた対策をたてる。
- イ 停電に備えて懐中電灯、ローソク、トランジスターラジオ等を用意する。
- ウ いざというときの避難場所を確認しておく。
- エ 隣り近所の人との連絡方法を決めておく。
- オ 洪水や高潮の警報、避難命令などがどういう経路で自分のところに伝達されるかよく確かめておく。

(2) 台風等が近づいたときの準備

- ア 飲料水を容器に入れて用意しておく。
- イ 大工道具を出しておく。
- ウ 洪水や高潮の危険がある地域に住んでいる人は、避難のときの準備として次のものを用意しておく。
 - (a) 食糧 2～3 食分と飲料水
 - (b) ロープ又は帯
 - (c) 下着 1～2 着
- (d) 重要品、貴重品、印鑑等

(3) 台風等が襲ってきたときの準備

- ア 水害の恐れのあるとき
 - (a) 畳は、高い台のうえに積み重ねること。
 - (b) 箆笥は、引き出しを抜いて高い所へおくこと。
 - (c) 押し入れの下段のものは、できるだけ上段へ移すこと。
 - (d) 電気、ガス、家財道具の処理をすること。
 - (e) 学用品の保存に注意すること。
- イ 大雨が長く続くと地盤が緩み、崖崩れの起こる危険があるので十分注意すること。
- ウ 堤防や護岸の近くに住んでいる人は、川や海の水かさに注意すること。

(4) 避難するときの注意

- ア 平素から避難場所と安全な道順を良く覚えておくこと。
- イ 市長から避難準備の勧告や指示があったらいつでも避難のできるよう準備すること。女性、子供、老人、病弱者は、早めに避難させること。

- ウ 避難命令がでたらまず火の始末と戸締まりを完全にすること。
- エ 携帯品としては、非常食糧（少なくとも2食分程度）、飲料水、医薬品、貴重品、印鑑、現金、着替え、懐中電灯を用意する。
- オ 頭には、帽子、頭巾、ヘルメット等をつけ、できるだけ衣類で覆うようにすること。
- カ 単独行動は避け、責任者を中心に老人や子供を先にして家族又は隣り近所そろって避難するようにすること。また、浸水地域から避難する場合には、誘導者の指示に従い、水にさらわれぬようロープやひもでつなぐこと。

地すべりに対する心得

地すべりが起こる前の現象

- (1) 地下に住む小動物が家屋内にはい上がる。
- (2) 井戸水、湧き水、溜池等の水が急にかれる。
- (3) 水田の水もちが悪くなる。
- (4) 木の根がさける。
- (5) 地鳴り、家鳴りが聞こえる。
- (6) 山肌の岩石がボロボロ崩れ落ちる。(地すべりの起こる数日前)
- (7) 急傾斜地面に亀裂が生じる。

以上の状態になれば地すべりが起こる可能性が大きい。従って、地すべり、山崩れ等の危険のあるところに住んでいる人は豪雨、地震等の際は特に注意を怠ってはならない。不幸にして地すべりや山崩れが発生した時は、土砂の流れる方向と直角の方向で安全なところに速やかに避難できるように普段から準備しておく必要がある。

地震のときの心得

- (1) 地震のときは、まず丈夫な家具などに身を寄せる。
家の中では、丈夫な家具に身を寄せるか、机やベッドの下にもぐるか、柱の多いところに居るのが比較的安全である。
- (2) あわてて戸外に飛び出さない。
- (3) 狭い路地、塀のわき、崖ふちに近寄らない。
- (4) 火の始末をなにより先に行う。
- (5) 1分過ぎたらまず安心。
1分過ぎたら地震の直接の危険は少ないので、落ち着きを取り戻し、火元に注意等適切な活動を開始する。
- (6) 山崩れ、崖崩れに注意。
- (7) 海岸部は津波、低地では浸水に注意。

津波は大地震後 10 分～30 分で海岸に押し寄せることが多いので、海面の変化に注意し、異常があれば直ちに高い所に避難する。

(8) 確実な情報に従い、余震を恐れずに秩序ある行動をする。

【資料 8-3】 災害危険予想地域調査要領

災害危険予想地域調査要領

1 趣 旨

災害危険予想地域調査（以下「調査」という。）は風水害の多発期に備え杵築市における災害危険予想地域等の状況を調査するとともに、当該地域における警戒避難体制の確立や現状において措置しうる最大限の被害防止策を樹立するために実施する。

2 実施期間

調査は、毎年出水期前の5月から6月中に実施する。

3 実施機関

調査は、杵築市が防災関係機関に協力を求めて実施する。

4 実施方法

調査はおおむね次により実施する。

- (1) 調査は、杵築市（危機管理課・建設課・農林水産課・上下水道課）・別府土木事務所・警察署・東部振興局・自衛隊（別府駐屯地・大分地方協力本部）・消防団及び消防署の職員でパトロール班を編成して実施する。
- (2) 調査は、前年度の災害危険予想地域調査表をもとに実施するとともに新たに災害の発生が予想されるような箇所があれば追加するものとする。
- (3) 調査は、できれば災害危険予想地域のみでなく堤防、樋門及び水門等の管理状況や応急資器材の保管状況などについてもあわせて調査し、河川の流域等に沿った経路を考慮すること。
- (4) 調査の内容は、個々の地域ごとに災害危険予想地域表に記録すること。
- (5) 調査の終了後、調査結果にもとづき関係職員による検討会を開催し、警戒避難措置等必要な防災体制の確立を図るものとする。
- (6) 調査終了後、とりまとめられた調査表は、当該地域に予想される危険状況が解消されるまでの間保管し、毎年度の調査により、変更事項が生じた場合は順次整備する。

災害危険予想地域調査表(台帳)

第1号様式

番 号		災害分類					パトロール開始年度			年度	
項目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	危険										
危険箇所の位置		大字					字			地区名	
管理者の住所、氏名											
法令等による区分		地すべり防止区域（ ） 地すべり危険箇所 急傾斜地崩壊危険区域（ ）急傾斜地崩壊危険箇所、 急傾斜地崩壊危険地帯、土石流危険溪流箇所、宅地造成危険 箇所 水防区域、老朽溜池、その他									
予想される危険事態		(当初)									
		(変更事項)									
予想される被害地域		巾 m 長さ m					面積			㎡・ha	
予想される被害内容		住家被害		非住家	公共建物被害		道路被害			耕地被害	
		棟数	世帯数	被害棟数	名称	面積	国道	県道	市町村道	田	畑
		棟	世帯	棟		㎡	m	m	m	ha	ha
被害防止対策事業の 施行状況 (応急対策を含む)		年 月					年 月				
		年 月					年 月				
		年 月					年 月				
		年 月					年 月				
被害防止の計画											
災害時の警戒 避難体制		現地連絡員		指定避難所		応急措置責任者			備考		
		氏名		施設名		氏名					
		TEL		TEL		TEL					
過去の災害暦											
(現地見取り図)					(危険箇所の写真) 年 月撮影						

【資料 9-1】 激甚災害指定基準

激 甚 災 害 指 定 基 準

◎激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章（第3条、第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% 2 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県の査定見込額＞10億円
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	1 激甚法第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は 4 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% 又は B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5%

	<p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <p>1 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60%</p> <p>2 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.0%</p> <p>ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
<p>激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p>	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 >当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）</p> <p>激甚法第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）</p> <p>激甚法第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸</p> <p>又は</p> <p>B (1)被災地滅失全域戸数≥2,000戸</p> <p>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上</p> <p>又は</p> <p>(2)被災地全域滅失戸数≥1,200戸</p> <p>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上</p> <p>ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>激甚法第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。</p>
<p>激甚法第7条（開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助）</p> <p>激甚法第9条（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）</p> <p>激甚法第10条（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助）</p> <p>激甚法第11条（共同利用小型漁船の建造費の補助）</p> <p>激甚法第14条（事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>

激甚法第20条（母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例）

激甚法第21条（水防資材費の補助の特例）

激甚法第25条（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）

【資料 9-2】 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準

○局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。（昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
<p>激甚法第 2 章（第 3, 第 4 条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が 1 以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満のものを除く。）</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村（当該査定事業額が 1 千万円未満のものを除く。）</p> <p>ロ 当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入×20%を超える市町村</p> <p>ハ 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ 100 億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から 50 億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）</p>
<p>激甚法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）</p>
<p>激甚法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。</p> <p>当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が 1 千万円未満の者を除く。）</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。</p>

<p>激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha 2 その他の災害にあつては、要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%
<p>激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p>	<p>中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>激甚法第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。</p>

炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	68,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第一項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第二項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させたと都道府県知事総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う機関以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 </div>			

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【資料 10-2】 災害弔慰金の支給等に関する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 93 号

改正

平成 23 年 12 月 19 日条例第 39 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「政令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が政令第 1 条に規定する災害（第 5 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 10 条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にすること。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とすること。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、政令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（政令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付を受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還、違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大田村条例第12号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年山香町条例第27号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年杵築市条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年12月19日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和3年9月24日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 10-3】 杵築市災害支援金支給要綱

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 58 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、非常災害によるり災者に対して迅速適切な応急救助として、杵築市災害支援金（以下「支援金」という。）の支給を行い、もって社会秩序の保全を図り、り災者の自力更生を助長することを目的とする。

(支援金支給の原則)

第 2 条 この要綱による支援金の支給は、災害直後生活維持のための応急処置的性質を有するものであり、当該支援金の支給は、すべて世帯単位に行うことを原則とする。

(支援金支給の範囲)

第 3 条 この要綱による支援金の支給を行う範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火災による住家の全焼又は半焼
- (2) 風水害による住家の流失、全壊、半壊又は床上浸水
- (3) 地震その他土砂の埋没等による住家の全壊、倒壊又は半壊

2 被害程度の判定は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による「被害程度の判定基準」を準用する。ただし、前項の範囲の基準により難しい場合は、市長において別に定める。

(支援金支給の基準)

第 4 条 前条に規定するり災者に対する支援金の支給範囲の基準は、別表のとおりとする。

(支援金支給の方法)

第 5 条 この要綱による支援金は、現金給付を原則とする。ただし、現金給付が適当でないと認められる場合は、現物給付をすることができる。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の杵築市の区域で発生した非常災害に係る災害救助については、杵築市災害救助規程（昭和 32 年杵築市告示第 3 号）の例による。

別表（第4条関係）

災害支援金支給基準額表

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	1人増すごとに
全焼(全壊)流失	60,000円	65,000円	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円	95,000円	100,000円	105,000円	5,000円
半焼(壊)	30,000円	33,000円	36,000円	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	57,000円	3,000円
床上浸水	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	28,000円	2,000円
死亡者に対する弔慰金	1人につき100,000円										
重傷者に対する見舞金	1人につき30,000円										

【資料 10-4】被災者支援に関する各種制度（経済・生活面の支援）

1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び杵築市災害弔慰金の支給に関する条例等に基づき支給。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（杵築市に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。 ※対象となる災害は、自然災害で杵築市内において住居が5世帯以上滅失した災害等。
問合せ先	杵築市

1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（杵築市に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
対象となる災害	1-1以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 杵築市に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 杵築市で震度4以上の地震が発生したとき 3 杵築市を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき 等
問合せ先	杵築市

2-1 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	<p>1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律及び杵築市災害弔慰金の支給に関する条例等に基づき、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>2 災害障害見舞金の支給額は次のとおり。</p> <p>①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円を超えない範囲内</p> <p>②その他の者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内</p>
対象者	<p>1 災害により以下のような重い障がいを受けた方。</p> <p>①両眼が失明した人</p> <p>②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人</p> <p>③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</p> <p>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</p> <p>⑤両上肢をひじ関節以上で失った人</p> <p>⑥両上肢の用を全廃した人</p> <p>⑦両下肢をひざ関節以上で失った人</p> <p>⑧両下肢の用を全廃した人</p> <p>⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で杵築市内において住居が5世帯以上滅失した災害等。</p>
問合せ先	杵築市

2-2 災害障害見舞金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	<p>1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。</p> <p>2 支給額</p> <p>①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内</p> <p>②その他の者が重度の障がいを受けた場合：62.5万円を超えない範囲内</p>
対象者	<p>1 災害により以下のような重い障がいを受けた方。</p> <p>①両眼が失明した人</p> <p>②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人</p> <p>③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</p> <p>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</p> <p>⑤両上肢をひじ関節以上で失った人</p> <p>⑥両上肢の用を全廃した人</p> <p>⑦両下肢をひざ関節以上で失った人</p> <p>⑧両下肢の用を全廃した人</p> <p>⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人</p> <p>※対象となる災害は、1-2に同じ。</p>
問合せ先	杵築市

3 災害支援金（市単独事業）

支援の種類	給付					
支援の内容	1 火災及び自然災害により、住家に下記の被害等が発生した場合は、杵築市災害支援金支給要綱に基づき、支援金を支給することにより、被災直後の生活維持と被災者の自力更生を助長する。					
	2 支援金の支給額 (単位：円)					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	1人増すごとに加算
	全焼・全壊・流失	60,000	65,000	70,000	75,000	5,000
	半焼・半壊	30,000	33,000	36,000	39,000	3,000
	床上浸水	10,000	12,000	14,000	16,000	2,000
死亡者弔慰金	1人につき 100,000					
重傷者見舞金	1人につき 30,000					
対象世帯	①火災による住家の全焼又は半焼 ②風水害による住家の流失、全壊、半壊又は床上浸水 ③地震その他土砂の埋没等による住家の全壊、倒壊又は半壊					
問合せ先	杵築市					

4 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支援の種類：貸付（融資）

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び杵築市災害弔慰金の支給に関する条例等に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊(工の場合を除く)	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年1%(保証人を立てた場合は無利子)	
据置期間	3年以内(特別の場合5年) 据置期間中は無利子	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- ②家財の1/3以上の損害
- ③住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で大分県内において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合などの災害。

(4) 問合せ先 杵築市

5 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：貸付（融資）

- ①生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。
- ②生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	150万円(目安)
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	貸付の日から6か月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	貸付の日から 2か月以内
償還期間	据置期間経過後 12月以内

- ③このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

- ①低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
- ②福祉費（災害弔慰金）の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合先：県、杵築市、市社会福祉協議会

6 母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付（融資）
支援の内容	1 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払い猶予などの特別措置を講じる。
対象者	1 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ①母子家庭の母（配偶者のいない女子で現に児童を扶養している方） ②母子・父子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） 2 父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ①父子家庭の父（配偶者のいない男子で現に児童を扶養している方） ②母子・父子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） 3 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） ①寡婦（かつて母子家庭の母であった方） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
問合先	県、市福祉事務所

7 年金担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類 貸付（融資）

国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金を融資するもの。

貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要

※金利については独立行政法人福祉医療機構に確認すること

(2) 対象者：年金受給者

(3) 問合せ先：独立行政法人福祉医療機構

8 恩給担保貸付

(1) 支援の種類：貸付（融資）

恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。

貸付限度額	恩給：250万円以内、ただし恩給年額の3年分以内 共済年金：250万円以内、ただし共済年金年額の1年分(R4年1月以降)以内 (生活費は100万円以内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要

※金利については(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること

(2) 対象者：恩給等の受給者

(3) 問合せ先：(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

9 教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して・教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）

10 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付・還付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合せ先	県、杵築市、学校

11 私立高等学校授業料減免支援制度（県単独事業）

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学が困難となった生徒を対象に、授業料の減免措置を行う私立高等学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がいない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合せ先	各私立高等学校

12 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合せ先	各大学等

13 保育料の減免事業（杵築市保育減免取扱要綱）

支援の種類	減免														
支援の内容	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">保育料減免基準額</th> </tr> <tr> <th>対象の範囲</th> <th>減免の額</th> <th>減免の期間</th> <th>添付書類</th> </tr> <tr> <td>全焼、全壊またはこれらに類する被害を受けた世帯</td> <td>保育料の全額</td> <td rowspan="2">災害が発生した日の属する月から6か月間</td> <td rowspan="2">り災証明書その他災害の被害の程度を証する書類</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊又はこれらに類する被害を受けた世帯</td> <td>保育料に2分の1を乗じて得た額</td> </tr> </table>	保育料減免基準額				対象の範囲	減免の額	減免の期間	添付書類	全焼、全壊またはこれらに類する被害を受けた世帯	保育料の全額	災害が発生した日の属する月から6か月間	り災証明書その他災害の被害の程度を証する書類	半焼、半壊又はこれらに類する被害を受けた世帯	保育料に2分の1を乗じて得た額
保育料減免基準額															
対象の範囲	減免の額	減免の期間	添付書類												
全焼、全壊またはこれらに類する被害を受けた世帯	保育料の全額	災害が発生した日の属する月から6か月間	り災証明書その他災害の被害の程度を証する書類												
半焼、半壊又はこれらに類する被害を受けた世帯	保育料に2分の1を乗じて得た額														
対象者	保育所に入所して保育の実施を受ける児童の属する世帯が、火災、風水害（床上浸水を除く）、震災その他の災害により、常時居住する家屋等に著しく損害を受けたとき。														
問合せ先	杵築市、幼稚園														

14 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合せ先	県、杵築市、学校

15 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

16 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	貸付（融資）	
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
	対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要 ※金利については株式会社日本政策金融公庫に確認のこと。
対象者	世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり	
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫	

17 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合せ先	杵築市

18 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を行う。
	2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。
	3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合がある。（詳しくは問合せ先へ確認すること）
対象者	災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
問合せ先	県、杵築市

19 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、(延長・金利の引き下げを含む)
支援の内容	<p>1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。</p> <p>2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請(一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請)することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができる。</p> <p>4 納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。</p> <p>5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合は、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。</p>
対象者	<p>1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。</p> <p>2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。</p> <p>3 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。</p> <p>4 納税の猶予については、納税者(源泉徴収義務者を含む)で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。</p> <p>5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。</p>
問合先	税務署

20 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）

21 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担減免措置等

<p>(1) 支援の種類：減免、支払猶予</p> <p>医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、減免措置が講じられる。</p>	
国民健康保険料及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担金の減免・猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる。
健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合がある。
<p>(2) 対象者</p> <p>災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方。</p> <p>保険者によって取扱が異なるため、ご加入の医療保険制度保険者や市に確認ください。</p>	
<p>(3) 問合せ先：健康保険組合、全国健康保険協会、市（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口</p>	

22 国民年金保険料の免除等

支援の種類	免除・納付猶予
支援の内容	災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合がある。
対象者	被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方。
問合せ先	市の国民年金担当窓口、年金事務所

23 公共料金・使用料等の特別措置（杵築市使用料条例、杵築市ケーブルネットワーク施設条例等）

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになる。
問合せ先	県、杵築市、関係事業者

24 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがある。
対象者	受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
問合せ先	日本放送協会

25 生活保護

(1) 支援の種類：給付・還付、現物支給・現物貸与		
(2) 支援の内容		
①生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。		
②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。		
③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。		
④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。		
生活扶助額（月額）の例（令和3年4月～）		
項 目	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,760円	139,630円
高齢者単身世帯（68歳）	77,980円	66,300円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,480円	106,350円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	190,550円	168,360円
(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方。		
(4) 問合せ先：県、杵築市		

26 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	<p>1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。</p> <p>2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。</p> <p>3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。</p>
対象者	<p>1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。</p> <p>(1) 使用者が、</p> <p>① 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと。</p> <p>② 1年以上事業活動を行っていたこと。</p> <p>③ ア 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。</p> <p>イ 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたこと。 この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。</p> <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること。</p>
問合先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康安全機構

27 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	<p>1 労働者が失業しその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する。</p> <p>2 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施する。</p>
対象者	<p>1 災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。</p> <p>2 激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方。</p>
問合先	公共職業安定所

28 ハロートレーニング（公的職業訓練）

支援の種類	給付・還付、サービス
支援の内容	<p>1 災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。</p> <p>2 また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もある。</p>
対象者	災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合せ先	公共職業安定所

29 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給

支援の種類	給付・還付
支援の内容	<p>就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給される。</p> <p>また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される。</p> <p>【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。</p> <p>【移転費】 就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40 日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。</p>
対象者	激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた者など。
問合せ先	公共職業安定所又は県労働局、県

【資料 10-5】被災者支援に関する各種制度（住まいの確保・再建のための支援）

1 被災者生活再建支援制度（国制度）

被災者生活再建支援法に基づき、災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

(1) 制度の対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の災害
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 等

(2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

※被災時に現に居住していた世帯が対象となるので、空き家、別荘、他人に貸している物件な

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借(公営住宅を除	50 万円	150 万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借(公営住宅を除	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借(公営住宅を除	25 万円	25 万円

ど

は対象とならない。

(4) 問合せ先：県、杵築市

2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。

②支給額は、下記のとおり。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と供給可能。

被害程度	支給額(定額)			
	基礎支給額	加算支給金		合計額
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円
		補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	—	—	5万円

・国制度と併給する場合

被害程度	支給額(定額)			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円
		補修	30万円	80万円
		賃借	25万円	75万円

(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯

留意事項

1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。

3 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。

〔住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること
その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し又は解体されるに至った世帯〕

(4) 問合先：県、市町村

(4) 問合先：県、杵築市

3 災害復興住宅融資(建設)

(1) 支援の種類：貸付（融資）

- ①自然現象により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ②融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。
※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
土地取得資金なし	2,700万円	35年
土地取得資金あり	3,700万円	

- ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。
 - ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込者（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。
- （注）詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記の間合先まで。

(2) 対象者

自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設する方で、住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合先：独立行政法人住宅金融支援機構

4 災害復興住宅融資（購入）

(1) 支援の種類：貸付（融資）

- ①自然現象により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する場合に受けられる融資。
- ②融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。
※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

融資限度額（※1）	返済期間（※2）
3,700万円	35年

- ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。
- ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込者（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

（注）詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記の間合先まで。

(2) 対象者

自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を購入する方で、住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合先：独立行政法人住宅金融支援機構

5 災害復興住宅融資(補修)

(1) 支援の内容：貸付（融資）

- ① 自然現象により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資。
- ② 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ③ この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

融資限度額（※1）	返済期間（※2）
1, 200万円	20年

※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。

※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込者（連帯債務者を含む）全員が亡くなるまで。なお、元金据置期間は設定できない。

(注) 詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記の間合先まで。

(2) 対象者

自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を補修する方で、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 間合先：独立行政法人住宅金融支援機構

6 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	<p>1 地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。</p> <p>2 支援内容の概要</p> <p>①返済金の払込みの猶予：1～3年間</p> <p>②払込猶予期間中の金利の引き下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ）</p> <p>※フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利</p> <p>③返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年</p> <p>※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。</p> <p>※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。</p>
対象者	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方</p> <p>②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方</p> <p>③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</p>
間合先	独立行政法人住宅金融支援機構

7 生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)

(1) 支援の種類：融資

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額

貸付限度額	250万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

(2) 対象者

①低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯

②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

(3) 問合せ先：杵築市社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

8 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

(1) 支援の種類：貸付(融資)

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.0%
据置期間	6か月
償還期間	7年

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子父子寡婦世帯

(3) 問合せ先：県、杵築市、市社会福祉協議会

9 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
支援の内容	1 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	以下の要件を満たす方 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合がある。
問合せ先	県、杵築市

10 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 ①災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者）にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
問合せ先	県、杵築市

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊（半焼）若しくは、準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の住家被害を受け、自ら修理する資力のない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2 応急修理は、市が業者に委託して実施（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方。 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨から、応急仮設住宅の入居が可能となった。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月）
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）

12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。）
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）

13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物給付
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p>
対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>1 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態であること。</p> <p>2 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること（但し、生活に支障がなければ認められない）。</p> <p>※そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。</p>
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）

14 宅地防災工事融資

<p>(1) 支援の種類：貸付（融資）</p> <p>地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）の工事のための費用を融資します。</p> <table border="1" data-bbox="258 1167 1126 1245"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1, 190万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table> <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。</p>		融資限度額	1, 190万円	償還期間	20年以内
融資限度額	1, 190万円				
償還期間	20年以内				
<p>(2) 対象者</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方</p>					
<p>(3) 問合せ先：独立行政法人住宅金融支援機構</p>					

15 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

①地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。

②融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋。

③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

	融資限度額	返済期間
土地取得資金なし	2, 700万円	35年
土地取得資金あり	3, 700万円	

(2) 対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

(参考)り災証明書とは

り災証明書は、災害対策基本法第 90 条の 2 の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされるものである。

り災証明書により証明される住家の被害の程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、内閣府の「災害の被害認定基準について」（令和 3 年 6 月 24 日付け府政防 670 号）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月 内閣府）等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

全壊 (全焼・全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分が住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※詳細は、内閣府のホームページを確認。

【資料 10-6】被災者支援に関する各種制度（農林漁業・中小企業・自営業への支援）

1 天災融資制度

(1) 支援の種類：融資

①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

(2) 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 2,500 連合会 5,000	

①貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災適用の場合)	6.5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災適用の場合)	5.5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3.0%以内	6年以内 7年以内

(3) 対象者

次の基準に該当すると市長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(4) 問合せ先：杵築市

2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）

支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経費の6/12又は年間粗利益の6/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）
	農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 特認：負担額の80%又は1施設当たり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額	15年以内（うち3年以内の据置可能）
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	25年以内（うち10年以内の据置可能）	
農業経営基盤	災害により被害を	個人3億円、	25年以内（う	

強化資金	受けた農林漁業の再建に必要な資金を融資	法人10億円	ち10年以内の据置可能)
経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	①負担額の80% ②個人1.5億円、法人5億円	25年以内(うち3年以内の据置可能)
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林 負担額の80% (計画森林は負担額の90%) ②樹苗養成施設 負担額の80% ③林道 負担額の80%	①復旧造林: 30年以内 (うち20年以内の据置可能) ※別途特認要件あり ②樹苗養成施設: 15年以内 (うち5年以内の据置可能) ③林道: 20年以内(うち3年以内の据置可能) ※別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内(うち3年以内の据置可能)

2 農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資(認定農業者、集落営農組織のみ)	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内(うち7年以内の据置可能)
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	15年以内(うち3年以内の据置可能)
漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内(うち3年以内の据置可能)

●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。

対象者	農林漁業者
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資

- ①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。
 ②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。
 ③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

○国民生活事業

貸付限度額	各融資制度の貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額
償還期間	各融資制度の返済期間以内

○中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

④株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

- ⑤株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

(3) 問合先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

4 災害復旧高度化資金

(1) 支援の種類：融資

- ①大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	90%以内・
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

(2) 対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

- ①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合
 ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3) 問合先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

8 災害関係保証

支援の種類	信用保証
支援の内容	<p>1 災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う。</p> <p>2 融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。</p> <p>3 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できる。</p>
対象者	災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた方（市町村等が発行するり災証明書が必要）
問合先	大分県信用保証協会

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付・還付
支援の内容	<p>1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。</p> <p>2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障がい者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障がい者1,000円/日）。</p> <p>3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内。</p>
対象者	<p>職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職をを容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。</p> <p>イ 職場適応訓練を行う設備があること</p> <p>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</p> <p>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</p> <p>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</p> <p>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</p>
問合先	公共職業安定所又は都道府県労働局

【資料 11】災害救助法関係様式

「災害救助法による救助の実施について」一部改正（平成 31 年 3 月 25 日、内閣府）

- 【様式 1】 被害状況調
- 【様式 2】 災害救助費概算額調
- 【様式 3】 避難所設置及び避難生活状況
- 【様式 4-1】 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）
- 【様式 4-2】 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）
- 【様式 5】 炊き出し給与状況
- 【様式 6】 飲料水の供給簿
- 【様式 7】 被服、寝具その他生活必需品の給与状況
- 【様式 8】 救護班活動状況
- 【様式 9】 病院診療所医療実施状況
- 【様式 10】 助産台帳
- 【様式 11】 被災者救出状況記録簿
- 【様式 12】 住宅応急修理記録簿
- 【様式 13】 生業資金貸付台帳
- 【様式 14】 学用品の給与状況
- 【様式 15】 埋葬台帳
- 【様式 16】 死体処理台帳
- 【様式 17】 障害物除去の状況
- 【様式 18】 輸送記録簿

被害状況調

市町村名 杵築市
月 日 時 分 現在

人的被害	死者			人	
	災害関連死者			人	
	行方不明者			人	
	負傷者	重傷		人	
		軽傷		人	
		小計		人	
	計			人	
住家の被害	棟数	全壊・全焼・流失		棟	
		半壊・半焼		棟	
		一部損壊		棟	
		床上浸水		棟	
		床下浸水		棟	
	世帯数及び人数	全壊・全焼・流失	世帯		世帯
			人数		人
		半壊・半焼	世帯		世帯
			人数		人
		一部損壊	世帯		世帯
			人数		人
		床上浸水	世帯		世帯
			人数		人
		床下浸水	世帯		世帯
			人数		人
災害発生年月日					

- 注1) 負傷のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。
- 2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- 3) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
- 4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。
- 6) 当該報告書の住家被害区分は、り災証明書の区分と異なるので、注意すること。

災害救助費概算額調
(災害名)

大分県杵築市

種目別区分		員数	単価(円)	金額(円)	備考
I 救助業務に要した経費					
1 救 助 費					
(1)	避難所設置費	避難所	延人		
		福祉避難所	延人		
		ホテル・旅館など	延人		
		計	延人		
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		
		借上型仮設住宅	戸		
		計	戸		
(3)		炊出しその他による食品の給与費	延人		
(4)		飲料水の供給費	延人		
(5)	被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯		
		半壊(焼)・床上浸水	世帯		
		計	世帯		
(6)	医療及び助産費	医療	延人		
		助産	延人		
		計	延人		
(7)		被災者の救出費	人		
(8)		被災した住宅の応急修理費	世帯		
(9)		生業に必要な資金の貸与費	世帯		
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人	
			文房具等	人	
		中学校生徒	教科書	人	
			文房具等	人	
		計		人	
(11)	埋葬費	大人	体		
		子供	体		
		計	体		
(12)		死体の捜索費	体		
(13)	死体の処理費	洗浄・縫合・消毒等	体		
		一時保存	体		
		検案	体		
		計	体		
(14)		障害物の除去費	世帯		
(15)		輸送費			
(16)		賃金職員等雇上費			
2		実費弁償	人		
3		扶助金	件		
4		損失補償費	件		
5		法第19条の補償			
合計					

炊き出し給与状況

市町村名 杵築市

炊き出し場の名称	実施期間	延人員	実支出額	備 考
	月 日～ 月 日	人	円	
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 6

飲料水の供給簿

市町村名 杵築市

供給対象箇所の名称	供給期間	実支出額	備考
	月 日～ 月 日	円	

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

市町村名 杵築市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品名			実支出額	備考
				〇〇	〇〇	…		
計	全壊	世帯						
	半壊	世帯						

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品目として記載し、各給与数を記入すること。
- 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

病院診療所医療実施状況

市町村名 杵築市

診療 機関名	患者 氏名	診療 期間	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
計 機関									

(注)「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式10

助産台帳

市町村名 杵築市

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月 日～ 月 日		
計					

様式 1 1

被災者救出状況記録簿

市町村名 杵築市

年月日	救出用機械器具等			備考
	機械器具等名称	数量	金額	
月 日				
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

住宅応急修理記録簿

市町村名 杵築市

整理番号	世帯主名	応急修理期間	実支出額	応急修理箇所概要	摘要
		月 日～ 月 日			
	計 世帯				

(注) 1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

生業資金貸付台帳

市町村名 杵築市

貸与を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
	計 世帯							

(注) 1 「貸与期間」欄は、「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

市町村名 杵築市

学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額	備考
					教科書					その他学用品						
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他		
小学校		人														
中学校		人														
高校		人														

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

埋葬台帳

市町村名 杵築市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

死体処理台帳

市町村名 杵築市

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係者	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

障害物除去の状況

市町村名 杵築市

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

輸送記録簿

市町村名 杵築市

輸送 月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修 繕					燃料 費	実支 出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要				
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名							
計														

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

【資料 12】 自衛隊関係様式

(1) 自衛隊の災害派遣（撤収）要請

(ア) (災害派遣要請書)

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

杵築市長

㊟

自衛隊の災害派遣の要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1、災害の状況および派遣を要請する事由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）

派遣を要請する事由

2、派遣を希望する期間

3、派遣を希望する区域および活動内容

派遣を希望する区域、連絡場所および連絡者

活動内容

4、その他参考となすべき事項

(ア) (撤収要請書)

大分県知事 殿

第 年 月 日 号

杵築市長

⑩

自衛隊の撤収要請について

年 月 日付け 第 号により要請した災害派遣活動については、災害の復旧も概ね終了したことから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1. 撤収要請日時

年 月 日

2. 派遣要請日時

年 月 日

3. 撤収作業場所

撤収作業内容

(2) 航空機搭乗承認申請

年 月 日

殿

申請者 職名
氏名

㊞

航空機の搭乗について、下記により承認されたく申請します。

記

1. 搭乗者の職名、氏名、年令

(才)

2. 搭乗理由 ;

3. 搭乗予定日及びその区間

月 日 (局地上空)

4. 搭乗航空機の型式

OH-6 OH-1 UH-60 CH-1

5. その他必要な事項

6. 事故があった場合の通知先 (住所・氏名・続柄・TEL)

この搭乗にあたっては、機長及び関係担当官の指示に従って行動し、事故による損害について当方でいっさい処理し、自衛隊に迷惑をかけません。

搭乗者 住所
氏名

㊞

この搭乗に同意します。(未成年のみ)

親権者 住所
氏名

㊞

【資料 13】り災証明書等

○り災証明書等の発行

地震や台風などの自然災害により住家に被害が発生した場合において、市は被災者からの申請に基づいて、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度（全壊、半壊等）を証明する書面（「り災証明書」）を交付する。（災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項）

り災証明書は、公的な各種被災者支援制度の適用を目的として、被災者（被災世帯）に対して交付する。

また、消防長は、平常時における対応と同様、火災による焼損状況の調査等にもとづき、火災によるり災証明書を発行する。

1、交付の対象となる災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然災害、大規模な火災、爆発など。（災害対策基本法第 2 条第 1 項）

2、被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の「災害の被害認定基準について」（令和 3 年 6 月 24 日付け府政防 670 号）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月 内閣府）を基準とした区分とする。

3、災害の被害認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは 1 月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。

住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4、り災証明書の発行

り災証明書は、災害による被害程度を証明し、その被害の程度により、被災者生活支援法に基づく被災者生活再建支援金などの救済措置が適用されるため、市は市民に対して速やかに発行する。

(1) 申請窓口の開設

被災者からのり災証明申請について対応するため、専用の窓口を開設する。窓口では、住民からの被害状況の報告を取りまとめ、被害認定調査の準備を行う。

被害の分類	対象者・対象物	申請窓口	申請様式
住家	○住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けた方	本庁舎 税務課 山香庁舎 山香振興課 大田庁舎 大田振興課	り災証明申請書（住家）

※申請にあたっては、申請書のほかに、被害状況がわかる写真（全景、近景）、地図、身分証明書等が必要となる。

※り災証明書は、災害対策本部が設置されている間は、被災者対策班が発行する。

また、消防長が焼損状況の調査等にもとづき発行する火災によるり災証明書は、消防本部と市が協議した場所において発行する。

(2) 被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月内閣府）等を基に調査を実施する。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

(3) り災証明書の発行

被害認定調査により判定された結果等を基に、り災証明書を発行する。

5、被災証明書の発行

家屋や家屋以外の構築物（カーポートなど）や家財・車両などの動産の被害や店舗、事務所、工場等事業者及び事業用設備等の被害及び農林水産業用施設・機械、農林水産物、農地等の被害などについて、災害により被害を受けた事実を証明するもので、写真等により市職員がその事実を確認する。

り災証明書のように、被害の程度の証明はしない。

○被災者台帳の整備

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができる。

（災害対策基本法第 90 条の 3、災害対策基本法施行規則第 8 条の 4）

被災者台帳は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものである。

I 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所（避難先の住所ではなく、被災時の住所とする。※住民票の住所と異なる場合がある。）
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成（被災時の世帯員とする。）
- ⑩ り災証明書の交付の状況
- ⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪の提供を行った場合は、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」第 2 条第 5 項に規定する個人番号（マイナンバー）を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

II 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する擁護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。（災害対策基本法第 90 条の四第 1 項の二）

III 台帳情報の提供

- ① 市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - ・本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。（災害対策基本法第 90 条の四第 1 項の一）

- ・他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。(災害対策基本法第90条の四第1項の三)
- ② ①の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。(災害対策基本法施行規則第8条の六第1項)
 - ア 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- ③ 市長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、Iの⑬の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

り災証明書等の様式

(整理番号)

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢

り災原因	
------	--

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

杵築市長

証明番号	号
------	---

被災証明書

被災者住所	
被災者名	

被災年月日 被災の原因	令和 年 月 日 による
被災場所等	
被災内容	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

杵築市長

(注意事項)

- ・ この証明は、被災者支援の一環として、市町村が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ・ この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

【資料 14】避難所運営に関わる様式

杵築市避難所運営マニュアル（令和元年 11 月）様式集による。